

9月企画運営委員会次第

日 時 平成23年9月14日(水)15:00～
場 所 県社会福祉会館 2階 第2会議室

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) 保育所の設備・運営基準を定める条例に関する国の動向について
 - (2) 平成23年度全国保育協議会第2回協議員総会の状況について
 - (3) 平成23年度全国保育協議会会長表彰被表彰者の決定について
 - (4) 「保育専門講座Ⅱ」の開催について
 - (5) 「保育園利用者相談室」の運営体制と事業計画について
 - (6) 「保育の日前夜祭」の開催について
 - (7) その他
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報 全保協ニュース No11-11、11-12
 - (2) 部会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他

※10月企画運営委員会（予定）

平成23年10月12日(水)15:00～ 県社会福祉会館2階第1会議室

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令案について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (児童福祉法関係)

1. 改正の背景

- 地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月7日)で方針が示された以下の3つの重点事項のうち特に地方要望に係る事項を中心に、地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)に基づき関連法律の改正を行う。
 - (a) 施設・公物設置管理の基準
 - (b) 協議、同意、許可、認可、承認
 - (c) 計画等の策定及びその手続

2. 改正の概要

- (a) 施設・公物設置管理の基準の見直し
 - 児童福祉法の一部改正
 - ◆ 児童福祉施設・サービスの人員・設備・運営基準を、都道府県等の条例に委任。
 - ◆ 人員・居室面積・人権侵害防止等の厚生労働省令で定める基準は「従うべき基準」、その他は「参酌すべき基準」とする。
 - ◆ ただし、保育所の居室面積基準については、厚生労働大臣が指定する地域にあっては、政令で定める日までの間は、「標準」とする。

3. 施行期日

- 平成24年4月1日
 - ※ 施行日から1年を超えない範囲内で、条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準を条例で定める基準とみなす旨の経過措置あり

第35回社会保障審議会 児童部会	資料2
平成23年7月1日	

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令案について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (児童福祉法関係)

1. 改正の背景

- 地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月7日)で方針が示された以下の3つの重点事項のうち特に地方要望に係る事項を中心に、地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)に基づき関連法律の改正を行う。
 - (a) 施設・公物設置管理の基準
 - (b) 協議、同意、許可、認可、承認
 - (c) 計画等の策定及びその手続

2. 改正の概要

- (a) 施設・公物設置管理の基準の見直し
 - 児童福祉法の一部改正
 - ◆ 児童福祉施設・サービスの人員・設備・運営基準を、都道府県等の条例に委任。
 - ◆ 人員・居室面積・人権侵害防止等の厚生労働省令で定める基準は「従うべき基準」、その他は「参酌すべき基準」とする。
 - ◆ ただし、保育所の居室面積基準については、厚生労働大臣が指定する地域にあっては、政令で定める日までの間は、「標準」とする。

3. 施行期日

- 平成24年4月1日
 - ※ 施行日から1年を超えない範囲内で、条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準を条例で定める基準とみなす旨の経過措置あり

児童福祉施設最低基準「従うべき基準」一覧表

基準の種類	条項	規定内容
①人員配置基準	第8条ただし書(他の社会福祉施設を併置するときの設備及び職員の基準)	入所者の居室、各施設に特有の設備、入所者の保護に直接従事する職員については、併置している社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることはできない。
	第17条(第2種助産施設の職員)	・専任又は嘱託の助産師(医療法に配置が規定されている助産師とは別に最低1人配置) ・第2種助産施設の嘱託医の要件:産婦人科の診療に相当の経験を有する者。
	第21条(乳幼児10人以上を入所させる乳児院の職員)	・小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員、(対象者10人以上に心理療法を行う場合は)心理療法担当職員 ※調理業務の全部を委託する施設は、調理員を置かないことができる。 ※乳幼児20人以下を入所させる施設は個別対応職員を置かないことができる。 ・家庭支援専門相談員、心理療法担当職員の資格要件 ・看護師の配置(最低7人配置) 2歳未満の乳幼児おおむね1.7人につき1人 2歳～3歳未満の幼児おおむね2人につき1人 3歳以上の幼児おおむね4人につき1人 ※看護師は、保育士又は児童指導員をもって代えることができる(ただし、乳幼児10人の乳児院には2人以上、乳幼児10人を超える場合は、おおむね10人増すごとに1人以上の看護師を配置)。 ※乳幼児20人以下を入所させる場合には、上述の保育士のほか、保育士を1人以上配置。
	第22条(乳幼児10人未満を入所させる乳児院の職員)	・嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員、調理員又はこれに代わるべき者 ・看護師の配置(最低7人配置(1人を除き、保育士又は児童指導員で代替可能))
	第27条、第30条(母子生活支援施設の職員)	・母子支援員、嘱託医、少年を指導する職員、調理員又はこれに代わるべき者、(対象者10人以上に心理療法を行う場合は)心理療法担当職員 ・母子20世帯以上を入所させる施設の場合は、母子支援員2人、少年を指導する職員2人 ・保育所に準ずる設備の保育士の配置(最低1人配置)乳幼児おおむね30人につき1人
	第28条(母子支援員の資格)	母子支援員の資格要件
	第33条(保育所の職員)	・保育士、嘱託医、調理員 ※調理業務の全部を委託する施設は、調理員を置かないことができる。 ・保育士の配置(最低2人配置) 乳児おおむね3人につき1人 1歳～3歳未満の幼児おおむね6人につき1人 3歳～4歳未満の幼児おおむね20人につき1人 4歳以上の幼児おおむね30人につき1人 ※認定こども園である保育所の場合 乳児おおむね3人につき1人 1歳～3歳未満の幼児おおむね6人につき1人 3歳～4歳未満の幼児: 短時間利用児:おおむね35人につき1人 長時間利用児:おおむね20人につき1人 4歳以上の幼児: 短時間利用児:おおむね35人につき1人 長時間利用児:おおむね30人につき1人
	第38条(児童厚生施設の職員)	児童の遊びを指導する者の配置、資格要件

<p>第42条(児童養護施設の職員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童指導員、囑託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員、(乳児が入所している施設の場合は)看護師、(対象者10人以上に心理療法を行う場合は)心理療法担当職員、(実習設備を設けて職業指導を行う場合は)職業指導員 ※児童40人以下を入所させる施設は栄養士を置かないことができる。 ※調理業務の全部を委託する施設は、調理員を置かないことができる。 ・家庭支援専門相談員、心理療法担当職員の資格要件 ・児童指導員及び保育士の配置(児童45人以下を入所させる施設にあつては、下記に更に1人以上を加える。) 3歳未満の幼児おおむね2人につき1人 3歳以上の幼児おおむね4人につき1人 少年おおむね6人につき1人 ・看護師の配置(最低1人以上配置) 乳児おおむね1.7人につき1人
<p>第43条(児童指導員の資格)</p>	<p>児童指導員の資格要件</p>
<p>第75条(情緒障害児短期治療施設の職員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員 ※調理業務の全部を委託する施設は、調理員を置かないことができる。 ・心理療法担当職員、家庭支援専門相談員の資格要件 ・心理療法担当職員の配置 おおむね児童10人につき1人 ・児童指導員及び保育士の配置(総数) おおむね児童5人につき1人
<p>第80条(児童自立支援施設の職員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童自立支援専門員、児童生活支援員、囑託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は囑託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員、(対象者10人以上に心理療法を行う場合は)心理療法担当職員、(実習設備を設けて職業指導を行う場合は)職業指導員 ※児童40人以下を入所させる施設は、栄養士を置かないことができる。 ※調理業務の全部を委託する施設は、調理員を置かないことができる。 ・家庭支援専門相談員、心理療法担当職員の資格要件 ・児童自立支援専門員及び児童生活支援員の配置(総数): おおむね児童5人につき1人
<p>第81条(児童自立支援施設の長の資格)</p>	<p>児童自立支援施設の長の資格要件</p> <p>※このほか、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設の施設長の資格を新たに追加することを予定。</p>
<p>第82条(児童自立支援専門員の資格)</p>	<p>児童自立支援専門員の資格要件</p>
<p>第83条(児童生活支援員の資格)</p>	<p>児童生活支援員の資格要件</p>
<p>第88条の3(児童家庭支援センターの職員)</p>	<p>センター業務担当職員の配置、資格要件</p>

②居室面積基準	第8条ただし書(他の社会福祉施設を併置するときの設備及び職員の基準)	入所者の居室、各施設に特有の設備、入所者の保護に直接従事する職員については、併置している社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることはできない。
	第19条(乳幼児10人以上を入所させる乳児院の設備の基準)	寝室(2.47㎡/人)、観察室(1.65㎡/人)
	第20条(乳幼児10人未満を入所させる乳児院の設備の基準)	乳幼児の養育のための専用の室(2.47㎡/人)
	第26条第1号～第3号、第30条第1項(母子生活支援施設の設備の基準)	母子室(30.0㎡/室) ※保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所の居室に関する規定を準用
	第32条第1号～第3号・第5号・第6号(保育所の設備の基準) ※ 乳児室(第2号)、ほふく室(第3号)、保育室又は遊戯室(第6号)の面積基準は、待機児童が多く、地価の高い地域では「標準」とする。	・0、1歳児を入所させる保育所 乳児室(1.65㎡/人)又はほふく室(3.3㎡/人) ・2歳以上児を入所させる保育所 保育室(1.98㎡/人)又は遊戯室(1.98㎡/人)
	第41条第1号・第2号(児童養護施設の設備の基準)	児童の居室(4.95㎡/人(乳幼児のみの居室は3.3㎡/人))
	第74条第1号・第2号(情緒障害児短期治療施設の設備の基準)	児童の居室(4.95㎡/人)
	第79条第2項(児童自立支援施設の設備の基準)	児童の居室(4.95㎡/人)
③人権に直結する運営基準等	第9条(入所した者を平等に取り扱う原則)	入所した者を平等に取り扱う原則
	第9条の2(虐待等の禁止)	法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為の禁止
	第9条の3(懲戒権限の濫用禁止)	法第47条の規定により施設長が懲戒するとき等に関する権限の濫用禁止
	第11条(食事)	児童福祉施設における自園調理の原則、及びその場合の留意事項
	第14条の2(秘密保持等)	職員の守秘義務、施設が秘密保持のために必要な措置をとる義務
	第15条(助産施設の医療法上の位置づけ)	・第1種助産施設: 医療法の病院又は診療所である助産施設 ・第2種助産施設: 医療法の助産所である助産施設
	第19条第1号、第26条第2号、第30条第1項、第32条第1号・第5号、第41条第1号、第74条第1号、第79条第2項(設備の基準(乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設))	調理室の設置(乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設)
	第32条の2(保育所での食事に関する外部搬入の特例)	第11条第1項(自園調理の原則)に関わらず外部搬入を認める要件
第35条(保育指針)	保育の内容を、厚生労働大臣が定めること。	

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令及び同条の厚生労働大臣が定める地域について 説明資料

1. 趣 旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号。以下「整備法」という。）附則第 4 条の規定に基づき、都道府県、政令市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が保育所に係る居室の床面積の基準を条例で定めるに当たり、厚生労働省令で定める基準を標準として定める特例措置の対象となる地域の基準及び対象地域を定めるもの。

2. 概 要

- 整備法の施行に伴い、児童福祉法（昭和 23 年法律第 74 号）第 45 条が改正され、児童福祉施設の設備及び運営に係る基準については、都道府県等の条例で定められることとなった。
- 改正後の児童福祉法第 45 条においては、都道府県等は条例を定めるに当たり、同条第 2 項各号に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものと規定された。
- 保育所の居室面積に係る基準については、改正後の児童福祉法第 45 条第 2 項第 2 号に該当するものであり、従うべき基準と整理された。しかしながら、待機児童対策の観点から、待機児童問題が深刻でかつ地価が高い等の一定の条件を満たす地域については、整備法附則第 4 条の規定により、政令で定める日までの間、「従うべき基準」である保育所の居室面積に係る基準について、厚生労働省令で定める基準を「標準」として条例を定めることとする特例措置が設けられた。（本特例措置は平成 26 年度までの時限措置である。）
- 本省令は、整備法附則第 4 条の規定に基づき、上記特例措置の対象となる地域の基準を定める省令である。

3. 特例対象地域の基準

- 特例の対象となる地域の基準は、次の①及び②のいずれの基準も満たすこととする。
 - ① 待機児童問題が特に深刻な地域であること

- ② 保育所の増設等を図るに当たり、土地等の確保が困難であること
- ①について、児童福祉法第 56 条の 8 において、待機児童数が 50 人以上の市町村（特定市町村）については、待機児童の解消を図るための市町村保育計画を策定することが義務づけられている。今般の特例措置は、保育所の最低基準の緩和を含むものであり、特定市町村の中でも特に待機児童問題が深刻である市町村（特別区を含む。以下同じ。）を対象とする。
- このため、待機児童数が 100 人以上である市町村を、特例措置の対象とする。
- ②について、保育所の増設等を図るに当たり、地価が高い地域においては、土地の確保が困難な状況となっている。
- このため、今般の特例措置では、特に地価が高く土地の確保が困難な市町村を対象とするため、地価公示法（昭和 44 年法律第 49 号）に基づく公示地価を利用し、当該市町村の住宅地の公示価格平均が、三大都市圏の住宅地の公示価格平均を上回る市町村を、特例措置の対象とする。

4. 特例対象となる市町村について

- 本特例措置の対象となる市町村については、毎年厚生労働省告示で定めることとする。

5. 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働省令で定める基準を定める省令及び同条の厚生労働大臣が指定する地域について

I. 趣 旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号。以下「整備法」という。）附則第4条の規定に基づき、都道府県、政令市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が保育所に係る居室の床面積の基準を条例で定めるに当たり、厚生労働省令で定める基準を標準として定める特例措置の対象となる地域の基準及び当該基準に照らし対象となる地域を定めるもの。

II. 概 要

（1）整備法附則第4条の特例措置の対象となる地域の基準について（省令）

整備法附則第4条の規定に基づき、児童福祉法（昭和23年法律第74号）第45条第1項の規定により都道府県等が保育所に係る居室の床面積の基準を条例で定めるに当たり、厚生労働省令で定める基準を標準として定める特例措置の対象となる地域の基準は、次のいずれの要件も満たす市町村（特別区を含む。以下同じ。）であることとする。

- ① 当該年度の前々年度の4月1日時点において、当該市町村における待機児童の数が100人以上であること
- ② 当該年度の前々年度の1月1日時点において、当該市町村の住宅地の公示価格の平均額が、三大都市圏の住宅地の公示価格の平均額を上回っていること

（2）整備法附則第4条の厚生労働大臣が指定する地域について（告示）

平成24年4月1日時点で（1）の①及び②の基準を満たす市町村として、以下の市町村を定める。

東京都	中央区、港区、文京区、墨田区、江東区、大田区、世田谷区、中野区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、立川市、三鷹市、府中市、調布市、小平市、東村山市、東久留米市、多摩市、西東京市
神奈川県	横浜市、川崎市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市
埼玉県	さいたま市、川口市
千葉県	市川市

京都府	京都市
大阪府	大阪市
兵庫県	西宮市

Ⅲ. 根拠法令

整備法附則第4条

Ⅳ. 施行日

平成24年4月1日

平成 23 年度
全国保育協議会 第 2 回 協議員総会

期日：平成 23 年 9 月 5 日（月）

会場：全国社会福祉協議会 5 階「第 3～5 会議室」

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全 国 保 育 協 議 会

目 次

I. 平成 23 年度全国保育協議会 第 2 回協議員総会・次第 ----- 1

II. 議案関連資料

第 1 号議案

「子ども・子育て新システム」に対する全国保育協議会の対応について---2
・「子ども・子育て新システム中間とりまとめ」に対する全国保育協議会
の評価と今後の方針について（案） ----- 3

第 2 号議案

「子ども・子育て新システム」に関する会員保育所への周知について-----5
・「子ども・子育て新システム」中間とりまとめの内容と全国保育協議会・
全国保育士会の考え方（案） ----- 6

「子ども・子育て新システム」関連 【別冊】

子ども・子育て新システムについて
子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて
別添子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ について
社会保障・税一体改革の当面の作業スケジュールについて

〔第1号議案〕

「子ども・子育て新システム」に対する全国保育協議会の
対応について

【提案理由】

「子ども・子育て新システム」に対する全国保育協議会の今後の対応方針について、ご承認いただきたい。

【説明資料等】

「子ども・子育て新システム 中間とりまとめ」に対する全国保育協議会の評価と今後の方針について（案）

「子ども・子育て新システム 中間とりまとめ」に対する
全国保育協議会の評価と今後の方針について（案）

23.08.29

経緯

- 「子ども・子育て新システム」は、平成23年7月29日の「少子化社会対策会議」にて「中間とりまとめ」がされた。
- 昨年9月からの検討内容を集約し、議論の到達点としてとりまとめられたが、内容には今後の検討とされた項目が多く、詳細は本年9月以降に再開予定の「子ども・子育て新システム検討会議 作業グループ 基本制度ワーキングチーム（以下、WTと記載）」でさらに検討予定である。

「中間とりまとめ」に対する全保協としての評価

- 「中間とりまとめ」は、基本制度案要綱の基本的方向をふまえ、その理念を実現するために、関係者間で意見集約を図りながら重ねてきたこれまでの議論の到達点である。
- ただし、その内容については今後の検討とされた項目が多く、基本制度案要綱で示された「すべての子どもへの良質な生育環境を保障し、子どもを大切に作る社会」は、社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担や政府の推進体制・財源の一元化等が制度の根幹をなすものとして、一体的に実現されるべきものである。

【全保協が一貫・継続して主張してきた事項】

1. 児童福祉としての役割を維持するべき
 - ・「こども園（仮称）」は児童福祉法上の児童福祉施設であると位置づけ、保育所が果たしてきた機能を継承し、児童福祉としての役割が維持されるようにすべき。
 - ・「こども園（仮称）」を、子どもの生命を守るセーフティネットとして位置づけ、ナショナルミニマムを設定して、すべての子どもの育ちと最善の利益を保障するべき。
2. 制度設計は、財源確保と一体的にすすめるべき
 - ・新システムの導入にあたっては、恒久的・安定的で十分な量の財源確保が前提。
 - ・安定的・恒久的財源の確保によって保育の提供を図ることが必要不可欠であり、保育所運営費の一般財源化は、これに逆行するもの。公私立の区別無く同じ考えのもとで運用が図られるような配慮が必要。
3. 手厚い支援を必要とする子どもへの対応を強化・充実するべき
 - ・被虐待児童や障害がある子どもも含め、すべての子どもが利用できるように応諾義務を必須とすべき。
 - ・上乗せ徴収を認める等、利用者にとって制度利用の妨げとなるような費用負担が生じないような制度とすることが重要である。
4. 市町村の関与を法で明確に定めるべき
 - ・基本制度案要綱において記載された市町村の責務を明確に法に定めるべき。
 - (1) 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務
 - (2) 質の確保されたサービスの提供責務

(3) 適切なサービスの確実な利用を支援する責務

(4) サービスの費用・給付の支払い責務

(5) 計画的なサービス提供体制の確保、基盤の整備責務

・導入が予定されている指定制における基準は、現行の基準を上回る基準とし、保育の質の向上が実現されるものとすべき。

5. 新システムの導入は、最低基準の改善等、保育の質の向上につながるものでなければならない

・子どもの健やかな育ちを保障するために、職員配置の充実などの質の改善とともに、さらなる項目の拡充と財源の上積みを目指したものとすべき。

・開所時間中の保育士配置増、グループの小規模化や保育士の研修時間・教材準備時間の確保等の質の向上・充実ならびに、保育士の処遇改善が実現されるべき。

・総合施設における保育教諭への移行については、保育士資格を有する者は保育教諭の資格を付与されるべき。

6. 就学前の時期は3歳で分割することなく、発達連続性を確保した制度として構築すべき

・「総合施設(仮称)」に、満3歳未満児の受入れを義務づけるべき。

7. 真に利用が必要な人が利用できる制度とすべき

・例外のない保育の保障の観点から、「保育を必要とする人」が優先的に利用できる制度とすべき。

○ 公定価格に施設の減価償却費に相当する費用を算定することは、民間事業者に施設整備費を供することになり、きわめて問題である。イコールフットィングの実現については、民間事業者の社会福祉法人格取得を促進することにより解決すべきである。

○ 財源確保と制度施行の同時スタートは大前提であり、財源確保がなければいかなる良き制度を作っても現場の混乱を招き、わが国の子どもの育ちに悪影響が及ぶことがとくに懸念される。

全保協の今後の対応に関する基本的な方向性

○ 財源確保と制度施行は一体不可分であり、恒久財源の確保なきままに新システムが施行されることには断固として容認できない姿勢をとる。

○ 子どもの最善の利益を保障するためにも、さらには認可保育所にとってよりよい制度になるよう、引き続き今秋再開予定の基本制度WTに参画し、意見を訴え続けるとともに、今後設置予定の「子ども・子育て会議(仮称)」への参画を図る。

○ とくに、保育の質改善・向上が全保協の取り組みの主眼であり、現時点での制度的矛盾も含めて、最終的な制度改定の姿と必要な財源について明示されるよう引き続き対応を図る。

○ 「中間とりまとめ」に数多く残る、「今後の検討とされた事項」について、全保協の考えと要望を継続して強く主張し、公的責任のもとにある現行制度の有効性を反映させ、保育の質と量を確保できる制度設計のもと、子どもの育ちを保障する環境を実現する。

〔第2号議案〕

「子ども・子育て新システム」に関する会員保育所への
周知について

【提案理由】

「子ども・子育て新システム」に関する会員保育所への周知について、
説明資料をとりまとめたので、ご承認いただきたい。

【説明資料等】

「子ども・子育て新システム」中間とりまとめ内容と全国保育協議会・
全国保育士会の考え方（案）

「子ども・子育て新システム」中間とりまとめの内容と 全国保育協議会・全国保育士会の考え方 『案』

- 「子ども・子育て新システム」は、平成 23 年 7 月 29 日の「少子化社会対策会議」にて「中間とりまとめ」がなされました。
- これは、昨年 9 月からの検討内容を集約し、議論の到達点としてとりまとめられたものですが、内容には今後の検討とされた項目が多く、詳細は 9 月以降に再開予定の「子ども・子育て新システム 検討会議 作業グループ 基本制度ワーキングチーム（以下、WTと記載）」でさらに検討が進められます。
- 「中間とりまとめ」に際して全国保育協議会がとくに懸念しているのは、税制抜本改革の法律＝消費税関連法が可決成立に至らずに、新システムの法律のみが成立して、財源の手当て無きままに制度変更が進んでしまうことです。財源確保と制度施行の同時スタートは大前提であり、財源確保がなければいかなる良き制度を作っても現場の混乱を招き、わが国の子どもの育ちに悪影響が及ぶと考えています。
- 基本制度WTを含む 3 つの WT（基本制度 WT、幼保一体化 WT、こども指針(仮称)WT）に構成員として参画した全国保育協議会では、当初から一貫・継続して上記の懸念について発言してまいりました。【詳細：次ページ「子ども・子育て新システムの検討に関する全国保育協議会の意見」ご参照】
- 本誌は、今般の「中間とりまとめ」に対する全保協としての考えや今後の対応方針等について現時点で整理したものです。会員の皆様におかれましては、趣旨ご理解のうえ、今後の組織活動にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◆全保協が「子ども・子育て新システム」の検討参画に至った基本的な考え方

- 現行制度の発展と、よりよい制度をめざした検討を深めるための意見を述べる姿勢で対応
- 児童福祉法の視点のもと、子どもの育ちを保障する保育制度の発展を目的に、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱(平成 22 年 6 月 29 日、少子化社会対策会議決定。以下、基本制度案要綱と記載)」の基本理念に賛同し、『保育の質を維持・向上させつつ、量を拡大する制度設計へ』との考えに立脚

◆「中間とりまとめ」に対する全国保育協議会の基本的な評価、今後の対応に関する考え方

- 基本制度案要綱の基本的方向をふまえ、その理念を実現するために関係者間で意見集約を図りながら重ねてきたこれまでの議論の到達点である。
- ただし、その内容については今後の検討とされた項目が多く、基本制度案要綱で示された「すべての子どもへの良質な生育環境を保障し、子どもを大切に作る社会」は、社会全体(国・地方・事業者・個人)による費用負担や政府の推進体制・財源の一元化等が制度の根幹をなすものとして、一体的に実現されるべきものである。
- 財源確保と制度施行は一体不可分のものであり、「中間とりまとめ」の頭紙(「子ども・子育て新システムに関する中間取りまとめについて(平成 23 年 7 月 29 日、少子化社会対策会議決定)」)の記載から読み取れる、恒久財源の確保なきままに新システムの部分的施行がなされること(※1)に

は断固として容認できない(この点について、平成 23 年 7 月 11 日に政府・与党ならび厚生労働省へ申し入れ)。

- 税制抜本改革(消費税改革)については、平成 21 年度税制改正法附則 104 条に示された道筋に従って平成 23 年度中に必要な法制上の措置が講じられる予定だが、今後、財源確保の担保なき新システムに係る制度改定・施行の動きが見えた際には厳に反対する立場をもって対応する。
- 子どもの最善の利益を保障するためにも、さらには認可保育所にとってよりよい制度になるよう、引き続き今秋再開予定の基本制度WTに参画し、意見を訴え続けるとともに、今後設置予定の「子ども・子育て会議(仮称)」への参画を図る。
- とくに、質の改善・向上が全保協の取り組みの主眼であり、現時点での制度的矛盾も含めて引き続き対応を図る。そのために政府から提示された 1 兆円の追加所要額では不十分であり、最終的な制度改定の姿と必要な財源について明示されるよう働きかけを継続する。

(※1:子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて、平成 23 年 7 月 29 日、少子化社会対策会議)

今後、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」及び別添「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」を踏まえ、費用負担の在り方などの残された検討課題について子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下で開催されるワーキングチームにおいて検討を進め、実施主体である地方公共団体をはじめとする関係者と丁寧協議を行い、理解を得たうえで、子ども・子育て新システムの成案をとりまとめ、恒久財源を得て早期に本格実施(それまでの間は、法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議(仮称)や国の基本指針など可能なものから段階的に実施)できるよう、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する。

《参考》「子ども・子育て新システム」の検討において、全国保育協議会が一貫・継続して主張してきた内容

「子ども・子育て新システム」の検討に関する全国保育協議会の意見

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」(以下「基本制度案要綱」)に示されている「すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切に作る社会」を実現するという基本に戻り検討するべきです。

(1) 児童福祉としての役割を維持するべき

新システムと「こども園(仮称)」は、子どもの最善の利益の確保や子どものセーフティネットなど「児童福祉」の機能を守るものではなくてはなりません。これまで保育所が果たしてきた機能・役割を確実に継承するべきです。

(2) 制度設計は、財源確保と一体的にすすめるべき

新システムの導入は、恒久的・安定的で十分な量の財源確保が不可欠です。新たな制度設計は、財源確保と一体的にすすめるべきです。

(3) 手厚い支援を必要とする子どもへの対応を強化・充実するべき

療育を要するなど、手厚い支援を必要とする子どもへのきめ細やかな対応を強化・充実するべきです。また、経済的な理由によって利用が妨げられることのないよう、「応諾義務」を明確にするとともに、利用の制限につながる「上乗せ徴収」は認めるべきではありません。

(4) 市町村の関与を法で明確に定めるべき

日本のどこに生まれ育っても等しく子どもの育ちが保障されるように、基本制度案要綱に記載された市町村の責務を具体的にかつ明確に法で定め、着実に推進することが必要です。

(5) 新システムの導入は、最低基準の改善等、保育の質の向上につながるものでなければならない

12月28日の基本制度ワーキングチームで提示された内容に加え、グループの小規模化、保育士の研修権・教材準備時間、開所時間中の保育士配置の確保等、質の充実が実現されなければなりません。

(6) 就学前の時期は3歳で分割することなく、発達の連続性を確保した制度として構築すべき

就学前の時期(乳幼児期)は、「子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培うきわめて重要な時期」(保育所保育指針)です。発達の連続性や個人差を配慮した関わりを確保するために、満3歳で分ける制度とすべきではありません。

(7) 真に利用が必要な人が利用できる制度とすべき

新システムは、真に「こども園(仮称)」の利用が必要な人が利用できる制度とすべきです。そのためには、「保育を必要とする」人が優先的に利用できる制度とすべきです。

1. 子ども・子育て新システムに対する全保協の考え方

～引き続き可能な限り議論に参画し、意見を訴え続ける

- 全保協は、「子ども・子育て新システム検討会議」で検討されている「子ども・子育て新システム」は、これまでの少子化対策特別部会での検討を踏まえているとの認識のもと、現行制度を発展させ、よりよい制度となるべく引き続き検討を深め、意見を述べていくという姿勢で、「子ども・子育て新システム検討会議」作業グループの下に設置された3つのワーキングチーム(基本制度WT、幼保一体化WT、こども指針(仮称)WT)に参画し、意見を述べてきました。
- 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」(平成22年6月29日、少子化社会対策会議決定)では、子ども・子育て新システムは「子ども・子育てを社会全体で支援し」、「利用者本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供する」としています。全保協は、すべての子どもの最善の利益の保障の視点に立ち、この基本理念には賛同しています。
- さらに「子ども・子育て新システム」に関する法案が平成23年通常国会に提出され、平成25年度より施行されるというスケジュールが示されている中で、全保協は、組織として意見を表明し、この制度改革を機会に現行の保育制度が抱えている課題(保育の質の向上を目的とした、保育時間と開所時間の不整合の問題、延長保育時間の体制、配置基準や面積基準の改善、保育士の処遇改善等)を明らかにし、改善を図っていくことをめざしてきました。
- このような考えに基づき、全保協は各WTでの議論に参画してきました。しかし、これまでに幼保一体化について示された案は、基本制度案要綱で示されていた方向性と乖離し、児童福祉の機能と役割が一部後退する内容もあり、全保協としては賛成できない内容となっています。とくに、3歳未満児と3歳以上児を切り分けて整理して、3歳未満児の受入義務を施設側に課さないような考え方や、応諾義務は課すとしながらも特別な事情のある場合はこれによらないことを認めたり、利用の制限につながるような上乗せ徴収を認める等については、全保協として認めることはできません。
- 全保協は引き続き前ページの「意見」にもとづき、子どもの育ちを保障する保育制度の発展のために、必要な意見を主張していきます。

2. 全国保育協議会としてゆずれないこと

子ども・子育て新システムに対し、上記の考え方に立って、全国保育協議会がゆずれないと考えている事項は前ページの意見書の内容に集約されますが、その詳細は下記のとおりです。

(1) 児童福祉としての役割を維持するべき

【全保協の意見・考え方】

- ① 「こども園(仮称)」は児童福祉法上の児童福祉施設であると位置づけることが前提となっている。したがって保育所が果たしてきた機能を継承し、児童福祉としての役割が維持されるようにすべきである。
- ② 「こども園(仮称)」を、子どもの生命を守るセーフティネットとして位置づけ、ナショナルミニマムを設定して、すべての子どもの育ちと最善の利益を保障するべきである。

《中間とりまとめでの関連記載部分》

- 学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付（仮称）を創設
- 総合施設（仮称）、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設をこども園（仮称）として指定し、こども園給付（仮称）の対象として関係する費用を給付。
（事務局注：基準を満たした施設を総称的に「こども園（仮称）」と呼ぶこととなる）
- 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設（仮称）を創設。
- 現行の保育所における幼児教育（※1）に対し学校教育（1条学校、※2）としての位置づけを付与するとともに、現行の幼稚園の預かり保育のうち、保育の必要性の認定を受けた子どもを対象とするものに対し児童福祉としての位置づけを付与する。
- これにより、学校としての基準（学級担任制、面積基準等）と児童福祉施設としての基準（人員配置基準、給食の実施等）を併せ持つ基準を適用し、質の高い学校教育・保育を保障する。
※1：満3歳以上の幼児を対象とするもの。満3歳以上の幼児を対象とする保育所については、総合施設（仮称）へ移行する。
※2：ここで言う「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。
ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障。
また、保育を必要とする子どもには、学校教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を保障。
イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を保障。
- 満3歳未満児の受入れは義務付けないが、財政措置の一体化等※により、満3歳未満児の受入れを含め、幼稚園及び保育所等の総合施設（仮称）への移行を促進する。
※例：現行制度でいえば、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分についても基準を満たせば財政措置を受けられるようにすることや、調理室等への補助制度を創設すること、保育単価等によるインセンティブを付与するなど。
- 国においては、幼保一体化を含む子ども・子育て新システムに関する「基本指針」（仮称）を策定するとともに、財政措置の一体化及び強化等により総合施設（仮称）への移行を政策的に誘導する。

(2) 制度設計は、財源の確保を一体的に進めるべき

【全保協の意見・考え方】

- ① 新システムの導入にあたっては、恒久的・安定的な十分な量の財源の確保が前提である。財源の確保なくして制度構築をすすめるべきではなく、一体的にすすめるべきである。
- ② 前記の財源は、確実に子ども・子育て新システムにかかる施策に使われたことが明らかになるよう、子ども・子育て家庭に関わる財源が他と区別されて確保されることが必須である。
- ③ また、財源は需要に対応した供給を行ううえで、常に十分な金額を確保される仕組みとして構築されるべきである。
- ④ 新システムの方向性の1つとして、安定的・恒久的財源の確保によって保育の提供を図ることであり、保育所運営費の一般財源化は、これに逆行するものである。公私立の区別無く同じ考えのもとで運用が図られるような配慮が必要である。
- ⑤ 「中間とりまとめ」に記載された、「法案成立後、平成 25 年度を目途に子ども・子育て会議（仮称）や国の基本指針など可能なものから段階的に実施」の点については、財源確保と制度施行の一体的な実施の点からも、動向を注視して必要な対応を行う。
- ⑥ 公定価格に施設の減価償却費に相当する費用を算定することは、民間事業者に施設整備費を供することになり、きわめて問題である。イコールフットイングの実現については、民間事業者の社会福祉法人格取得を促進することにより解決すべきである。

《中間とりまとめでの関連記載部分》

- 質改善（機能強化）については、量的拡充と合わせて1兆円を超える額を見込んでいる。その実現のためには財源の確保が不可欠であり、政府においては、その確保に向けて最大限の努力をされたい。

本ワーキングチームとしては、今後も「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」及び本とりまとめを踏まえ、「社会保障・税一体改革成案」（平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定）の工程表にあるように、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に法案を提出し、恒久財源を得て早期に本格実施（それまでの間は、法案成立後、平成25年度を目途に子ども・子育て会議（仮称）や国の基本指針など可能なものから段階的に実施）できるよう、①国、地方及び事業主の負担の在り方、利用者負担の在り方、既存の財政措置との関係など費用負担の在り方、子ども・子育て包括交付金（仮称）の在り方、②国における所管の在り方、③ワーク・ライフ・バランスの在り方、④国の基準と地方の裁量の関係など地域の実情に応じた給付・事業の提供のための仕組みの在り方、その他の残された検討課題について、できる限り速やかに検討を再開したい。また、検討に当たっては、基本制度案要綱に掲げられた、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質の支援を行い、地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるなどの観点も含め、実施主体である地方公共団体など関係者と十分に意見交換を行うこととしたい。

政府においても、国と地方の協議の場などを通じて地方公共団体と十分に協議を行うとともに、関係団体などの関係者の理解も得た上で、成案化されたい。

(3) 手厚い支援を必要とする子どもへの対応を強化・充実するべき / 利用の障壁となる内容は認めるべきではない

【全保協の意見・考え方】

療育を要するなど、手厚い支援を必要とする子どもへのきめ細やかな対応を強化・充実するべきである。また、経済的な理由によって利用が妨げられることのないよう、「応諾義務」を明確にするとともに、利用の制限につながる「上乗せ徴収」は認めるべきではない。

- ① 被虐待児童や障害がある子どもも含め、すべての子どもが利用できるように応諾義務を必須とすべきである。

➢ 応諾義務の適用外とする「正当な理由」は、限定的にすべきである。

特別な支援が必要な子どもの利用にあたり、「その他特別な事情がある場合」として「受け入れ体制が整っていないこと」を「正当な理由」として認めることは、結果として事業主が、障害がある子どもの利用を排除するために意図的に環境整備しないことを容認することにつながる懸念がある。また、バリアフリー法やソーシャルインクルージョンの精神に反する。

また、市町村新システム事業計画（仮称）において、「子どもや家庭の状況に応じた給付の保障、事業の実施」が確保されるよう、地域のニーズを適正に把握した保育の提供がなされるべきである。

➢ 「建学の精神」を理由とした事業者による利用者の選考は、こども園（仮称）を児童福祉施設として位置づける以上、福祉の理念に反するものであり認めるべきではない。

なお、定員を超える場合などやむを得ず選考を行う場合は、必要度の高い子どもの利用が優先されるべきであり、その選考基準は客観的な基準であるとともに、公開を義務とするべきである。

- ② 付加的な学校教育・保育の実施は、内容を限定的なものとするとともに、それに係る上乗せ徴収額

の上限を定めるべきである。

③利用の制限につながる「上乗せ徴収」については、認めるべきではない。

- ▶ 利用を希望しながら、家庭の経済状況によって利用を断念せざるを得ないことが想定される「上乗せ徴収」を認めるべきではない。
- ▶ 入学金は、入園のための権利金としての性格が強いため、実質的に家庭の経済状況を強く反映する利用障壁となる。よって認めるべきではない。
- ▶ 公定価格は、入学金や上乗せ徴収を行わなくとも、「こども園(仮称)」が質の確保された学校教育・保育の提供を行うことができる水準で設定されるべきである。自由な価格の設定は児童福祉の理念を損ねることにつながる。
- ▶ 新たに検討される総合施設保育要領(仮称)に位置づけられる項目・要領は、公定価格・給付水準とも連動して検討されるべきである。

《中間とりまとめでの関連記載部分》

- 学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付(仮称)を創設
- 総合施設(仮称)、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設をこども園(仮称)として指定し、こども園給付(仮称)の対象として関係する費用を給付。
(事務局注：基準を満たした施設を総称的に「こども園(仮称)」と呼ぶこととなる)
- こども園給付(仮称)は、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする。
- 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育は地域型保育給付(仮称)にて対応。
- 例外のない保育の保障の観点から、市町村が客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。
- 契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、「正当な理由」がある場合を除き、施設に承諾義務を課す。
- 入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準※に基づき、選考を行う。
※保育の必要性の認定を受けた子どもについては、定員以上に応募がある場合、優先利用に配慮しつつ、保育の必要度に応じて選定する。保育の必要性の認定を受けない子どもについては、施設の設置者が定める選考基準(選考方法)に基づき選考することを基本とする。
- 公的契約に関する市町村の関与については、次の通りとする。
 - ①管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。市町村のあっせん(市町村による、利用可能な施設との契約の補助)による利用が必要と判断される場合には、保育の必要性の認定等と合わせて、市町村が利用可能な施設・事業者をあっせんする。
 - ②当面、保育需要が供給を上回っている場合には、市町村に利用希望を提出すること等により、市町村が利用調整を行う。
 - ③契約による利用が著しく困難と判断した場合には、市町村が措置による入所・利用を行う。
- 保育の必要性の認定の基準について、国は、「事由(就労、就労以外の事由)」「区分」「優先利用」に関する認定基準を策定する。
※国が定める基準と地方自治体の裁量との関係については、今後、更に検討。(基準の客観性は担保)
- 市町村は、認定基準に従って審査を行い認定を行う。また、これとあわせて保護者負担の区分も決定する。
- 市町村は、認定を行った利用者(保護者)に対して、認定証を交付する。
(認定証には、事由、区分、優先利用及び保護者負担の区分を記載)
- 公的契約については、「正当な理由」がある場合を除き、施設に承諾義務を課す。
 - ・「正当な理由」は、①定員に空きがない場合、②定員以上に応募がある場合(この場合、選考の実施が必要となる)、③その他特別な事情がある場合とする。
 - ・定員は、保育認定を受けた子どもと受けない子どもの別に設定し、選考を行う場合についても定員枠ごとに行う。

- 定員以上に応募がある場合、選考を実施する。選考の基準は国が定め、施設は、国の選考基準に基づき選考を行う。具体的な選考基準は概ね次の通りとする。
 - ア) 保育の必要性の認定を受けた子ども
 - a. 家庭の状況や保護者の就労状況等に基づく保育の必要度（保護者の就労、就学、求職等）に応じて選定する。
 - b. ひとり親家庭、虐待のおそれのあるケースなどは、a.に関わらず、優先的に選定する。
 - c. 特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っている施設については、a.に関わらず、特別な支援が必要な子どもを優先的に選定する。
 - イ) 保育の必要性の認定を受けない子ども
 - a. ①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考など、施設の設置者が定める選考基準（選考方法）に基づき、選定する。
 - b. 特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っている施設については、a.に関わらず、特別な支援が必要な子どもを優先的に選定する。
- 施設の設置者が定める選考基準（選考方法）は、情報開示の標準化の開示項目として開示する。
- こども園給付（仮称）については、質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準の給付を、すべての子どもに保障する（公定価格）。
- 新たな制度における価格設定方法については、次の考え方を基本とする。
 - ・ 質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準として、人員配置基準や設備環境を基に、人件費、事業費、管理費等に相当する費用を算定する。
 - ・ 人件費相当分については、職員の配置基準や施設の開所時間を踏まえた価格設定を行う。この際、子どもの過ごす時間と職員が勤務する時間の違いを踏まえ、認定時間数に対応する価格設定ではなく、必要な職員の配置を考慮した価格設定を行う。
 - ・ 子どもの年齢及び人数に対応した給付を基本とするが、施設の規模による経費構造の違いや地域別の人件費等の違いを考慮し、定員規模別、地域別の価格設定を行う。
 - ・ 施設の減価償却費に相当する費用についても算定する。

※ 国が定める基準と地方自治体の裁量との関係については、今後、更に検討。
- 公定価格の支払い方法について、満3歳以上児については、標準的な教育時間に対応する区分及び月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度）に応じ、単価区分（3区分程度）を設ける。その上で、各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。
- 満3歳未満児については、月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度）に応じ、単価区分（2区分程度）を設ける。その上で、各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。

※ 具体的な単価については、この単価区分に応じ、上記の通り、年齢別、地域別、定員規模別に設定する。
- 国が定める基準に基づく学校教育・保育の活動の一環として行われる活動に係る費用について、実費徴収を認める。
- 国において、実費徴収の実態を勘案した上で、実費徴収の対象範囲及び各施設における実費徴収の上限額に関する基準を定める。
- 低所得者に対しては、一定の要件の下で、公費による補足給付を行うこととし、その具体的な仕組みについては、今後、更に検討する。
- 次の要件を満たす施設（当分の間、市町村及び社会福祉法人以外が設置する施設のみ）については、実費以外の上乗せ徴収を認める。
 - ア 国が定める基準に基づく学校教育・保育であること
 - イ 低所得者については、当該徴収を免除すること
 - ウ 指定制度の一環である情報開示の標準化制度の開示項目として、上乗せ徴収の理由及び額を開示すること
 - ※ ア以外の活動（教育課程終了後の体操教室など）については、選択できる旨や利用料額の説明を予め行い、利用者の了解を得た場合は、費用徴収可能とする。
 - ※ 上乗せ理由及び徴収額については施設が情報開示。
 - ※ 実費徴収以外の上乗せ徴収（入学金・保育料等）は上限設定はしない。また、当分の間、市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する施設に限る。
- こども指針（仮称）については、家庭・地域を含めた全ての子ども・子育て関係者を対象として、子どもに関する理念及び子育てに関する理念を示すものとし、国が策定する「基本指針」（仮称）の中に位置づける。
- こども指針（仮称）を踏まえ、こども園（仮称）に指定された施設等が遵守すべき要領を法的拘束力をもつものとして策定する。

(4) 市町村の関与を明確に法に定めるべき

【全保協の意見・考え方】

日本のどこに生まれ育っても等しく子どもの育ちが保障されるように、基本制度案要綱に記載された市町村の責務を具体的にかつ明確に法で定め、着実に推進することが必要である。

- ①基本制度案要綱において下記のとおり記載された市町村の責務を明確に法に定めるべきである。
 - 1) 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務
 - 2) 質の確保されたサービスの提供責務
 - 3) 適切なサービスの確実な利用を支援する責務
 - 4) サービスの費用・給付の支払い責務
 - 5) 計画的なサービス提供体制の確保、基盤の整備責務
- ②保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する仕組みであっても、市町村の責務として利用支援の仕組みを構築することは必要不可欠である。市町村に「子育て支援コーディネーター(仮称)」を配置し、明確に市町村が利用調整に関与する仕組みを構築することが必要である。
- ③市町村の公的関与を担保するためには、利用者(保護者)とこども園(仮称)との二者間の契約だけでなく、市町村と利用者との契約、市町村とこども園(仮称)との契約の三者の公的保育契約とするべきである。
- ④児童福祉法第24条の1第4項の規定により、児童福祉法第25条の8第3号または第26条第1項第4号の規定による報告・通知を受ける児童等、社会的に権利を保障される立場にある子どもに対して、「こども園(仮称)」の利用を勧奨することを市町村の責務に明確に位置づけるべきことが必要である。
- ⑤また、市町村の整備責務には、サービス供給量がない場合に市町村自らの責任のもとに整備をすすめることも明確にすべきである。
- ⑥新たな制度下でも、地域の実情はあれど、人口減少地域におけるさまざまな保育サービスが保障されるようにし、いかなる地域にあっても子育て環境が充実するようになるべきである。
- ⑦導入が予定されている指定制については、ナショナルミニマムとして質の確保が担保される基準とすべきである。その基準は現行の基準を上回る基準とし、保育の質の向上が実現されるものとするべきである。なお、更新制による需給調整によって、本来保育を必要とする人が利用できなくなるようなことが起こらないよう、また更新の運用にあたっては適正性と透明性が厳に確保されるようにするべきである。

《中間とりまとめでの関連記載部分》

- 市町村は、新システムの実施主体としての役割を担い、国・都道府県等と連携し、自由度を持って地域の実情に応じた給付等を設計し、当該市町村の住民に新システムの給付等を提供・確保する。そのために必要な以下の権限及び責務を法律上位置づける。
 - ・ 子どもや家庭の状況に応じた給付の保障、
 - ・ 事業の費用・給付の支払い
 - 事業の実施
 - ・ 計画的な提供体制の確保、基盤整備
 - ・ 質の確保された給付・事業の提供
 - ・ 給付・事業の確実な利用の支援
- 市町村は、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、管内における新システムの給付・事業の需要見込量、見込量確保のための方策等を盛り込んだ「市町村新システム事業計画」(仮称)を策定し、本計画をもとに、給付・事業を実施する。
- 市町村新システム事業計画(仮称)の策定及び記載事項を法定する(計画記載事項は別紙のとおり)。
- 市町村新システム事業計画(仮称)の策定における市町村内の関係当事者の参画の仕組みについて検討する。

○ 市町村は、公的契約において、適切な施設・事業が確実に利用できるような以下の関与を行う。

① 関与の具体的な仕組み

- 保護者が選択した施設・事業者に申し込むことを基本とする。市町村は、管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。
- 特別な支援が必要な子どもなど、あっせん（市町村による、利用可能な施設との契約の補助）等による利用が必要と判断される場合には、市町村が、関係機関とも連携して利用調整を行い、認定証の交付と合わせて、利用可能な施設・事業者をあっせん等する。

② 当面、保育需要が供給を上回っている間の関与の仕組み

- 市町村は、計画的な基盤整備により保育需要が供給を上回る状態を解消する取組を強力に推進することが制度の前提。その上で、当面の対応のための、運用上の工夫として、次のような対応が考えられる。
 - ・ 特別な支援が必要な子どもなど、まず、優先利用の対象となる子どもについて、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん等する。
 - ・ それ以外の子どもについては、市町村に利用希望を提出し、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん等する。

③ 市町村による措置

保育の利用が必要と判断されるにもかかわらず、保護者が進んで保育の利用をしない場合など、契約による利用が著しく困難と市町村が判断した場合には、当該子どもについて、市町村が施設・事業者に対して措置する（措置による入所・利用）。具体的な例は、以下のとおり。

（例）

- ・ 虐待予防の観点から保育の利用が必要と判断される場合
- ・ ひとり親家庭等で子どもの養育上、保育の利用が必要と判断される場合

○ 新システムの給付・事業は、社会的養護施策の要保護児童、障害児等も含め、地域の子ども・子育て家庭を対象。

→ 要保護児童、障害児等も含め、地域の子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保策を市町村新システム事業計画（仮称）に明記。

○ 都道府県等は、現在実施している、社会的養護、障害等のニーズに対応する専門性が高い施策を引き続き担い、市町村が行う新システムの給付・事業との連携を確保する。

※ 市町村（新システムの実施主体）と都道府県等（措置制度等の実施主体）との関係については、今後更に検討。

指定制の概要

◆基本的な考え方

- 質の確保のための客観的な基準を満たすことを要件に、①認可外施設を含めて参入を認め、②株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を認める。これにより、保育の量的拡大を図るとともに、利用者がニーズに応じて多様な施設や事業を選択できる仕組みとする。

◆具体的な制度設計

<法人格>

こども園（仮称）：安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を条件

多様な保育事業を行う指定事業者：法人でない場合でも、一定の条件を満たせば指定の対象

<指定基準>

現行の基準を基礎とし、全国一律の基準として定める

※国の基準と地方の裁量の範囲については、今後検討（基準の客観性は担保）

※質の向上の観点から、職員配置基準の引き上げ等を検討

<撤退規制等>

- ・ 撤退の際、事前届出、予告期間の設定、利用者の継続的利用のための調整義務等を課す
- ・ 質の確保の観点から、数年ごとに指定を更新
- ・ 保護者の選択に資する観点から、情報開示の義務化を行う

＜需給調整＞

指定基準を満たす施設はすべて指定する。ただし、施設数が過大となっている場合、指定主体の権限において新規の指定や更新を行わないことができる。

※目標供給量を盛り込む市町村の計画に関する策定手続きを含めた国による策定のための指針、事後の点検・評価を含めた必要な情報の開示等適正性・透明性の確保のための仕組みを今後検討

＜指定・指導監督＞

〔主体〕

こども園（仮称）：広域調整の観点から、都道府県とする（大都市特例等は今後検討（市町村主体を含む））

多様な保育事業を行う指定事業者：地域の実情に応じた供給量の確保の観点から、市町村とする

〔権限〕

指定・指導監督主体に、立入検査、基準遵守の勧告・措置命令、指定取消等の権限を与える

＜経過措置＞

施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設は、こども園（仮称）の指定があったものとみなす

※施行前に現に認可を受けている施設については、法人格を有しなくても指定を受けられることとする。

※認定こども園の取扱いについて、今後検討。

イコールフットィングの下で、一定の客観的な基準を満たした多様な主体の参入促進を図るため、以下の点について、今後、更に検討を行う。

- ① 運営費の用途範囲について、こども園給付（仮称）等を提供するための費用とすることを基本としつつ、多様な主体の経営努力により柔軟な経営を可能とする観点から、他会計への費用の繰入を認めること
- ② 施設整備費について、運営費に上乗せする仕組みとすること
- ③ 会計基準について、法人種別に応じた会計処理を基本とした上で、資金の流れを明確化する仕組みとすること

(5) 新システムの導入は、最低基準の改善等、保育の質の向上につながるものでなければならない

【全保協の意見・考え方】

平成 22 年 12 月 28 日の第 8 回基本制度 WT で提示された内容[次頁参照]に加え、開所時間中の保育士配置増、グループの小規模化や保育士の研修時間・教材準備時間の確保等の質の向上・充実ならびに、保育士の処遇改善が実現されなければならない(※)。子ども健やかな育ちを保障するために、さらなる項目の拡充と財源の上積みを目指したものとすべきである。

また、子ども・子育て新システムの施行にあわせて、事業者が自ら質の向上に取り組むようなインセンティブを与える仕組みが必要である。

なお、総合施設における保育教諭(仮称)への移行については、保育士資格を有するものは保育教諭(仮称)の資格を付与されるべきである。

(※)＜保育の質の向上・充実に向けて求められる「こども園(仮称)」の施設環境・人員・運営の課題＞

保育の質を向上するため、「こども園(仮称)」の施設環境・人員・運営の基準は、児童福祉施設最低基準に定める保育所の最低基準および幼稚園設置基準のそれぞれの基準以上のものとする。

1. 職員配置基準や従事する職員について

- (1) 職員配置基準の改善を図ること。
- (2) こども園(仮称)の開所時間中は、基準以上の職員配置をすることができるような運営体制を図ること。

- (3) グループ規模については、子どもの育ちを真に保障するために、児童福祉施設最低基準に規定するべき。その際には、各国の状況を参考に、養育のための集団の小規模化を図ること。
- (4) 障害のある子どもや要支援の子ども等の保育を行うことのできる、専門性の高い保育士を継続的に雇用することのできるような体制とすること。
- (5) 保育士等が安定・安心して雇用を継続することができるよう、保育士等の処遇を改善すること。
- (6) 保育の質の向上のため、研修権を保障し、保育士等が研修を受けることのできる運営体制を図ること（提案にあったような主任保育士の代替職員の配置だけでは不十分である）
- (7) 保育士のキャリアアップ・キャリアパスの仕組みを構築し、必要な措置を講じること。
- (8) 保育士の勤務時間については、例えば幼稚園教諭と同様、6時間の保育時間と2時間の研修および教材準備時間が確保されるようにすること。
- (9) 短時間・非常勤保育士の配置には一定の制限を図ること。
- (10) 施設長の資格を位置づけること。
- (11) 主任保育士の配置を明確にすること。
- (12) 事務職員を配置すること。
- (13) 看護師の配置を義務づけること。
- (14) 栄養士の配置をすること。
- (15) ソーシャルワーカーの配置を検討すること。

2. (保育環境)施設設備、面積基準

- (1) 子どもの動作空間、単位空間を保障する面積基準にもとづき、国の最低基準を示すこと。

(※全社協「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業」報告書

<http://www.shakyo.or.jp/research/09kinoukenkyu.html> 参照)

- (2) 給食を自園で提供するための調理設備を設置すること。

(平成 22 年 12 月 15 日 第 7 回基本制度 WT への全保協提出意見書より)

《中間とりまとめでの関連記載部分》

- 潜在ニーズを含む保育等の量的拡充(※1)は、最優先で実施すべき喫緊の課題である。
- これと併せて、職員配置の充実など必要な事項(※1)については、子ども・子育て新システムの制度の実施のため、税制抜本改革による財源を基本としつつ、必要に応じそれ以外の財源を含め、国・地方を通じた恒久的な財源を確保しながら実施することとする。

(※1) 主な内容

■保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援、社会的養護等の量的拡充

※子ども・子育てビジョンベース

■0～2歳児保育の体制強化による待機児童の解消

- ・現在の幼稚園の0～2歳児保育への参入の促進
- ・小規模保育など新たなサービス類型を創設
- ・長時間の保育ニーズへの対応・延長保育の充実 等

■質の高い学校教育・保育の実現(幼保一体化の推進)

- ・3歳児を中心とした配置基準の改善
- ・病児・病後児保育、休日保育の充実
- ・地域支援や療育支援の充実
- ・給付の一体化に伴う所要の措置 等

■総合的な子育て支援の充実

- ・子育て支援コーディネーターによる利用支援の充実 等

■放課後児童クラブの充実

■社会的養護の充実

- そのための追加所要額は、潜在ニーズを含む保育等の量的拡充と、職員配置の充実などの質の改善を合わせて2015年度で1兆円超と見込まれる。

※「社会保障・税一体改革成案」(平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)においては、税制抜本改革によって財源を措置することを前提に、2015年における子ども・子育て分野の追加所要額(公費)は0.7兆円程度(税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討)とされた。

※ 上記の額に施設整備費は含まれない。(なお、幼稚園における調理室の新設や緊急的な基盤整備(耐震化を含む)等に係る施設整備費補助については引き続き実施する。)

※ 指定制の導入による保育等への多様な事業主体の参入を促進。(質を確保するための基準とあわせて質の改善を図る。)

※ 質の改善に直接つながる職員配置の充実、その他の職員の処遇改善等については、順次、優先順位をつけながら、実現を図る。

※ 職員の定着・確保を図るため、キャリアアップの仕組みと併せた処遇の仕組みを検討することが必要。その際、職員のキャリアアップに資する観点から、幅広い業務経験を可能とするための運営の在り方についても検討を進める。

(6) 就学前の時期は3歳で分割することなく、発達の連続性を確保した制度として構築すべき

【全保協の意見・考え方】

就学前の時期(乳幼児期)は、「子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培うきわめて重要な時期(保育所保育指針より抜粋)」である。発達の連続性や個人差を配慮した関わりを確保するために、満3歳で分ける制度とすべきではない。

幼保一体化の今後の検討にあたっては、最終的な姿である「幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払(基本制度案要綱より抜粋)」った完全なる一体化を念頭において行うべきである。

①養護と教育の提供は、幼児期の発達の連続性を踏まえ、満3歳未満と満3歳以上に分割するべきではない。

さらに、学童期への接続を視野に入れた発達、生活、学びの連続性が確保されるように配慮するべきである。

②「総合施設(仮称)」に、満3歳未満児の受入れを義務づけるべきである。

少子化対策や幼保一体化の目的の一つである待機児童解消のためにも、「満3歳未満児の受入れを義務づけない」とすべきではなく、最終的な姿である「幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払(基本制度案要綱より抜粋)」った完全なる一体化を念頭において今後の検討を行うべきである。

新システムは「すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供」することを目的とし、「親の様々な就労状況にも応じることができる公的保育サービスを確実に保障するため、客観的な基準に基づく保育の必要性を認定し、それに基づきサービスを利用する地位を保障する(基本制度案要綱より抜粋)」としているのであるから、3歳未満児であってもその地位を保障し、利用を保障すべきである。

《中間とりまとめでの関連記載部分》

- 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設（仮称）を創設。
- 現行の保育所における幼児教育（※1）に対し学校教育（1条学校、※2）としての位置づけを付与するとともに、現行の幼稚園の預かり保育のうち、保育の必要性の認定を受けた子どもを対象とするものに対し児童福祉としての位置づけを付与する。
- これにより、学校としての基準（学級担任制、面積基準等）と児童福祉施設としての基準（人員配置基準、給食の実施等）を併せ持つ基準を適用し、質の高い学校教育・保育を保障する。
 - ※1：満3歳以上の幼児を対象とするもの。満3歳以上の幼児を対象とする保育所については、総合施設（仮称）へ移行する。
 - ※2：ここで言う「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。
- ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障。また、保育を必要とする子どもには、学校教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を保障。
- イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を保障。
- 満3歳未満児の受入れは義務付けないが、財政措置の一体化等※により、満3歳未満児の受入れを含め、幼稚園及び保育所等の総合施設（仮称）への移行を促進する。
 - ※例：現行制度でいえば、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分についても基準を満たせば財政措置を受けられるようにすることや、調理室等への補助制度を創設すること、保育単価等によるインセンティブを付与するなど。
- 国においては、幼保一体化を含む子ども・子育て新システムに関する「基本指針」（仮称）を策定するとともに、財政措置の一体化及び強化等により総合施設（仮称）への移行を政策的に誘導する。

(7) 真に利用が必要な人が利用できる制度とすべき

【全保協の意見・考え方】

新システムは、真に「こども園（仮称）」の利用が必要な人が利用できる制度とすべきである。そのためには、「保育を必要とする人」が優先的に利用できる制度とすべきである。

上乗せ徴収を認める等、利用者にとって制度利用の妨げとなるような費用負担が生じないような制度とすることが重要である。

《中間とりまとめでの関連記載部分》

①保育の必要性の認定

- 例外のない保育の保障の観点から、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。
 - ア 保育の必要性の認定を受ける子どもの認定基準及び認定手続
 - 国は、「事由」「区分」「優先利用」に関する認定基準を策定する。
 - その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。
 - 具体的な認定基準と認定手続は、以下の通りとする。

i) 認定基準

A 事由

a 就労

○フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労

※ 一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く。

b 就労以外の事由

○保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等

※ 現行の政令で定めている「同居親族等が保育できない場合」という条件は、外す又は必要度を低くする方向で検討する。

○その他これらに類するものとして市町村が定める事由

B 区分

○月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度（「長時間利用」及び「短時間利用」））を設定

C 優先利用

○ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

ii) 認定手続

○市町村は、認定基準に従って審査を行い、認定を行う。また、これとあわせて保護者負担の区分も決定する。

○市町村は、認定を行った利用者（保護者）に対して、認定証を交付する。

○認定証には、事由、区分（長時間利用又は短時間利用）、優先利用及び保護者負担の区分を記載する。

イ 保育の必要性の認定を受けない子どもの受給手続

（満3歳以上の学校教育のみを受ける場合）

○満3歳以上の学校教育のみの利用を希望する場合、市町村に申請を行う。

○申請を受けた市町村は、当該市町村に居住する満3歳以上の子どもであることが確認できた場合は、保護者負担の区分の決定を行い、これを受給者証に記載して交付する。

※受給者証は、主として、施設が保護者負担の区分を確認するためのものであるが、その要否を含め、今後、更に検討する。

②公的契約

○契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とする。

○公的契約については、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。「正当な理由」については次のとおりとする。

ア 定員に空きがない場合

イ 定員以上に応募がある場合（この場合、選考の実施が必要となる。）

ウ その他特別な事情がある場合

- 定員については、保育認定を受けた子どもの利用と、保育認定を受けない子どもの利用を、地域の需要に応じ、ともに保障する観点から、保育認定を受けた子ども、保育認定を受けない子どもの別に設定し、上記イの場合に行う選考についても、それぞれの定員枠ごとに行う。
 - 定員以上に応募がある場合の選考については、その基準を国が定め、施設は、国の選考基準に基づき選考を行うものとする。
 - その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。
 - 国が定める選考基準については、概ね次のとおりとする。
 - ア 保育の必要性の認定を受けた子ども
 - i) 家庭の状況や保護者の就労状況等に基づく保育の必要度に応じて選定する。
 - ii) ひとり親家庭、虐待のおそれのあるケースなどは、i)に関わらず、優先的に選定する。
 - iii) 特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っている施設については、i)に関わらず、特別な支援が必要な子どもを優先的に選定する。
 - ※ 保育の必要度の判断の具体的な手続については、今後、更に検討する。
 - イ 保育の必要性の認定を受けない子ども
 - i) ①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考など、施設の設置者が定める選考基準（選考方法）に基づき、選定する。
 - ii) 特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っている施設については、i)に関わらず、特別な支援が必要な子どもを優先的に選定する。
- 施設の設置者が定める選考基準（選考方法）については、指定制度の一環である情報開示の標準化の開示項目として、開示する。

3. 保育制度改革等をめぐる経緯 ～全保協が新システムの検討に参画をしている理由

(1) 子ども・子育て施策と認可保育所をとりまく状況

- わが国においては、2005年に109万人であった出生数が2030年には70万人、2055年には45.7万人に下がるとの推計もあり、少子化が将来の社会構造の存立基盤を揺るがすような問題となっています。子どもの数が減っている一方で、家庭や地域の養育力が低下してきており、子育てに不安や孤立感をかかえる保護者が増加し、虐待の増加等が指摘されています。政府では、こうした情勢を踏まえ「子ども・子育て新システム検討会議」で、幼保一体化を含め、「子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支える(基本制度案要綱より抜粋)」との基本的な方向性のもとに、総合的な子ども・子育て施策の構築に向けて検討をおこなっています。
- 認可保育所をめぐる環境変化としては、地域による格差が広がっていることも指摘されています。今後、地域での人口の流動性を考えながら、待機児童対策と子ども減少地域における定員割れの両面を視野に入れた施設経営や運営管理の検討が必要となってきています。
- また、現行保育制度においても、児童福祉施設最低基準が60年以上にわたって抜本的に見直されず、また、開所時間と保育時間の差異が考慮されていない保育単価の矛盾や公立保育所経費の一般財源化による保育士の非常勤化・非正規化、短時間保育士の規制の撤廃等、改善を要する事項が多く存在しています。さらに平成21年度から保育所保育指針が改定・施行されましたが、記録や事務作業は増えた一方

で、現場で働く保育士の配置や処遇は改善されておらず、現状として保育士・保育所の努力に任されている状況です。

- その一方で地域主権の観点や子ども手当の財源問題から、毎年のように民間保育所運営費の一般財源化が取り上げられ、児童福祉施設最低基準の地方への条例委任が平成 24 年 4 月から進められようとするなど、認可保育所の質を維持していくためには厳しい状況が続いています。
- このような背景を踏まえ、今まで認可保育所が果たしてきた機能・役割を継承しつつ、改善すべき事項を具体的な改善に結びつけ、保育の質の向上につなげていけるようにしていかなければいけません。全保協は、この機会に、よりよい子ども・子育て施策になるよう、意見を述べ続けています。

(2) 少子化対策特別部会からの継続をもった全保協の姿勢 ～これまでの経過

- 今回の制度改革に関する検討は、自民党政権下である平成 19 年 12 月から社会保障審議会少子化対策特別部会で始まったもの、踏まえるべきものであるにも関わらず、その点が明確になっていません。
- 全保協は平成 21 年 2 月 16 日の常任協議員会において、下枠内のとおり少子化対策特別部会の「新たな保育の仕組み」の検討に対して参画し、意見を述べていくことを確認しました。
- 今回の「子ども・子育て新システム」の検討に対しても、この流れを継承する形で参画し、より良い制度となるよう働きかけをしています。

少子化対策特別部会「第 1 次報告(案)」の「新たな保育の仕組み」については、公的責任のもとにある現行制度の有効性を反映させ、保育の質と量を確保できる制度設計の検討に引き続き取り組んでいくことが必要。

新たな保育の仕組みの導入は、あくまでも財源確保が前提。

(3) 幼保一体化の検討は決して今始まったものではない～幼保一体化に関する歴史的経過

- 歴史を振り返ると、昭和 38 年に「幼稚園と保育所の関係について」(厚生・文部省局長通知)が出された後、何度も幼保一体化、幼保一元化について検討されており、自民党政権下でも規制改革会議等で幼保一元化論はたびたび検討されています。
- 今回の幼保一体化論は、民主党政権においてクローズアップされるようになり、平成 21 年 12 月の新成長戦略により就学前の保育・幼児教育制度の共通化の検討が明確にされました。その流れを受けて、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため、平成 22 年 1 月に「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、平成 22 年 1 月 29 日には今後の子育て支援の方向性についての総合的なビジョンである「子ども・子育てビジョン」が策定されました。
- 平成 22 年 6 月 29 日には「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が子ども・子育て新システム検討会議において決定に至り、新たな制度の基本的な方向が示され、その検討体制として 3 つのワーキングチーム(①基本制度 WT、②幼保一体化 WT、③こども指針(仮称)WT)が設置されました。
- 平成 22 年 10 月 28 日には「政府・与党 社会保障検討改革本部」が設置されるとともに、同年 12 月 14 日には、「社会保障改革の推進について」が閣議決定されました。「政府・与党 社会保障検討改革本部」において社会保障と税の一体改革に関する検討が行われ、平成 23 年 6 月 30 日には「社会保障・税一体改革成案」がとりまとめられました。
- 上記成案では、2010 年代半ばに消費税を段階的に 10%まで引き上げる方針をもって決定され、子ども・子育ては優先分野の第 1 項として位置づけられ、所要額(※)も示されました。

(※子ども・子育てに関する2015年の追加所要額として0.7兆円が計上され、さらに税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の財政措置が今後検討されることとなっています)

- 上記のような流れをもって、幼保一体化を含めて、子ども・子育て新システムの構築に向けた検討が行われています。

(4) ワーキングチームの検討状況、今後の検討とされた事項

- これまでに、基本制度WTが14回、幼保一体化WTが9回、こども指針WTが6回、開催されています(それぞれのWTの開催日と議題ならびに、関連する全保協の取り組みは巻末を参照)。
- 新聞やテレビなどではさまざまなことが決定されたかのような報道もありますが、これまでのWTでの議論の到達点として集約された「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ(平成23年7月6日、基本制度WT)」では、今後の検討とされた項目が多く、具体的な制度の中身については、23年秋以降に検討がなされることとなっています。
- 今後と検討された項目には、たとえば、総合施設(仮称)の設置主体にかかる一定の要件(運営費の使途範囲や他会計への繰り入れ等)の内容、施設整備費のあり方(運営費への上乗せ)、定員以上の募集があった際の選考基準、特別な支援が必要な子どもの利用あっせん等の詳細、保育の必要性に係る認定基準、実費徴収の対象範囲と上限額の基準、低所得者に対する補足給付の具体的な仕組み、制度施行時の経過措置間の認定こども園の取り扱い、延長保育・病児病後児保育・放課後児童クラブ等関連事業の基準、新たな制度下の実施に係る柱となる市町村新システム事業計画(仮称)のあり方、大都市特例の取り扱い、職員(保育士)の資格のあり方、利用者負担および事業主負担のあり方などとなっています。
- 子ども・子育て新システムの施行に向けた諸課題の具体的な整理は、まだ行われておらず、新たな制度下での保育の実施に係る検討はまったく詰められていない状況にあります。
- なお、詳細な各種基準等の設定にあたっては、地方主権の考えの下で地方に裁量権を委ねることはあっても、現行の最低基準等は国の責任において守られるようにすべきであることを、全保協は第1回の基本制度WTで主張しています。

(5) 課題が多い「幼保一体化について(案)」～幼保一体化WTにおける検討内容

- 幼保一体化については、平成22年11月1日の幼保一体化WT第2回会合で「現行の幼稚園制度と保育所制度を廃止し、新たに教育施設としての性格と福祉施設としての性格を合わせ持つ「こども園(仮称)制度」を創設する」という資料が提出されました。
- この方針に対し、幼稚園関係者を中心に強い反発が示された結果、平成22年11月16日の幼保一体化WT第3回会合で、「こども園(仮称)について考えられる複数案」が示され、5つの案が提示されました。
- しかし複数案について検討したにも関わらず、平成23年1月24日の幼保一体化WT第6回会合において、事務局が協議を受けて整理したとして、「学校教育法上の教育」をすべての3歳以上の子どもに保障するとして、「こども園(仮称)」の創設が案として示されました。
- この案では、認可保育所の多くが0歳から就学前の子どもの保育(とくに3歳以上児の幼児教育)を提供していることから、「こども園(仮称)」となることを前提に、一部、幼児教育のみを提供する幼稚園や、3歳未満児の保育だけを行う保育所(いまの乳児保育所等を意味する)を残しつつ、財源はこども園給付(仮称)に包括することとされています。
- 最終的に幼保一体化WTで整理された内容でも、新たな制度下で質の確保された基準に基づいて指定された施設をこども園(仮称)として総称するとしながらも、満3歳以上の受入れを義務付けないなど、既存の保育所・幼稚園・乳児保育所が並存するように制度設計がなされています。

- 前述したとおり、全保協はこの考え方に賛同できません。今般の「中間とりまとめ」の意味合いは一環の流れの中でのプロセスであることを基本制度WTの場で確認しましたが、幼保一体化の最終的な姿である「幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払(基本制度案要綱より抜粋)」った完全なる一体化を念頭において行うべきであることを、保育所が今まで果たしてきた機能・役割を維持する点をふまえながら、継続して主張していきます。

●全保協における今後の対応に関する基本的な方向性

- 財源確保と制度施行は一体不可分であり、恒久財源の確保なきままに新システムが施行されることには断固として容認できない姿勢をとる。
- 子どもの最善の利益を保障するためにも、さらには認可保育所にとってよりよい制度になるよう、引き続き今秋再開予定の基本制度WTに参画し、意見を訴え続けるとともに、今後設置予定の「子ども・子育て会議(仮称)」への参画を図る。
- とくに、質の改善・向上が全保協の取り組みの主眼であり、現時点での制度的矛盾も含めて、最終的な制度改定の姿と必要な財源について明示されるよう引き続き対応を図る。
- 本誌「(4)今後の検討とされた事項」について、記載した全保協の考え・要望を継続して強く主張し、公的責任のもとにある現行制度の有効性を反映させ、保育の質と量を確保できる制度設計のもと、子どもの育ちを保障する環境を実現する。

★別紙にて「子ども・子育て中間とりまとめ(全文)」を添付

子ども・子育て新システム検討会議ワーキングチーム(WT)における検討と
全保協の取り組み

日付	子ども・子育て新システム検討会議 ワーキングチーム(WT)	全保協からの意見提出	全保協の検討状況
平成22年 7/20			正副会長会議 ③ (1)「子ども・子育て新システム」の詳細設計に むけた検討課題について
8/5			保育施策検討チーム ① (1)「子ども・子育て新システム」の詳細設計に むけた検討課題について (2)今後の検討のすずめ方について (3)全保協が考える「こども園(仮称)」のあり方 について
8/24			保育施策検討チーム ② (1)子ども・子育て新システムに関する検討会 への委員推薦について (2)全保協が考える「こども園(仮称)」のあり方 について (3)「厚生労働省関係構造改革特別区域法第 2条第3項に規定する省令の特例に関する措 置及びその適用を受ける特定事業を定める省 令等の一部を改正する省令案」についてのパ ブリックコメントへの対応について
9/6			保育施策検討チーム ③ (1)全保協が考える「こども園(仮称)」のあり方 について
9/7			常任協議員会 ④ (1)「子ども・子育て新システム」に関する意見 交換会
9/24	基本制度WT ① (1)会議の運営について (2)子ども・子育て新システムの基本制度案要 綱について(主に基本制度設計について)		
9/29	こども指針WT ① (1)会議の運営について (2)子ども・子育て新システムの基本制度案要 綱について (3)こども指針(仮称)の検討について		保育施策検討チーム ④ (1)全保協が考える「こども園(仮称)」のあり方 について
10/12			正副会長会議 ⑤ (1)「子ども・子育て新システム」に対する全保 協の提言～全保協が考える「こども園(仮称)」 のあり方～について 常任協議員会 ⑤ (1)「子ども・子育て新システム」に対する全保 協の提言～全保協が考える「こども園(仮称)」 のあり方～について
10/14	幼保一体化WT ① (1)会議の運営について (2)子ども・子育て新システムの基本制度案要 綱について (3)幼保一体化の検討について	「子ども・子育て新システム」に対する全保協の提 言～全保協が考える「こども園(仮称)」のあり方～	
10/20	基本制度WT ② (1)すべての子ども・子育て家庭支援(基礎給 付)について		
10/26			保育施策検討チーム ⑤ (1)優先して検討すべき事項について (2)今後の検討スケジュールについて こども指針(仮称)検討チーム ① (1)「こども指針(仮称)」の創設に向けた検討 課題について (2)今後の検討の進め方について (3)全保協が考える「こども指針(仮称)」のあり 方について
11/1	幼保一体化WT ② (1)こども園(仮称)について	幼保一体化WT第2回会合の検討課題に対する全 保協の意見	
11/4	基本制度WT ③ (1)幼保一体給付(仮称)について (2)幼保一体化WTの検討状況について (3)第2回基本制度WTにおける指換事項の整 理について	「幼保一体給付」に対する全保協の意見	
11/11	こども指針WT ② (1)こども指針(仮称)に盛り込むべき「子ども 子育てに関する理念等」について (2)教育・保育の定義について (3)こども指針(仮称)の構成等について		
11/12			保育施策検討チーム ⑥ (1)検討が必要な課題について (2)幼保一体化WT第3回会合に提出する意見 (案)について (3)基本制度WT第4回会合に提出する意見 (案)について
11/15	基本制度WT ④ (1)放課後児童給付(仮称)について (2)産前・産後・育児休業給付(仮称)について	基本制度WT第4回会合の議題に関する全保協の 意見	
11/16	幼保一体化WT ③ (1)こども園(仮称)について		

子ども・子育て新システム検討会議ワーキングチーム(WT)における検討と
全保協の取り組み

日付	子ども・子育て新システム検討会議 ワーキングチーム(WT)	全保協からの意見提出	全保協の検討状況
11/19	基本制度WT⑤ (1) 幼保一体給付(仮称)について		正副会長会議 ⑥ (1) 子ども・子育て新システム ワーキングチームへの意見出しに向けて～保育施策検討チームで検討が必要な課題～
11/25			保育施策検討チーム ⑦ (1) 検討が必要な課題について (2) こども園の基本的位置づけについて
11/29			正副会長会議 ⑥ (1) 「こども園(仮称)」のあり方(複数案)に対する全国保育協議会の考えについて (2) 「こども園(仮称)」の具体的制度設計に向けた検討課題について 常任協議委員会 ⑥ (1) 「こども園(仮称)」のあり方(複数案)に対する全国保育協議会の考えについて (2) 「こども園(仮称)」の具体的制度設計に向けた検討課題について こども指針(仮称)検討チーム ② (1) 「子ども・子育てに関する理念」について (2) こども指針(仮称)の構成について (3) 全保協として主張していく内容について (4) 今後の検討の進め方について
12/2	幼保一体化WT④ (1) 認定こども園の取組について (2) こども園(仮称)について	「こども園(仮称)」のあり方(複数案)に対する全保協の考え方について	保育施策検討チーム ⑧ (1) 基本制度WT⑥に対する意見について (2) 「こども園(仮称)」の具体的制度設計に向けた検討課題について
12/6	基本制度WT⑥ (1) 幼保一体給付(仮称)について (2) 多様な保育サービスについて	基本制度WT第6回会合の議題に関する全保協の意見	
12/7			正副会長会議 ⑦ (1) 「こども園(仮称)」の具体的制度設計に向けた検討課題について
12/13	こども指針WT③ (1) 教育・保育の定義について (2) こども指針(仮称)の構成等について	教育・養護に関する保育所の実践について	
12/15	基本制度WT⑦ (1) 社会的養護について 障害児に対する支援について (2) 費用負担について	基本制度WT第7回会合の議題に対する全国保育協議会の意見	保育施策検討チーム ⑧ (1) 「こども園(仮称)」の具体的制度設計に向けた検討課題について
12/16			常任協議委員会 ⑦ (1) 子ども・子育て新システムの検討状況について
12/20	幼保一体化WT⑤ (1) こども園(仮称)について	「こども園(仮称)」の具体的制度設計に関する論点(案)に対する全保協の考え方について	
12/28	基本制度WT⑧ (1) 質の改善に関する論点整理について (2) 子ども・子育て包括交付金(仮称)について		
平成23年			
1/24	幼保一体化WT⑥ (1) 幼保一体化について	幼保一体化について	
1/26			正副会長会議 ⑨ (1) 今後の子ども・子育て新システムの検討について
1/27	基本制度WT⑨ (1) 子ども・子育て会議(仮称)について (2) 幼保一体化について		
1/31			正副会長会議 ⑩ (1) 今後の子ども・子育て新システムの検討について
2/4			常任協議委員会 ⑨ (1) 子ども・子育て新システムへの対応について
2/14			会員保育所にむけて「子ども・子育て新システムの検討状況と全保協の考え方」を送付
2/16	こども指針WT④ (1) 教育時間・保育時間について (2) 子どもの発達(発達の特性・発達過程)について		
2/21	基本制度WT⑩ (1) 放課後児童給付(仮称)について (2) 一時預かり事業について	子ども・子育て新システムの検討に関する全国保育協議会の意見	
2/22		2/21、23に関係関係に意見書「子ども・子育て新システムの検討に関する全保協の意見」を持ち込み	常任協議委員会 ⑩ (1) 幼保一体給付(仮称)に対する全保協の意見について
2/24	幼保一体化WT⑦ (1) 幼保一体給付(仮称)の具体的制度設計について	幼保一体化について	
3/15			常任協議委員会 ⑫ (1) 子ども・子育て新システムについて
4/25			正副会長会議 ⑪ (1) 子ども・子育て新システム等への対応について
4/26			常任協議委員会 ⑪ (1) 子ども・子育て新システム等への対応について
5/11	幼保一体化WT⑧ (1) 幼保一体化について	子ども・子育て新システムの検討に関する全国保育協議会の意見	

子ども・子育て新システム検討会議ワーキングチーム(WT)における検討と
全保協の取り組み

日付	子ども・子育て新システム検討会議 ワーキングチーム(WT)	全保協からの意見提出	全保協の検討状況
5/18	基本制度WT① (1)これまでの検討の概要について (2)幼保一体化ワーキングチームの検討状況 (3)質の改善について	子ども・子育て新システムの検討に関する全 国保育協議会の意見	
5/25	幼保一体化WT② (1)指定制について (2)総合施設(仮称)の具体的制度設計につ (3)意見交換	子ども・子育て新システムの検討に関する全 国保育協議会の意見	
5/26	こども指針(仮称)WT③ (1)教育・養護のねらい及び内容について (2)家庭・地域との連携、子育て支援、小学校 との連携・接続について		
5/31	基本制度WT④ (1)幼保一体化ワーキングチームにおける議 論の報告について (2)質の改善について	子ども・子育て新システムの検討に関する全 国保育協議会の意見	
6/6			正副会長会議 ② (1)「子ども・子育て新システム」への対応について
6/10			常任協議委員会 ③ (1)「子ども・子育て新システム」への対応について
6/16	基本制度WT⑤ (1)こども指針(仮称)ワーキングチームにおけ る議論の報告について (2)子ども・子育て新システムに関する中間とり まとめ(案)について	子ども・子育て新システムの検討に関する全 国保育協議会の意見	
6/17	こども指針(仮称)WT⑥ (1)子ども・子育てに関する指針について (2)本ワーキングチームにおけるこれまでの 議論の整理		
7/5			正副会長会議 ③ (1)「子ども・子育て新システムに関する中間とり まとめ」に対する全保協の対応について 常任協議委員会 ④ (1)「子ども・子育て新システムに関する中間とり まとめ」に対する全保協の対応について
7/6	基本制度WT⑥ (1)子ども・子育て新システムに関する中間と りまとめ(案)について (2)意見交換	子ども・子育て新システムの検討に関する全 国保育協議会の意見	
7/11			正副会長会議 ④ (1)「子ども・子育て新システムに関する中間とり まとめ」に対する全保協の対応について
7/20			正副会長会議 ⑤ (1)「子ども・子育て新システムに関する中間とり まとめ(案)」の評価について (2)今後の対応について

行政説明資料・議案関連資料

- ◆ 子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめの概要 ----- 1
- ◆ 子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて
(平成 23 年 7 月 29 日 / 少子化社会対策会議決定) ----- 18
- ◆ **別添** 子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめに
ついて ----- 19
- ◆ 社会保障・税一体改革の当面の作業スケジュールについて ----- 53

子ども・子育て新システムに関する 中間とりまとめの概要

平成23年7月

子ども・子育て新システム検討会議体制図

少子化社会対策会議

※全閣僚で構成

行政刷新会議

「子ども・子育て新システム検討会議」

【共同議長】 玄葉 光一郎 国家戦略担当大臣
 与謝野 馨 内閣府特命担当大臣 (少子化対策)
 枝野 幸男 内閣府特命担当大臣 (行政刷新)

【構成員】 片山 善博 総務大臣
 野田 佳彦 財務大臣
 高木 義明 文部科学大臣
 細川 律夫 厚生労働大臣
 海江田 万里 経済産業大臣
 仙谷 由人 内閣官房副長官 (衆・政務)

「作業グループ」

【主 査】 末松 義規 内閣府副大臣 (少子化対策)

【構成員】 逢坂 誠二 総務大臣政務官
 吉田 泉 財務大臣政務官
 林 久美子 文部科学大臣政務官
 小宮山洋子 厚生労働副大臣
 田嶋 要 経済産業大臣政務官
 阿久津幸彦 内閣府大臣政務官 (国家戦略担当)

「子ども・子育て新システム検討会議事務局」

【事務局長】 内閣府副大臣 (少子化対策)
 【事務局長代理】 事務局次長
 関係府省の局長クラスから事務局長が指名
 関係府省の審議官クラスから事務局長が指名
 【事務局員】 関係府省の職員から事務局長が指名

基本制度ワーキングチーム

幼保一体化ワーキングチーム

こども指針 (仮称) ワーキングチーム

標題
 行政刷新会議
 木震彦
 (秋) 藤子
 新システム

基本制度・幼保一体化・こども指針(仮称)ワーキングチームの設置

(平成22年9月16日子ども・子育て新システム検討会議作業グループ決定)

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣、政務官級会合)の下に、以下の3つのワーキングチームを設置。

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ

基本制度WT

- 子ども・子育て新システムの検討に当たって、子ども・子育て新システムの全体像や子ども・子育て会議(仮称)の運営の在り方等について、関係者と意見交換等を行う
- 「子ども・子育て会議(仮称)」への移行も視野に入れて開催
- 「幼保一体化ワーキングチーム」及び「こども指針(仮称)ワーキングチーム」における検討状況について、必要に応じて、報告を受ける

【開催実績】
14回開催

幼保一体化WT

- こども園(仮称)の機能の在り方など、幼保一体化の具体的な仕組みを専門的に検討する
- 本ワーキングチームにおける検討状況については、必要に応じて、「基本制度ワーキングチーム」に報告する

【開催実績】
9回開催

こども指針(仮称)WT

- 専門的検討が必要であり、また期間を要する「こども指針(仮称)」について、先行して議論を開始する
- 本ワーキングチームにおける検討状況については、必要に応じて、「基本制度ワーキングチーム」に報告する

【開催実績】
6回開催

各ワーキングチーム構成員

「基本制度ワーキングチーム」の構成員

◎末松 義規
 秋田 喜代美
 池田 多津美
 ◎大日向 雅美
 岡本 直美
 奥山 千鶴子
 尾崎 正直
 菊池 繁信
 倉田 薫
 駒村 康平
 坂崎 浩平
 高尾 剛正
 田中 常雅
 田中 啓
 中島 圭子
 北條 泰雅
 宮島 香澄
 ◎無藤 隆道
 岡角 道代
 山縣 文治
 山口 洋
 渡邊 廣吉

内閣府副大臣
 東京大学大学院教育学研究科教授
 全国公立幼稚園園長協会会長
 鳳凰女子大学大学院平和学研究所教授
 日本労働組合総連合会会長代行
 NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長
 全国知事会子ども手当・子育て支援プロジェクトチームリーダー、高知県知事
 全国保育協議会副会長
 全国市長会社会文教委員長、大阪府池田市市長
 慶応義塾大学経済学部教授
 日本保育協会理事
 日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部長
 東京商工会議所人口政策委員会共同委員長
 静岡文化芸術大学文化政策学部教授
 日本労働組合総連合会総合政策局長
 全日本私立幼稚園連合会副会長
 白梅学園大学子ども学部教授
 明治学院大学法学部教授
 大阪市立大学生活科学部教授
 日本子ども育成協議会副会長
 全国町村会常任理事、新潟県聖籠町長

「幼保一体化ワーキングチーム」の構成員

秋田 喜代美
 入谷 幸二
 大橋 由美子
 ◎大日向 雅美
 尾崎 正直
 小田 豊
 柏女 薫峰
 金山 美和子
 清原 慶子
 木村 美子
 佐久間 貴子
 佐藤 秀樹
 菅原 良次
 中島 圭子
 普光院 亜紀
 古渡 一秀
 ◎無藤 隆
 山縣 文治
 山口 洋
 渡邊 廣吉

東京大学大学院教育学研究科教授
 全日本私立幼稚園連合会政策委員会委員長
 全国公立幼稚園園長協会副会長
 鳳凰女子大学大学院平和学研究所教授
 全国知事会子ども手当・子育て支援プロジェクトチームリーダー、高知県知事
 ロジエクトチームリーダー、高知県知事
 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
 淑徳大学総合福祉学部教授
 NPO法人ママーズ・ネット理事長、長野県短期大学講師
 東京都三鷹市長
 フジテレビジョンアナウンサー
 ベネッセスタイルケアチャイルドケア事業部長
 全国保育協議会副会長
 全国私立幼稚園連盟常務理事
 日本労働組合総連合会総合政策局長
 日本労働組合総連合会代表
 NPO法人全国認定子ども園協会副代表理事
 白梅学園大学子ども学部教授
 大阪市立大学生活科学部教授
 日本子ども育成協議会副会長
 全国町村会常任理事、新潟県聖籠町長

「子ども指針（仮称）ワーキングチーム」の構成員

◎秋田 喜代美
 荒木 尚子
 池田 節子
 岡上 直子
 小田 豊
 島田 教明
 竹下 美穂
 田中 雅道
 藤森 平司
 松田 妙子
 御園 愛子
 ◎無藤 隆
 山縣 文治
 若盛 正城
 渡辺 英則

東京大学大学院教育学研究科教授
 全国公立幼稚園園長協会副会長
 栃木県家庭教育アドバイザー
 全国幼児教育研究会副理事長
 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
 日本保育協会保育問題検討委員会委員長
 保育園を考える親の会会長
 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構理事長
 全国私立幼稚園連盟保育・子育て総合研究機構研究企画委員
 NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事
 全国保育士会顧問
 白梅学園大学子ども学部教授
 大阪市立大学生活科学部教授
 NPO法人全国認定子ども園協会代表理事
 全国認定子ども園連絡協議会副会長

※構成員であった大場 幸夫 大妻女子大学学長は、平成23年5月に逝去

※表中の◎は座長、○は座長代理。

基本的考え方

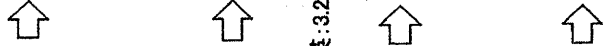
～ 子ども・子育て新システムについて ～

子どもと子育て家庭を応援する社会の実現に向けての制度構築

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力。
 子どもの健やかな育ちは、今の社会を構成するすべての大人にとって、願いであり、喜び。
 子どもの最善の利益を考慮し、すべての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されることが必要。
 子育ての充実感を得られるなど「親としての成長」を支援。

→ 子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提にしつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築
 ※東日本大震災でも、子どもと大人、被災者と支援者など、人との助け合い等の大切さが再確認されたところ

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
- ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ(日:1.13%、仏:3.00%、英:3.27%、スウェーデン:3.35%)
- 深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- OM字カーブ(30歳代で低い女性の労働力率)の解消
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分



- 子ども・子育て家庭を社会全体で支援
- 子ども・子育て支援は未来への投資
- 結婚・出産・子育ての希望がかなう社会を実現
- すべての子どもたちが尊重され、育ちを等しく保障
- すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、特別の支援が必要な子どもを含め、すべての子どもの健やかな育ちを実現
- 質の高い学校教育・保育の保障、地域の子育て支援の充実
- ワークライフバランスを推進するとともに、保育の量的拡大により、待機児童を解消し、男女が子育てと仕事を両立できる社会を実現
- 成長に応じて必要となる子育て支援の制度・財源を一元化
- 子ども・子育て会議(仮称)の設置
- 潜在ニーズを含む住民ニーズを把握、計画的な提供体制の整備(市町村が責任を果たせる仕組みに)

※「学校教育」とは、学校教育法に位置づけられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

子ども・子育て新システムの具体的な内容(ポイント)

■すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援

- すべての子ども・子育て家庭への支援(子ども手当、地域子育て支援など)
- 幼保一体化(こども園(仮称)の創設など)
 - ・ 給付システムの一体化(こども園(仮称)の創設)
 - ・ 施設の一体化(総合施設(仮称)の創設)

↑

・ 質の高い幼児期の学校教育、保育の一体的提供
 ・ 保育の量的拡大
 ・ 家庭での養育支援の充実

を達成

■新たな一元的システムの構築(基本制度案要綱に示された新システムのイメージ)

- 基礎自治体(市町村)が実施主体
 - ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担

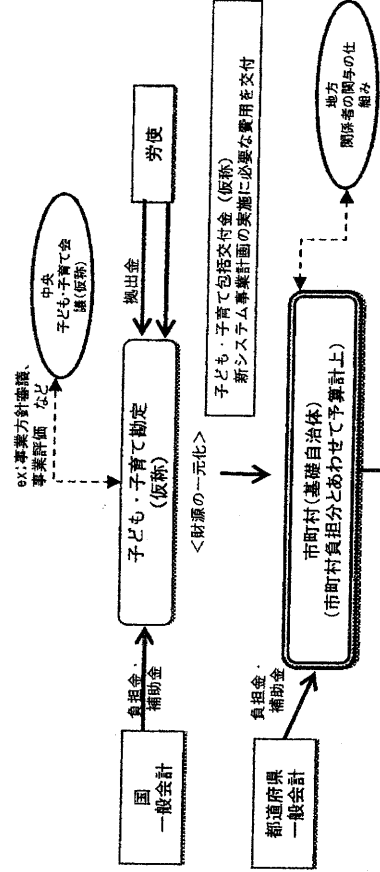
- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提

○政府の推進体制・財源を一元化

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制、財源を一元化

○子ども・子育て会議(仮称)の設置

- ・ 有識者、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、関係団体、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができ、きる仕組みを検討



※ 基本制度案要綱に示された新システムのイメージ。国、地方及び事業主の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、子ども・子育て包括交付金(仮称)については、今後、更に検討。

市町村の役割
 の拡大
 国・地方の役割
 社会全体との連携

給付設計の全体像

■ 子ども手当(現金)

■ 地域子育て支援事業(仮称)

(※)都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施。

- ・ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等 (対象事業の範囲は法定)

■ 妊婦健診

■ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)

→ 将来の検討課題

■ こども園給付(仮称)

こども園(仮称)

： 総合施設(仮称)、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設をこども園(仮称)として指定

■ 地域型保育給付(仮称)

・ 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※ こども園給付(仮称)・地域型保育給付(仮称)は、早朝・夜間・休日保育にも対応。

■ 延長保育事業、病児・病後児保育事業

■ 放課後児童クラブ

こども園給付(仮称)及び地域型保育給付(仮称)の仕組み

利用者の選択に基づく給付の保障

- 給付の確実な保障＝市町村による認定
- 市町村関与の下、利用者と事業者の間の公的契約
- 市町村が適切な施設・事業の確実な利用を支援
- 利用者補助方式と法定代理受領を基本とした現物給付
- 公定価格を基本としつつ、低所得者への配慮など一定の条件の下での上乗せ徴収※

※当分の間、市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する施設に限る。

多様な事業主体の参入による基盤の整備

- 指定事業者の仕組みの導入 (多様な給付・事業類型ごとの基準)
- イコールフットリング
- 株式会社等に係る給付への減価償却費の算入等
- 撤退規制、情報開示等の制度化
- 客観的基準による質の確保

※市町村の独自事業の取扱いは今後検討。

市町村教育

地域における学校教育・保育の計画的な整備(イメージ)

子ども・子育てで家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、
保育所等を利用せず家庭
で子育てを行う家庭
(子ども・子育てのニーズ)
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、
保育所等を利用する家庭
(子ども・子育てのニーズ)
学校教育+保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育所等を利用する家庭
(子ども・子育てのニーズ)
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育所等を利用せず家庭
で子育てを行う家庭
(子ども・子育てのニーズ)
子育て支援

需要の調査・把握

市町村新システム事業計画(仮称)

計画的な整備

子ども・子育て支援給付(仮称)

こども園(仮称) = 指定により、こども園給付(仮称)の対象※

指定により、地域
= 型保育給付(仮
称)の対象

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
等

地域子育て支援拠点事業等

市町村が自ら相談等に応じるほか、こども園(仮称)や、その他の公共施設等を幅広く拠点として行う。

※ 指定対象は、質の確保のための客観的な基準を満たした施設。具体的には、総合施設(仮称)、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設。

指定制の概要

【基本的な考え方】

○ 質の確保のための客観的な基準を満たすことを要件に、①認可外施設を含めて参入を認め、②株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を認める。これにより、保育の量的拡大を図るとともに、利用者がニーズに応じて多様な施設や事業を選択できる仕組みとする。

【具体的な制度設計】

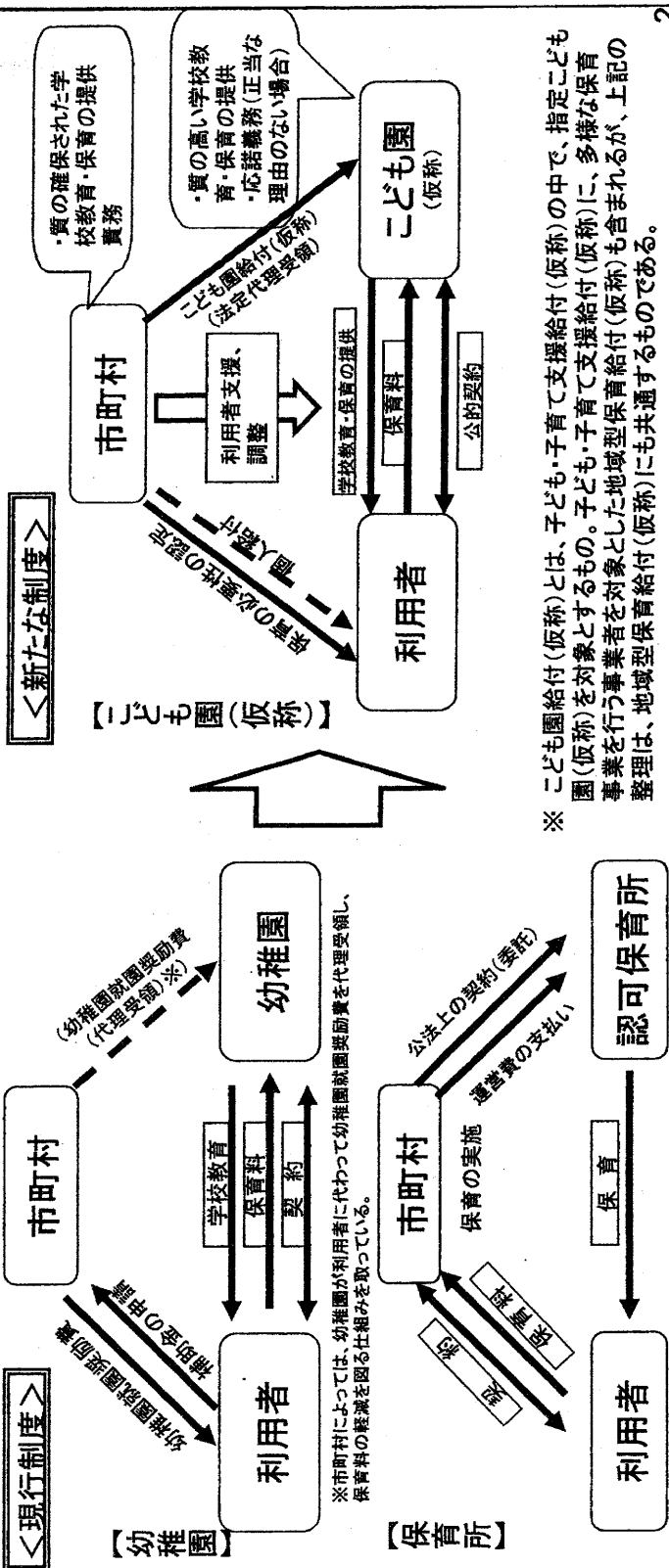
法人格	こども園(仮称): 安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を条件 多様な保育事業を行う指定事業者: 法人でない場合でも、一定の条件を満たせば指定の対象	
指定基準	現行の基準を基礎とし、全国一律の基準として定める。 <small>※国の基準と地方の裁量の範囲については、今後検討(基準の客観性は担保) ※質の向上の観点から、職員配置基準の引き上げ等を検討</small>	
撤退規制等	・撤退の際、事前届出、予告期間の設定、利用者の継続的利用のための調整義務等を課す ・質の確保の観点から、数年ごとに指定を更新 ・保護者の選択に資する観点から、情報開示の義務化を行う	
需給調整	指定基準を満たす施設はすべて指定する。ただし、施設数が過大となっている場合、指定主体の権限 において新規の指定や更新を行わないことができる。 <small>※目標供給量を盛り込む市町村の計画に関する策定手続きを含めた国による策定のための指針、事後の点検・評価を含めた必要な情報の開示等適正・透明性の確保のための仕組みを今後検討</small>	
指定・指導・監督	主体	こども園(仮称): 広域調整の観点から、都道府県とする(大都市特例等は今後検討(市町村主体を含む))
	権限	多様な保育事業を行う指定事業者: 地域の実情に応じた供給量の確保の観点から、市町村とする 指定・指導監督主体に、立入検査、基準遵守の勧告・措置命令、指定取消等の権限を与える
経過措置	施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設は、こども園(仮称)の指定があつたものとみなす <small>※施行前に既に認可を受けている施設については、法人格を有しなくても指定を要しなされることとする。 ※認定こども園の取扱いについて、今後検討。</small>	

【指定制のイメージ】

事業の開始	総合施設(仮称)、幼稚園又は保育所の認可	【認可施設と同等の基準を満たす施設】 【多様な保育】 【小規模保育等】	その他の施設の届出 【基準を満たさない施設】 【ベビーホテル等】
財政措置	こども園(仮称)	多様な保育事業者	
	指定により、こども園給付(仮称)の対象	指定により、地域型保育給付(仮称)の対象	X

新たな制度における契約方式

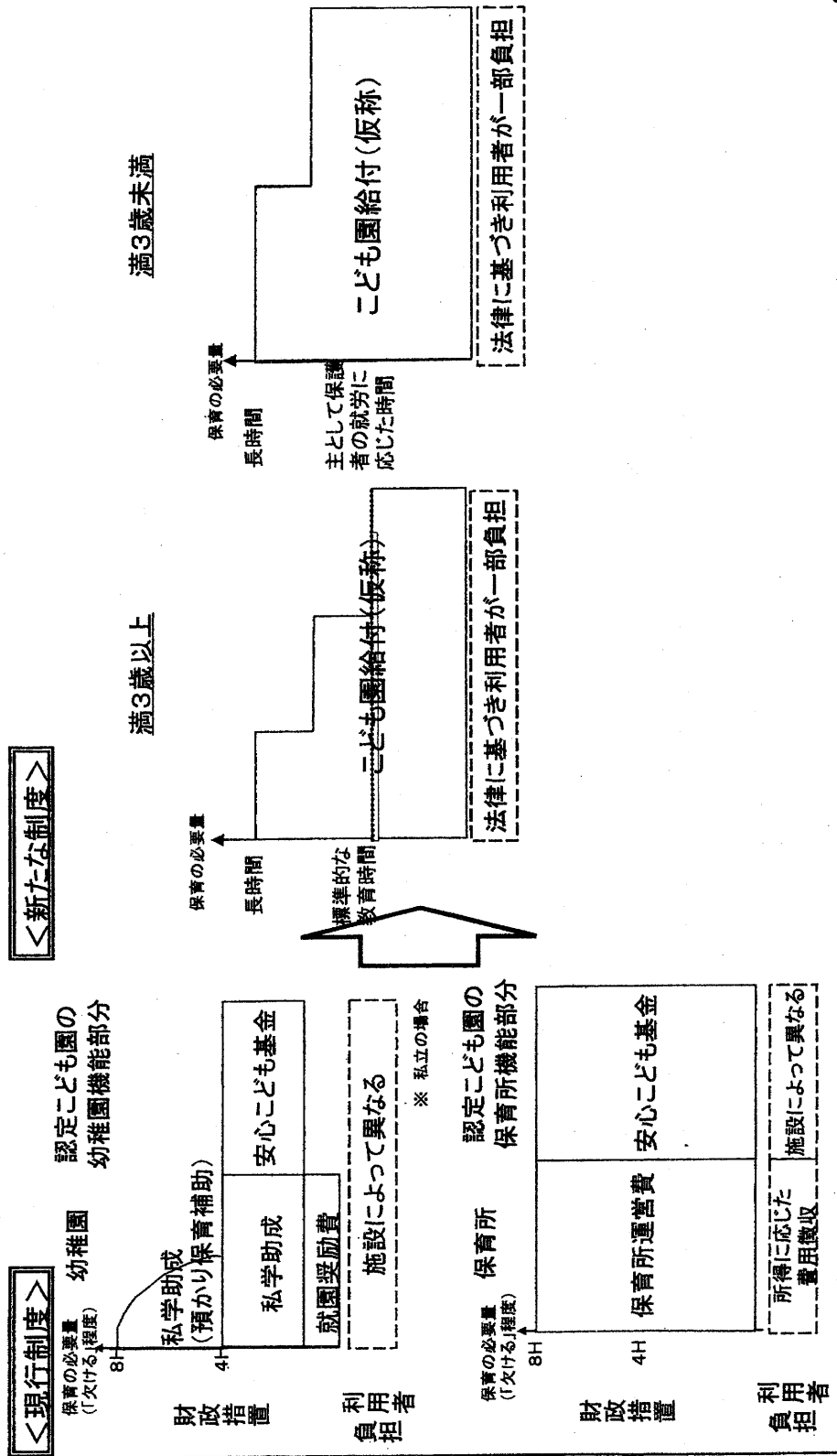
- こども園給付(仮称)については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする。
- 例外的ない保育の保障の観点から、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。
- 契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けけない子どもいずれについても、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、「正当な理由」がある場合を除き、施設に承諾義務を課す。
- 入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設の選考基準※に基づき、選考を行う。
※ 保育の必要性の認定を受けた子どもについては、定員以上に応募がある場合、優先利用に配慮しつつ、保育の必要度に応じて選定する。保育の必要性の認定を受けない子どもについては、施設の設置者が定める選考基準(選考方法)に基づき選考することを基本とする。
- 公的契約に関する市町村の関与については、次の通りとする。
 - ① 管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。市町村のあつせん(市町村による、利用可能な施設との契約の補助)による利用が必要と判断される場合には、保育の必要性の認定等と合わせて、市町村が利用可能な施設・事業者をあつせんする。
 - ② 当面、保育需要が供給を上回っている場合には、市町村に利用希望を提出すること等により、市町村が利用調整を行う。
 - ③ 契約による利用が著しく困難と判断した場合には、市町村が措置による入所・利用を行う。



※ こども園給付(仮称)とは、子ども子育て支援給付(仮称)の中で、指定こども園(仮称)を対象とするもの。子ども子育て支援給付(仮称)に、多様な保育事業を行う事業者を対象とした地域型保育給付(仮称)も含まれるが、上記の整理は、地域型保育給付(仮称)にも共通するものである。

こども園給付(仮称)の創設

- こども園給付(仮称)については、次のような給付構成を基本とする。
- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
 - b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付



※既存の財政措置の取扱いについては今後検討

新たな制度における価格設定

【実費徴収】

- 国が定める基準に基づく学校教育・保育の活動の一環として行われる活動に係る費用について、実費徴収を認める。
 - 国において、実費徴収の実態を勘案した上で、実費徴収の対象範囲及び各施設における実費徴収の上限額に関する基準を定める。
 - 低所得者に対しては、一定の要件の下で、公費による補給を行うこととし、その具体的仕組みについては、今後、更に検討する。
- 【上乗せ徴収】
- 次の要件を満たす施設(当分の間、市町村及び社会福祉法人以外が設置する施設のみ)については、実費以外の上乗せ徴収を認める。
 - ア 国が定める基準に基づく学校教育・保育であること
 - イ 低所得者については、当該徴収を免除すること
 - ウ 指定制度の一環である情報開示の標準化制度の開示項目として、上乗せ徴収の理由及び額を開示すること

※ア以外の活動(教育課程終了後の体操教室など)については、選択できる旨や利用料額の説明を予め行い、利用者の了解を得た場合は、費用徴収可能とする。

【現行制度】

保育所 (支出)

幼稚園(A) (支出)

幼稚園(B) (支出)

X施設 (収入)

Y施設 (収入)

上乗せ徴収 ※2 ※3

特別な教材費、制服代等※1

人件費
事業費 ・冷暖房費、教材費、食料費
管理費 ・光熱費
施設整備費等 ・通常の施設 ・大型遊具等

保育所運営費

特別な教材費、制服代等

人件費
事業費 ・冷暖房費、教材費、食料費
管理費 ・光熱費
施設整備費等 ・通常の施設 ・大型遊具等

特別な教材費、制服代等

人件費

事業費 ・冷暖房費、教材費、食料費

管理費 ・光熱費

施設整備費等 ・通常の施設 ・大型遊具等

実費徴収(上限あり) (低所得者に補給給付)

こども園給付(仮称)

公定価格

減価償却費 *法律に基づき利用者が一部負担(低所得者には一定の配慮)

入学金・保育料等 (低所得者は免除)
実費徴収(上限あり) (低所得者に補給給付)

こども園給付(仮称)

公定価格

減価償却費 *法律に基づき利用者が一部負担(低所得者には一定の配慮)

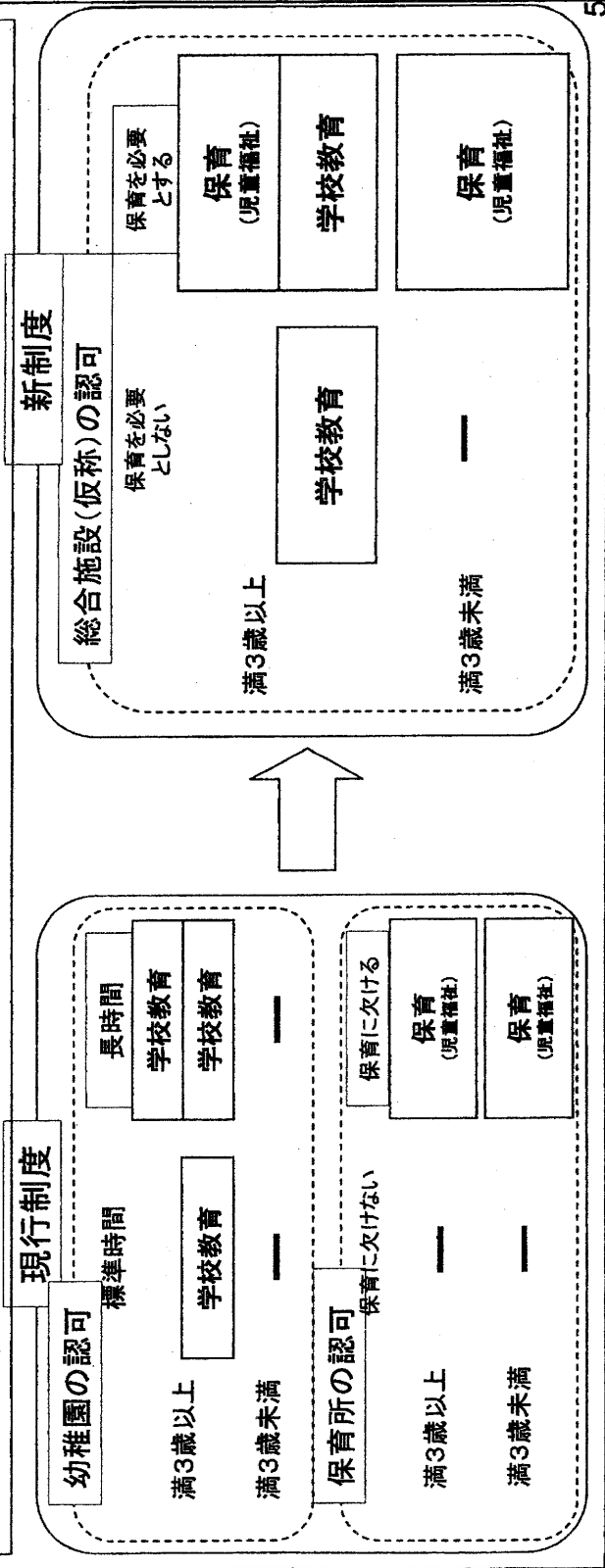
※1 市町村との協議が必要。

※2 上乗せ理由及び徴収額については施設が情報開示。

※3 実費徴収以外の上乗せ徴収(入学金・保育料等)は上限設定はしない。また、当分の間、市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する施設に限る。

総合施設(仮称)の創設

- 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設(仮称)を創設する。
 ※ ここで言う「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。
 ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障。
 イ また、保育を必要とする子どもには、学校教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を保障。
 エ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を保障。
- 総合施設(仮称)については、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法における学校(1条学校)、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。
- なお、満3歳未満児の受入れは義務付けないが、財政措置の一体化等※により、満3歳未満児の受入れを含め、幼稚園及び保育所等の総合施設(仮称)への移行を促進する。
 ※ 例えば、現行制度でいえば、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分についても基準を満たせば財政措置を受けられるようにすることや、調理室等への補助制度を創設すること、保育単価等によるインセンティブを付与することなど。



総合施設(仮称)の制度的な概要

総合施設(仮称)の制度的な概要	
総合施設(仮称)	総合施設(仮称)
<p>総合施設法(仮称)</p> <p>国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人及び一定の要件を満たした株式会社、NPO等の法人</p> <p>※一定の要件を満たした法人を国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人と同じ扱いとするか、学校教育体系の原則に基づき、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とし、一定の要件を満たした法人は地域の事情に応じた例外とするか、については、今後検討。施設の認可の透明性の確保についても今後検討。</p> <p>※一定の要件については、例えば総合施設(仮称)の経営に必要な財産を有すること等が考えられる。</p> <p>※上記のほか、会計間の繰り入れ制限を行うか否か等については、今後検討。</p>	<p>総合施設法(仮称)</p> <p>国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人及び一定の要件を満たした株式会社、NPO等の法人</p> <p>※一定の要件を満たした法人を国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人と同じ扱いとするか、学校教育体系の原則に基づき、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とし、一定の要件を満たした法人は地域の事情に応じた例外とするか、については、今後検討。施設の認可の透明性の確保についても今後検討。</p> <p>※一定の要件については、例えば総合施設(仮称)の経営に必要な財産を有すること等が考えられる。</p> <p>※上記のほか、会計間の繰り入れ制限を行うか否か等については、今後検討。</p>
<p>認定こども園(幼保連携型)</p> <p>【認定こども園】認定こども園法</p> <p>【幼稚園】学校教育法</p> <p>【保育所】児童福祉法</p>	<p>都道府県知事(教育委員会が一定の関与)</p> <p>※大都市特例等は今後検討(市町村主体を含む)</p>
<p>【認定こども園】認定権者: 都道府県知事(又は教育委員会)</p> <p>【幼稚園】公立: 都道府県教育委員会、私立: 都道府県知事</p> <p>【保育所】都道府県知事、指定都市市長、中核市市長</p>	<p>自己評価: 義務</p> <p>関係者評価、第三者評価: 努力義務</p> <p>積極的情報提供: 義務</p>
<p>【認定こども園】積極的情報提供: 義務</p> <p>【幼稚園】自己評価: 義務、学校関係者評価: 努力義務、積極的情報提供: 義務</p> <p>【保育所】自己評価: 努力義務、第三者評価: 努力義務、積極的情報提供: 努力義務</p>	<p>園長、保育教諭(仮称)、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員</p> <p>※職員の実務については、教員免許・養成制度の見直し及び保育士資格制度の見直しの検討状況を踏まえ、上で検討する。</p>
<p>【認定こども園】(満3歳未満)保育士</p> <p>【幼稚園】園長、教頭、教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師</p> <p>【保育所】保育士、嘱託医、調理員</p>	<p>公立: 教育公務員としての各種特例(初任者研修等)</p> <p>私立: 学校の教員としての研修の充実に努めなければならない</p> <p>【保育所】公立: 地方公務員としての各種研修</p> <p>十児童福祉施設の職員として必要な知識等の修得に努める</p> <p>私立: 児童福祉施設の職員として必要な知識等の修得に努める</p>
<p>【認定こども園】認定の取消</p> <p>【幼稚園】公立: 変更命令、閉鎖命令</p> <p>私立: 閉鎖命令のみ(変更命令は適用除外)</p> <p>【保育所】公立: 立入検査、改善命令、改善命令、事業停止命令</p> <p>私立: 立入検査、改善命令、改善命令、事業停止命令、認可の取消</p>	<p>公立: 教育公務員としての各種特例(新任者に対する研修等)</p> <p>私立: 教員について研修の充実が図られなければならない</p> <p>十職員が必要な知識等の修得に努める義務</p>
<p>【幼稚園】幼稚園における政治教育その他政治的活動の禁止</p> <p>【保育所】制限なし</p> <p>【幼稚園教員】公立: 国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体の内外にかかわらず制限)、私立: 制限なし</p> <p>【保育所職員】公立: 原則として所属地方公共団体内で制限、私立: 制限なし</p>	<p>公立: 立入検査、改善命令、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令</p> <p>私立: 立入検査、改善命令、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令</p>
<p>【幼稚園】私立: 私学助成、幼稚園就園奨励費補助、公立: 一般財源</p> <p>【保育所】私立: 保育所運営費負担金、公立: 一般財源</p> <p>※他、認定こども園に対し、補正予算で安心こども基金を措置</p>	<p>総合施設(仮称)への移行に係る経過措置等の在り方について、今後検討。</p>
<p>【幼稚園】私立: 私学助成、幼稚園就園奨励費補助、公立: 一般財源</p> <p>【保育所】私立: 保育所運営費負担金、公立: 一般財源</p> <p>※他、認定こども園に対し、補正予算で安心こども基金を措置</p>	<p>ことども園給付(仮称)</p> <p>※既存の財政措置の取扱いについては今後検討</p>

こども指針(仮称)について

- こども指針(仮称)については、家庭・地域を含めた全ての子ども・子育て関係者を対象として、子どもに関する理念及び子育てに関する理念を示すものとし、国が策定する「基本指針」(仮称)の中に位置づける。
- こども指針(仮称)を踏まえ、こども園(仮称)に指定された施設等が遵守すべき要領を法的拘束力をもつものとして策定する。

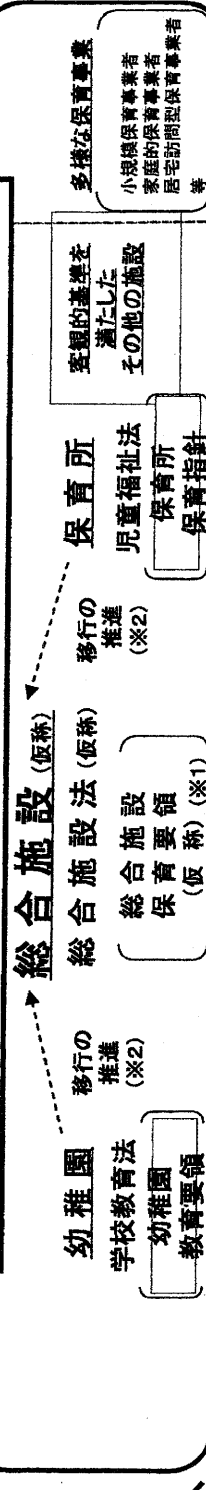
こども指針(仮称)

子ども・子育てに関する理念

- ・対象：家庭・地域を含めた全ての子ども・子育て関係者
- ・子どもに関する理念(どんな子どもや大人に育ってほしいか、子どもを大切にする社会、子どもの権利の保障、乳幼児期の重要性等)
- ・子育てに関する理念(乳幼児期の教育の意義及び役割、家庭の意義及び役割、施設における集団での学び・育ちの支援の意義及び役割並びに、専門性・重要性、子育て及び子育てを通じた親育ちの支援の重要性、家庭・地域・施設等の連携の重要性等)



こども園(仮称)に指定された施設等が遵守すべき要領



(※1) 総合施設保育要領(仮称)の具体的な内容等については、今後更に検討。

(※2) 国においては、幼保一体化を含む子ども・子育て新システムに関する「基本指針」(仮称)を策定するとともに、財政措置の一体化及び強化等により総合施設(仮称)への移行を政策的に誘導する。保育所(3歳未満児のみを保育するいわゆる乳児保育所を除く。)については、小学校就学前の全ての子どもに学校教育を保障する観点から、一定期間後に全て総合施設(仮称)に移行する。

新システムの実施に向けた考え方

- 潜在ニーズを含む保育等の量的拡充は、最優先で実施すべき喫緊の課題。
- これと併せて、職員配置の充実など必要な事項について、子ども・子育て新システムの制度の実施のため、財源を確保しながら、実施。

【主な内容】

■ 保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援、社会的養護等の量的拡充 ※子ども・子育てビジョンベース

■ 0～2歳児保育の体制強化による待機児童の解消

- ・ 現在の幼稚園の0～2歳児保育への参入の促進
- ・ 小規模保育など新たなサービス類型を創設
- ・ 長時間の保育ニーズへの対応・延長保育の充実 等

■ 質の高い学校教育・保育の実現（幼保一体化の推進）

- ・ 3歳児を中心とした配置基準の改善
- ・ 病児・病後児保育、休日保育の充実
- ・ 地域支援や療育支援の充実
- ・ 給付の一体化に伴う所要の措置 等

■ 総合的な子育て支援の充実

- ・ 子育て支援コーデイネーターによる利用支援の充実 等

■ 放課後児童クラブの充実

■ 社会的養護の充実

(追加所要額)
1兆円超
(2015年)

- ※1 上記のほか、更なる質の向上のため、職員の処遇の更なる改善、長時間の保育ニーズへの更なる対応等に取り組む。
- ※2 「社会保険・税一体改革案」(平成23年6月30日 政府・与党社会保険改革検討本部決定)においては、税制抜本改革によって財源を措置することを前提に、2015年における子ども・子育て分野の追加所要額(公費)は0.7兆円程度(税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度)とされた。
- ※3 基本制度案要綱では「社会全体(国・地方・事業主・本人)による費用負担」と記載。新システムの実施については、給付等に応じて、税制抜本改革による財源確保を前提とし、公費を中心を負担することとし、具体的な負担の在り方については今後検討(なお、基本制度案要綱に記載された事業主提出については、現行制度も参考に、事業主側出の対象範囲の明確化や事業主の負担が軽減等に反映等される仕組みの必要性も踏まえて、今後検討)。(P. 56参照)
- ※4 上記の追加所要額には、施設整備費は含まない。(なお、幼稚園における調理室の新設や緊急的な基礎整備(耐震化を含む)等に係る施設整備費補助については引き続き実施する。)
- ※5 指定制の導入による保育等への多様な事業主体の参入を促進。(質を確保するための基準とあわせて質の改善を図る。)
- ※6 質の改善に直接つながる職員配置の充実、その他の職員の処遇改善等については、順次、優先順位をつけながら、実現を図る。
- ※7 職員の定着・確保を図るため、キャリアアップの仕組みと併せて処遇の仕組みを検討することが必要。その際、職員のキャリアアップに資する観点から、幅広い業務経験を可能とするための運営のあり方についても検討を進める。

(注) ここで言う「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校教育前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。

社会保障改革の具体策、工程及び費用試算

「社会保険・税一体改革案」
 (平成23年6月30日 政府・与党社会保障
 改革推進本部決定)より抜粋

A 充実 (金額は公費(2015年))	B 重点化・効率化 (金額は公費(2015年))	C 工程	D 所要額(公費) 2015年	E 所要額(公費) 2025年
<p>○ 子ども・子育て新システムの制度実施等に 保育等の量的拡充、幼保一体化などの機能強化</p> <p>○ 0～2歳児保育の量的拡充・ 体制強化等(待機児童の解消) 質の高い学校教育・保育 の実現(幼保一体化の実現)</p> <p>→ 3歳未満児の保育の利用率 2010年 23% → 2014年 35% (2017年 44%)</p> <p>・ 総合的な子育て支援(家庭や 地域における養育の充実)</p> <p>・ 放課後児童クラブの拡充</p> <p>→ 放課後児童クラブの利用児童数 2010年 81万人 → 2014年 111万人</p> <p>・ 社会的養護の充実</p> <p>→ ↑ ○ 女性の就業率の向上 ☆ ○ 保育等の従業者の増加 ☆ 女性(25～44歳)の就業率 2009年 66% → 2020年 73%</p> <p>・ 制度・財源・給付について 包括的・一元的な制度を構築</p>	<p>に伴う地域の実情に応じた 機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定制の導入による保育等への 多様な事業主体の参入促進 ☆ 質を確保するための基準と併せて 質の改善を図る ・ 幼稚園などの既存施設の有効活用 や、小規模保育、家庭的保育などの 多様な保育の推進 ・ 国及び地方における実施体制の 一元化 (「子ども家庭省(仮称)」の創設等) 	<p>新システム具体案を早 期にとりまとめ → 税制抜本改革とともに、 早急に法案提出</p>	<p>0.7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革 以外の財源も 含めて1兆円超 程度の措置を 今後検討</p>	<p>1兆円超程度</p> <p>※ 左記の措置に 係る所要額に ついては、 新システム の検討にお いて今後検討</p>
<p>子ども 子育て 計</p>	<p>重点化・効率化計 (2015年)</p>		<p>0.7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革以外の 財源も含めて1兆円超 程度の措置を今後検討</p>	<p>1兆円超程度</p> <p>※ 左記の措置に係る 所要額については、 新システムの検討 において今後検討</p>

【★】成長戦略に特に関係が深い項目

子ども・子育て

子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて

新システム

平成23年7月29日
少子化社会対策会議決定

子ども・子育て新システムは全世代型の社会保障の構築を目指す社会保障改革において、国民の安心確保のための最優先項目の一つであり、早期に実現する必要がある。

子ども・子育て新システムについては、昨年9月より子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下、基本制度ワーキングチーム、幼保一体化ワーキングチーム及びこども指針(仮称)ワーキングチームにおいて、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に掲げられた基本的方向性を踏まえて、関係者間で意見集約を図りながら、議論を重ねてきた。去る7月27日に基本制度ワーキングチームにおいて、これまでの議論の到達点として、別添のとおり中間とりまとめが行われ、給付設計や幼保一体化を中心とした制度設計が示されるとともに、今後の検討課題が明確にされたところである。

① 一方、6月30日には「社会保障・税一体改革成案」(政府・与党社会保障改革検討本部決定)において、子ども・子育て新システムにかかる工程表として、「税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を提出する」とされたところである。

② 今後、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」及び別添「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」を踏まえ、費用負担の在り方などの残された検討課題について子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下で開催されるワーキングチームにおいて検討を進め、実施主体である地方公共団体をはじめとする関係者と丁寧に協議を行い、理解を得たうえで、子ども・子育て新システムの成案をとりまとめ、恒久財源を得て早期に本格実施(それまでの間は、法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議(仮称)や国の基本指針など可能なものから段階的に実施)できるよう、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する。

子ども園給付

子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて

平成 23 年 7 月 27 日
基本制度ワーキングチーム

- 本ワーキングチームは、昨年9月より子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下で14回開催され、議論を重ねてきた。また、同時並行して、幼保一体化ワーキングチームについては9回、こども指針（仮称）ワーキングチームについては6回、それぞれ開催され、随時、本ワーキングチームにおいて議論の状況の報告を受け、議論を重ねてきた。
- 本ワーキングチームとしては、他の2つのワーキングチームとともに、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」（平成22年6月29日少子化社会対策会議決定）に掲げられた基本的方向性を踏まえて、関係者間で意見集約を図りながら重ねてきたこれまでの議論の到達点として、子ども・子育て新システムの全体像、給付設計の在り方、幼保一体化の在り方、質改善（機能強化）の在り方等について、別添の通り、中間的に議論をとりまとめた。
- 質改善（機能強化）については、量的拡充と合わせて1兆円を超える額を見込んでいる。その実現のためには財源の確保が不可欠であり、政府においては、その確保に向けて最大限の努力をされたい。

- ④ 本ワーキングチームとしては、今後も「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」及び本とりまとめを踏まえ、「社会保障・税一体改革成案」（平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定）の工程表にあるように、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に法案を提出し、恒久財源を得て早期に本格実施（それまでの間は、法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議（仮称）や国の基本指針など可能なものから段階的に実施）できるように、①国、地方及び事業主の負担の在り方、利用者負担の在り方、既存の財政措置との関係など費用負担の在り方、子ども・子育て包括交付金（仮称）の在り方、②国における所管の在り方、③ワーク・ライフ・バランスの在り方、④国の基準と地方の裁量の関係など地域の実情に応じた給付・事業の提供のための仕組みの在り方、その他の残された検討課題について、できる限り速やかに検討を再開したい。また、検討に当たっては、基本制度案要綱に掲げられた、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質の支援を行い、地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるなどの観点も含め、実施主体である地方公共団体など関係者と十分に意見交換を行うこととしたい。

費用負担の課題

子供の投資
IPが伸びる

政府においても、国と地方の協議の場などを通じて地方公共団体と十分に協議を行うとともに、関係団体などの関係者の理解も得た上で、成案化されたい。

子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力である。

子どもが、それぞれの個性と能力を十分に発揮すること、人の気持ちを理解し互いを認め合い、共に生きることができるようになること、このような子どもの健やかな育ちは、子どもの親のみならず、今の社会を構成するすべての大人にとって、願いであり、また喜びである。

乳幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う、極めて重要なものである。そして、子どもの健やかな育ちは、我が国にとっての最大の資源である「人」づくりの基礎であり、子どもの育ちと子育てを支援することは、未来への投資でもある。

親の経済状況や幼少期の成育環境によって格差が生じることがないなど、子どもの最善の利益を考慮し、すべての子どもが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるよう取り組まなければならない。

他方、子どもの育ちや子育てをめぐる環境の現実には厳しい。非正規労働者の増加などの雇用基盤の変化、核家族化や地域のつながりの希薄化による家庭や地域の子育て力・教育力の低下により、若者が雇用など将来の生活に不安を抱き、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめ、子育て当事者が悩みを抱えながら苦勞している。

子育てとは本来、日々成長する子どもの姿を通じて親に大きな喜びや生きがいをもたらす営みである。親が子育ての充実感を得られるなど「親としての成長」を支援していく必要がある。

そして、ワーク・ライフ・バランスを推進しつつ、子ども・子育て支援を質量ともに充実させることにより、家庭を築き、子どもを生き育てるといふ希望がかなえられる社会を実現していかななければならない。

そのためには、子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提としつつ、かつては家族や地域が担っていた子育てに関する支え合いの機能や、企業による日本型の生活保障機能が低下していることを踏まえ、こうした子ども・子育てを支える機能を新しい形で再生させる必要がある。こうした機能の再生は、地域社会そのものの再生にも大きく寄与する。

今般の東日本大震災においては、子どもと大人、被災者と支援者など、地域の中あるいは地域を超えた様々な人と人とのつながり、地域の人々の参画と助け合いの大切さが再認識されている。

子ども・子育て支援についても、こうした助け合いの気持ちを確かなものとして国民が共有し、子どもの育ちと子育てを皆で支える新たな絆の仕組みを構築しなければならない。

上記の理念を踏まえ、これまで「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱（平成22年6月29日少子化社会対策会議決定）に掲げられた幼保一体化（こども園（仮称））等の基本的方向性を踏まえて重ねてきた議論の到達点として、次のとおり子ども・子育て新システムの具体的制度設計の在り方に関し、中間的にこれまでの議論をとりまとめた。今後、基本制度案要綱及び本とりまとめを踏まえ、幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの理念の実現に向けた取組を推進していくことが必要である。

I 市町村、都道府県、国の役割

- 子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるため、市町村（基礎自治体）が制度を実施し、国・都道府県等が制度の実施を重層的に支える仕組みを構築する。
- 事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する。
 - ※ 残された課題については、今後、更に検討する。
- 実施主体は市町村（基礎自治体）とし、新システムに関するすべての子ども・子育て関連の国庫補助負担金、労使拠出等からなる財源を一本化し、市町村に対して包括的に交付される仕組み（子ども・子育て包括交付金（仮称））を導入する。
 - ※ 上記は基本制度案要綱における記述であり、国、地方及び事業主の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、子ども・子育て包括交付金（仮称）のあり方については、今後、更に検討する。
- 地域主権改革の観点を踏まえ、また、実施主体である市町村及びそれを支援する都道府県と十分調整しながら、以下の点について、今後、更に検討を行う。
 - ①事業計画の策定など地方公共団体の実施する施策についての国の関与のあり方
 - ②国が定める基準と地域の実情に応じるための地方公共団体の裁量との関係
 - ③指定制における指定や総合施設（仮称）の認可等の主体のあり方
 - ④都道府県の具体的な役割やその財源措置のあり方

1 市町村の役割

(1) 市町村の権限と責務

- 市町村は、新システムの実施主体としての役割を担い、国・都道府県等と連携し、自由度を持って地域の実情に応じた給付等を設計し、当該市町村の住民に新システムの給付等を提供・確保する。そのために必要な以下の権限及び責務を法律上位置づける。

保
26-4

- ・子どもや家庭の状況に応じた給付の保障、事業の実施
- ・質の確保された給付・事業の提供
- ・給付・事業の確実な利用の支援
- ・事業の費用・給付の支払い
- ・計画的な提供体制の確保、基盤整備

(2) 「市町村新システム事業計画」(仮称)の策定

- 市町村は、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、管内における新システムの給付・事業の需要見込量、見込量確保のための方策等を盛り込んだ「市町村新システム事業計画」(仮称)を策定し、本計画をもとに、給付・事業を実施する。
- 市町村新システム事業計画(仮称)の策定及び記載事項を法定する(計画記載事項は別紙のとおり)。
- 市町村新システム事業計画(仮称)の策定における市町村内の関係当事者の参画の仕組みについて検討する。

2 都道府県の役割

- 都道府県は、広域自治体として、新システムの給付・事業が健全かつ円滑に運営されるよう、必要な助言・援助等を行うとともに、子ども・子育て支援施策のうち、広域的な対応が必要な事業等を行う。
- 都道府県は、「都道府県新システム事業支援計画」(仮称)に基づき、市町村を支援する。「都道府県新システム事業支援計画」(仮称)の策定及び記載事項を法定する(計画記載事項は別紙のとおり)。
- 都道府県新システム事業支援計画(仮称)の策定における都道府県の関係当事者の参画の仕組みについて検討する。

3 国の役割

- 国は、新システムの制度設計、市町村への子ども・子育て包括交付金(仮称)の交付、基本指針(仮称)の策定等、新システムの給付・事業が健全かつ円滑に運営されるよう、必要な措置を講ずる。

- 基本指針（仮称）については、その策定及び記載事項を法律上明記し、国の「子ども・子育て会議」（仮称）の審議を経て策定する（指針記載事項は別紙のとおり）。
- 基本指針（仮称）には、家庭・地域を含めたすべての子育て関係者を対象とした、子どもに関する理念、子育てに関する理念を示すものである「こども指針（仮称）」を位置づける。

II 給付設計

- 市町村は、子ども・子育て支援給付（仮称）及び子ども・子育て支援事業（仮称）を実施する。

1 子ども・子育て支援給付（仮称）

- 子ども・子育て支援給付（仮称）は、個人に対する以下の給付とする。

(1) 子ども手当（個人への現金給付）

- 子ども手当については、新システムにおける給付に位置づける。（別途検討）

(2) こども園給付（仮称）

- こども園給付（仮称）については、質の確保のための客観的な基準を満たした施設として指定を受けたこども園（仮称）に関する給付とする。

※ こども園（仮称）とは、指定を受けた総合施設（仮称）、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設であり、その総称である。総合施設（仮称）とは、学校教育と保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設。その名称については、今後検討する。

(3) 地域型保育給付（仮称）

- 地域型保育給付（仮称）については、質の確保のための客観的な基準を満たす事業者として指定を受けた小規模保育事業者、家庭的保育事業者及び居宅訪問型保育事業者等に関する給付とする。

※ こども園給付（仮称）及び地域型保育給付（仮称）は、早朝・夜間・休日保

育にも対応する。

※ 出産・育児に係る休業に伴う給付（仮称）

- 産前産後・育児休業中の現金給付から保育まで切れ目なく保障される仕組みの構築が課題であるが、出産手当金（健康保険）、育児休業給付（雇用保険）の適用範囲や実施主体に違いがあること等を踏まえ、両給付を現行制度から移行し一本化することについては将来的な検討課題とする。

2 子ども・子育て支援事業（仮称）

○ 子ども・子育て支援事業は、市町村が実施する以下の事業とする。

(1) 地域子育て支援事業（仮称）

※ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり及び乳児家庭全戸訪問事業等
（対象事業の範囲は法定）

(2) 延長保育事業、病児・病後児保育事業

(3) 放課後児童クラブ

(4) 妊婦健診

※ 市町村の独自事業の取扱いは今後検討する。

Ⅲ 幼保一体化

1 基本的な考え方

○ すべての子どもの健やかな育ちと、結婚・出産・子育ての希望がかなう社会を実現するため、以下の三点を目的とする幼保一体化を推進する。

- (1) 質の高い学校教育・保育の一体的提供
- (2) 保育の量的拡大
- (3) 家庭における養育支援の充実

※ ここで言う「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

- 具体的には、以下の給付システムの一体化と施設の一体化を推進する。

(1) 給付システムの一体化

①地域における学校教育・保育の計画的整備（市町村新システム事業計画（仮称）の策定）

- 市町村は、地域における学校教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保のための方策等を内容とする市町村新システム事業計画（仮称）を策定する。

②多様な保育事業の量的拡大（指定制度の導入）

- 客観的基準を満たした施設及び多様な保育事業への財政措置を行うこと等により、多様な事業主体の保育事業への参入を促進し、質の確保された保育の量的拡大を図る。

③給付の一体化及び強化（こども園給付（仮称）の創設等）

- 学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付（仮称）を創設することにより、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

(2) 施設の一体化（総合施設（仮称）の創設）

- 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設（仮称）を創設する。

2 子どもや家庭の状況に応じた子ども・子育て支援

- 子ども・子育て家庭については、乳幼児の子育てをしている、育児休業中の家庭、共働き家庭、いわゆる専業主婦家庭など、様々な状況の子ども・子育て家庭がある。

- 子ども・子育て新システムにおいては、すべての子どもに、良質な成育環境を保障するため、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、「子ども・子育て支援給付（仮称）」を保障する。

- 子どもが満3歳となったとき、子どもが学齢期となったときなどに円滑に切れ目のない支援を行うため、施設間・事業間の連携・提携等の仕組みを検討する。
- また、子育てに孤立感・負担感を感じている保護者が多いこと等を踏まえ、すべての子ども・子育て家庭に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての充実感を得られるような親子の交流の場づくり、子育て相談や情報提供、親子登園などの支援を行う。

3 幼保一体化の進め方

- 国においては、幼保一体化を含む子ども・子育て支援に関する基本指針（仮称）を策定するとともに、給付の一体化及び強化等により総合施設（仮称）への移行を政策的に誘導する。
- 都道府県については、広域自治体として、都道府県新システム事業支援計画（仮称）を策定し、市町村の業務に関する広域調整等を行う。
- 市町村においては、国による制度改正及び基本指針（仮称）を踏まえ、市町村新システム事業計画（仮称）に基づき、地域における、満3歳以上の保育所等を利用する家庭の子どもの状況、満3歳以上の保育所等を利用しない家庭の子どもの状況、満3歳未満の保育所等を利用する家庭の子どもの状況など、地域の実情等に応じて、必要な施設・事業を計画的に整備する。
 ※ 具体的な施策については、今後、地方自治体、関係者等と十分に協議を行う。

4 地域における学校教育・保育の計画的整備（市町村新システム事業計画（仮称）の策定）

- 市町村は、地域における学校教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込みを調査し、その結果に基づき市町村新システム事業計画（仮称）を策定する。
- 市町村は、当該計画に基づき、指定されたこども園（仮称）や多様な保育事業を行う、多様な事業主体を共通の財政措置（子ども・子育て支援給付（仮称））の対象とするなど、地域の実情等に応じて提供体制を計画的に整備する。

- 家庭における養育を支援する事業（地域子育て支援拠点事業等。対象範囲は法定。）についても、広く財政措置の対象とし、当該計画に基づき、計画的に推進する。

5 多様な保育事業の量的拡大（指定制度の導入）

（1）基本的な考え方

- 新システムにおいては、質の確保のための客観的基準を満たすことを要件に、認可外施設も含めて参入を認めるとともに、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を認める。
- 指定制の導入により、保育の量的拡大を図るとともに、多様なメニューの中から、あらかじめ質が確保されている施設や事業であることを行政が確認し、指定された施設又は事業者の中から、利用者がニーズに応じた施設や事業を選択できる仕組みとする。

（2）具体的制度設計

①法人格

- こども園（仮称）については、学校法人、社会福祉法人、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を可能とする。ただし、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を条件とする。
- 地域型保育給付（仮称）の対象となる多様な保育事業を行う指定事業者については、地方単独事業の対象の個人立の認可外保育施設が存在することも踏まえ、法人でない場合でも、一定の条件を満たせば、指定の対象とする。

②指定基準

- 指定基準については、こども園（仮称）、指定小規模保育事業、指定家庭的保育事業等の施設・事業ごとの客観的な基準を、全国一律の基準として定める。
- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

- 指定基準は、施設・事業の内容ごとに、現行の基準を基礎とする。
- 教育・保育の質の確保・向上の観点から、職員配置基準の引上げ等を検討する。

③撤退規制等

- 継続的な運営が基本であるが、やむを得ず事業を撤退する場合には、指定辞退の事前届出を行わせる。
- 指定辞退については、法律で予告期間を設定するとともに、利用している児童が他の施設等で継続的に利用できるようにするための調整義務を施設・事業者にかす。
- 施設・事業者による調整に対する都道府県又は市町村の援助の在り方について検討する。
- 指定については、質の確保の観点から、他の類似制度を参考に、数年ごとに更新する。
- 保護者の選択に資する観点から、情報開示の義務化を行う。
- 具体的には、以下の項目について情報開示を行う。
 - ア 学校教育・保育の理念など、施設の運営方針
 - イ 学校教育・保育の内容及びその特徴
 - ウ 一人の職員が担当する子どもの数
 - エ 職員の保有免許・資格や経験年数
 - オ 定員以上に応募がある場合の選考基準
 - カ 上乗せ徴収（実費徴収を除く）の有無
 - キ カで「有」の場合、その理由及び上乗せ徴収額 等

④需給調整

- 指定制度においては、指定基準を満たす施設については、すべて指定する。

- ただし、市町村が策定する新システム事業計画（仮称）における供給量を超えた供給がなされている場合など、施設数が過大となっている場合については、指定主体の権限において新規の指定や更新を行わないことができることとする。

※ 目標供給量を盛り込む市町村の計画に関する策定手続きを含めた国による策定のための指針、事後の点検・評価を含めた必要な情報の開示等、適正性・透明性を確保するための仕組みを検討する。

⑤指定・指導監督の主体

ア こども園（仮称）

- こども園（仮称）の入園に際しては、保護者が自ら施設を選択し、施設と契約することとなるため、市町村域外からも子どもを受け入れることが想定され、より広域的な調整が必要となることから、その指定・指導監督の主体は都道府県とする。

- また、大都市（指定都市、中核市）に関する特例等を設けるかについて、今後、更に検討する。その際、更なる権限移譲の観点から、主体を市町村とするかを含め、検討する。

- 指定・指導監督の主体を都道府県とする場合、指導監督に市町村が関与する仕組み（報告徴収の権限や指定主体に指導監督の実施を求める権限等）も他の類似制度を参考に検討する。

イ 多様な保育事業を行う指定事業者

- 多様な保育事業を行う指定事業者の指定・指導監督の主体については、地域の実情に応じた供給量の確保の観点から市町村とする。

⑥指定・指導監督の権限

- 指定事業者には、指定基準に従い、事業を実施しなければならない義務を課すほか、指定・指導監督主体に、報告徴収、立入検査、基準遵守の勧告・措置命令、指定取消等の権限を与える。

(3) 制度施行時の経過措置

- 新たな制度を施行する際に、現に幼稚園又は保育所の認可を受けている施設については、こども園（仮称）の指定があったものとみなす経過措置を設ける。

※ 施行前に現に認可を受けている施設については、法人格を有しなくても指定を受けられることとする。

※ 認定こども園の取扱いについて、今後、更に検討する。

(4) 運営費の在り方等

- イコールフットィングの下で、一定の客観的な基準を満たした多様な主体の参入促進を図るため、以下の点について、今後、更に検討を行う。

- ① 運営費の使途範囲について、こども園給付（仮称）等を提供するための費用とすることを基本としつつ、多様な主体の経営努力により柔軟な経営を可能とする観点から、他会計への費用の繰入を認めること
- ② 施設整備費について、運営費に上乗せする仕組みとすること
- ③ 会計基準について、法人種別に応じた会計処理を基本とした上で、資金の流れを明確化する仕組みとすること

6 給付の一体化及び強化（こども園給付（仮称）の創設等）

(1) こども園給付（仮称）の創設

- 学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付（仮称）を創設し、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

※ こども園（仮称）とは、指定を受けた総合施設（仮称）、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設であり、その総称である。

(2) 契約方式

- こども園給付（仮称）については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする。

① 保育の必要性の認定

- 例外のない保育の保障の観点から、市町村が客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。

ア 保育の必要性の認定を受ける子どもの認定基準及び認定手続

○ 国は、「事由」「区分」「優先利用」に関する認定基準を策定する。

○ その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

○ 具体的な認定基準と認定手続は、以下の通りとする。

i) 認定基準

A 事由

a 就労

○フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労

※ 一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く。

b. 就労以外の事由

○保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等

※ 現行の政令で定めている「同居親族等が保育できない場合」という条件は、外す又は必要度を低くする方向で検討する。

○その他これらに類するものとして市町村が定める事由

B 区分

○ 月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度（「長時間利用」及び「短時間利用」）を設定

C 優先利用

○ ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

ii) 認定手続

○ 市町村は、認定基準に従って審査を行い、認定を行う。また、これとあわせて保護者負担の区分も決定する。

○ 市町村は、認定を行った利用者（保護者）に対して、認定証を交付する。

○ 認定証には、事由、区分（長時間利用又は短時間利用）、優先利用及び保護者負担の区分を記載する。

イ 保育の必要性の認定を受けない子どもの受給手続
（満3歳以上の学校教育のみを受ける場合）

○ 満3歳以上の学校教育のみの利用を希望する場合、市町村に申請を行う。

○ 申請を受けた市町村は、当該市町村に居住する満3歳以上の子どもであることが確認できた場合は、保護者負担の区分の決定を行い、これを受給者証に記載して交付する。

※ 受給者証は、主として、施設が保護者負担の区分を確認するためのものであるが、その要否を含め、今後、更に検討する。

②公的契約

○ 契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とする。

○ 公的契約については、「正当な理由」がある場合を除き、施設に承諾義務を課す。「正当な理由」については次のとおりとする。

ア 定員に空きがない場合

イ 定員以上に応募がある場合

（この場合、選考の実施が必要となる。）

ウ その他特別な事情がある場合

○ 定員については、保育認定を受けた子どもの利用と、保育認定を受けない子どもの利用を、地域の需要に応じ、ともに保障する観点から、保育認定を受けた子ども、保育認定を受けない子どもの別に設定し、上記イの場合に行う選考についても、それぞれの定員枠ごとに行う。

○ 定員以上に応募がある場合の選考については、その基準を国が定め、施設は、国の選考基準に基づき選考を行うものとする。

○ その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

○ 国が定める選考基準については、概ね次のとおりとする。

ア 保育の必要性の認定を受けた子ども

i) 家庭の状況や保護者の就労状況等に基づく保育の必要度に応じて選定する。

ii) ひとり親家庭、虐待のおそれのあるケースなどは、i)に関わらず、優先的に選定する。

iii) 特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っている施設については、i)に関わらず、特別な支援が必要な子どもを優先的に選定する。

※ 保育の必要度の判断の具体的な手続については、今後、更に検討する。

イ 保育の必要性の認定を受けない子ども

i) ①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考など、施設の設置者が定める選考基準（選考方法）に基づき、選定する。

ii) 特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っている施設については、i)に関わらず、特別な支援が必要な子どもを優先的に選定する。

○ 施設の設置者が定める選考基準（選考方法）については、指定制度の一環である情報開示の標準化の開示項目として、開示する。

(3) 市町村の関与

①関与の具体的仕組み

○ 保護者が選択した施設・事業者に申し込むことを基本とする。市町村は、管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。

- 特別な支援が必要な子どもなど、あっせん（市町村による、利用可能な施設との契約の補助）等による利用が必要と判断される場合には、市町村が、関係機関とも連携して利用調整を行い、認定証の交付と合わせて、利用可能な施設・事業者をあっせん等することとし、その具体的な仕組みについては今後更に検討する。

②当面、保育需要が供給を上回っている間の関与の仕組み

- 市町村は、計画的な基盤整備により保育需要が供給を上回る状態を解消する取組を強力に推進することが制度の前提である。その上で、当面の対応のため、次のような対応を検討する。
 - ・ 特別な支援が必要な子どもなど、まず、優先利用の対象となる子どもについて、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん等する。
 - ・ それ以外の子どもについては、保護者が市町村に利用希望を提出し、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん等する。

③市町村による措置

- 保育の利用が必要と判断されるにもかかわらず、保護者が進んで保育の利用をしない場合など、契約による利用が著しく困難と市町村が判断した場合には、当該子どもについて、市町村が施設・事業者に対して措置する（措置による入所・利用）こととし、具体的な仕組みについては今後更に検討する。

（４）給付の内容

①給付構成

- こども園給付（仮称）については、次のような給付構成とする。
 - ・ 満3歳以上の幼児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

- ・満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

※ 「標準的な教育時間」とは、学校教育における教育課程に係る時間を言う。以下同じ。

②公定価格

- こども園給付（仮称）については、質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準の給付を、すべての子どもに保障する（公定価格）。
- 新たな制度における価格設定方法については、次の考え方を基本とする。
 - ・ 質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準として、人員配置基準や設備環境を基に、人件費、事業費、管理費等に相当する費用を算定する。
 - ・ 人件費相当分については、職員の配置基準や施設の開所時間を踏まえた価格設定を行う。この際、子どもの過ごす時間と職員が勤務する時間の違いを踏まえ、認定時間数に対応する価格設定ではなく、必要な職員の配置を考慮した価格設定を行う。
 - ・ 子どもの年齢及び人数に対応した給付を基本とするが、施設の規模による経費構造の違いや地域別の人件費等の違いを考慮し、定員規模別、地域別の価格設定を行う。
 - ・ 施設の減価償却費に相当する費用についても算定する。
- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

③支払い方法

- 満3歳以上児については、標準的な教育時間に対応する区分及び月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度）に応じ、単価区分※（3区分程度）を設ける。その上で、各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。

- 満3歳未満児については、月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度）に応じ、単価区分※（2区分程度）を設ける。その上で、各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。

※ 具体的な単価については、上記の単価区分に応じ、②で記述した通り、年齢別、地域別、定員規模別に設定する。

④上乗せ徴収

ア 実費徴収

- 国が定める基準に基づく学校教育・保育の活動の一環として行われる活動に係る費用であって、施設による費用のばらつきが大きいこと等から、こども園給付（仮称）の対象とすることが困難な費用（特別な教材費、制服代など）について、実費徴収を認める。
 - 国において、実費徴収の実態（各施設における実費徴収の費目と一人あたりの実費徴収の総額）を勘案した上で、実費徴収の対象範囲及び各施設における実費徴収の上限額に関する基準を定める。
 - その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。
 - 低所得者に対しては、一定の要件の下で、公費による補足給付を行うこととし、その具体的仕組みについては、今後、更に検討する。
- ##### イ 実費徴収以外の上乗せ徴収
- 次の要件を満たす施設については、その対価として、実費以外の上乗せ徴収を行うことを認める。
 - i) 国が定める基準に基づく学校教育・保育であること
 - ii) 低所得者については、当該徴収を免除すること

iii) 指定制度の一環である情報開示の標準化制度の開示項目として、上乗せ徴収の理由及び額を開示すること

※ 当分の間、市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する施設に限る。

- なお、国が定める基準に基づく学校教育・保育以外の活動（教育課程終了後に行う体操教室など）については、選択できる旨や利用料額の説明をあらかじめ行い、利用者の了解を得た場合には、費用の徴収を可能とする。

(5) 地域型保育給付（仮称）

- こども園（仮称）を対象とするこども園給付（仮称）に加え、以下の保育事業を地域型保育給付（仮称）の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとする。
 - ・ 小規模保育
 - ・ 家庭的保育
 - ・ 居宅訪問型保育
 - ・ 事業所内保育
- 待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満3歳未満の児童であることを踏まえ、こうした小規模保育や家庭的保育などの量的拡充により、待機児童の解消を図る。
- 小規模保育、家庭的保育など、事業それぞれの特性に応じた客観的な指定基準を設定し、質の確保を図る。
- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。
- 保育の必要性の認定、公的契約、市町村の関与、公定価格の算定の考え方、給付の支払方法などは、こども園給付（仮称）と同様とする。

7 施設の一体化（総合施設（仮称）の創設）

(1) 基本的位置づけ

- 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設（仮称）を創設する。総合施設（仮称）の根拠法と

して総合施設法（仮称）を制定する。

※ 総合施設（仮称）の名称については、今後検討する。

- 総合施設（仮称）においては、
 - ① 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障する。また、保育を必要とする子どもには、学校教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を保障する。
 - ② 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を保障する。

- 総合施設（仮称）については、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法における学校（1条学校）、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

- なお、満3歳未満児の受入れは義務付けないが、財政措置の一体化等により、満3歳未満児の受入れを含め、幼稚園及び保育所等の総合施設（仮称）への移行を促進する。
 - ※ 例えば、現行制度でいえば、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分についても基準を満たせば財政措置を受けられるようにすることや、調理室等への補助制度を創設すること、保育単価等によるインセンティブを付与することなどが挙げられる。

（2）基本的な考え方

- 総合施設（仮称）の創設により、次の内容を実現する。
 - ① 学校教育法及び児童福祉法上の位置づけの付与による学校教育・保育の質の保障
 - 現行の保育所における幼児教育※に対し学校教育（1条学校）としての位置づけを付与するとともに、現行の幼稚園の預かり保育のうち、保育の必要性の認定を受けた子どもを対象とするものに対し児童福祉としての位置づけを付与する。

 - これにより、学校としての基準（学級担任制、面積基準等）と児童福祉施設としての基準（人員配置基準、給食の実施等）を併せ持つ基準を適用し、質の高い学校教育・保育を保障する。

※ 満3歳以上の幼児を対象とするもの。満3歳以上の幼児を対象とする保育所については、総合施設（仮称）へ移行する。

○ その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

②保育の量的拡大

現行の幼稚園が保育機能を強化することにより、保育の量的拡大を図る。

③家庭における養育の支援の強化

現行の幼稚園・保育所が、地域の拠点として、地域の子ども・家庭に対する養育の支援を必須の事業として実施することにより、地域の子ども・家庭に対する養育の支援機能を強化する。

※ 他の事業も含めた施設の取組状況や地域の実情等に応じ、地域子育て支援事業等により行う。

④二重行政の解消

現行の幼稚園、保育所、認定こども園に対する行政庁（地方公共団体）の認可・認定を一本化することにより、二重行政の解消を図る。

○ 総合施設（仮称）に係る具体的制度設計については、質の高い学校教育・保育を保障する観点から、現行の幼稚園制度及び保育所制度の双方に求められる質の水準を基本とする。

○ 総合施設（仮称）における指導・援助の要領として「総合施設保育要領（仮称）」を定める。

※ 総合施設保育要領（仮称）については、こども指針（仮称）を踏まえ、策定する。

（3）具体的制度設計

①設置主体

○ 総合施設（仮称）の設置主体は、組織・資産等において永続性、確実性、公共性等を担保するため、国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人及び一定の要件を満たした株式会社、NPO等の法人とする。

※ 一定の要件を満たした法人を国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人と同じ扱いとするか、学校教育体系の原則に基づき、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とし、一定の要件を満たした法人は地域の実情に応じた例外とするか、については、今後検討する。なお、施設の認可の透明性の確保についても、今後検討する。

※ 上記のほか、会計間の繰り入れ制限を行うか否か等については、今後検討する。

②認可・指導監督権等

○ 総合施設（仮称）の設置認可等については、現行の幼稚園及び保育所の例にならい、都道府県単位で行う。

○ また、大都市（指定都市、中核市）に関する特例等を設けるかについて、今後、更に検討する。その際、更なる権限移譲の観点から、主体を市町村とするかを含め、検討する。

○ 総合施設（仮称）は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であることから、その設置認可、指導監督等については、認定こども園の例にならい、学校教育と保育の双方を統括する都道府県知事が行う。

○ 都道府県知事が総合施設（仮称）に係る事務を行う場合には、都道府県教育委員会は、一定の関与を行うこととする。

○ また、大都市（指定都市、中核市）に関する特例等を設けるかについて、今後、更に検討する。その際、更なる権限移譲の観点から、主体を市町村とするかを含め、検討する。

③評価、情報公開

○ 学校教育・保育の質の向上を図る観点から、自己評価を義務化し、関係者評価、第三者評価を努力義務化する。また、地域住民・保護者の理解増進及び連携・協力を資するため、総合施設（仮称）の運営に関する情報提供を義務化する。

④施設に置かれる職員

○ 総合施設（仮称）は、学校教育・保育を一体的に提供する施設であることから、現行の幼稚園及び保育所の双方で必要とされる職員を置く。

※ これらの職員については、幼稚園の職員と同様に資格要件及びその資格要件違反に対する罰則を設けるため、法律で規定する。

- 学校教育と保育を担う職員として、新たに保育教諭（仮称）等を置く。
- 保育教諭（仮称）は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則とする。
※ いずれかしか有しない者については、現在の幼保連携型認定こども園制度における扱いを参考にしながら、特例措置を講じる。
- なお、職員の資格については、教員免許・養成制度の見直し及び保育士資格制度の見直しの検討状況等を踏まえた上で検討する。

⑤研修

（公立）

- 教育基本法第9条の規定により、職員の研修の充実を図る。
- 公立の幼稚園教員と同様に研修を受ける機会を付与するとともに、新任者に対する研修等を義務化する。

（私立）

- 教育基本法第9条の規定により、職員の研修の充実を図る。
また、職員は、必要な知識等の修得に努めるものとする。

⑥監督

- 総合施設（仮称）は、学校及び児童福祉施設の双方の性格を有し、学校教育と保育を一体的に提供する施設であることから、私立の総合施設（仮称）を含め、立入検査、改善勧告、改善命令の権限等を監督権者に付与する。

⑦政治的行為の制限

（公立）

- 総合施設（仮称）における政治教育その他政治的行為を禁止する。

- 職員の政治的中立性を確保するため、現行の公立幼稚園教諭と同じ政治的行為の制限を課すことを基本とし、その具体的方法については今後更に検討する。

(私立)

- 総合施設(仮称)における政治教育その他政治的行為を禁止する。

⑧経過措置等

- 保育所(満3歳未満児のみを保育するいわゆる乳児保育所を除く。)については、小学校就学前のすべての子どもに学校教育を保障する観点から、一定期間後にすべて総合施設(仮称)に移行する。
- 総合施設(仮称)への移行に係る経過措置等の在り方について、今後検討する。

IV 子ども・子育て支援事業(仮称)

- 子ども・子育て支援事業(仮称)は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。

1 地域子育て支援事業(仮称)

- 以下の事業を地域子育て支援事業(仮称)として、市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法定する。市町村は、市町村新システム事業計画(仮称)で需要の見込み、見込量の確保策を記載し、提供体制を計画的に確保する。
 - ①地域子育て支援拠点事業
 - ②一時預かり
 - ③乳児家庭全戸訪問事業
 - ④養育支援訪問事業
 - ⑤ファミリー・サポート・センター事業等(対象事業の範囲は法定)

- すべての子ども・子育て家庭を対象としたこれらの事業の実施が必要であり、特に、地域子育て支援拠点事業については、実施主体である市町村と当該事業者が連携し、個々の子育て家庭に身近な立場から、その事情に応じた、利用者支援の役割を果たすものとする。
- 一時預かりは、保護者の働き方に関わらず、日常生活を営む上での利用や、社会参加を行うための利用など、普遍的に子ども・子育て家庭に必要なものであり、すべての子ども・子育て家庭が身近に利用できる事業とする。
- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は、都道府県等が実施する社会的養護、障害児支援と連携して実施することとし、市町村新システム事業計画（仮称）において、都道府県等との連携方策を位置付けることを検討する。
- 事業ごとに、質の確保を図る観点から、国は一律の基準を設定する。
- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

2 延長保育事業、病児・病後児保育事業

- 保護者の残業、子どもの病気など、保育の利用にかかわる突発的な事情変化にきめ細かく対応できるよう、延長保育事業、病児・病後児保育事業を市町村の事業として位置づける。

延長保育事業

：認定された保育の必要量を超えて保育を提供する事業

病児・病後児保育事業

：病気の際に就労等で保護者による自宅での保育が困難な場合に、病児等の特性を踏まえた保育を提供する事業

- 延長保育事業、病児・病後児保育事業については、市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法定する。市町村は、市町村新システム事業計画（仮称）で需要の見込み、見込量の確保策を記

載し、提供体制を計画的に確保する。

- それぞれの事業について、質の確保を図る観点から、国は一律の基準を設定する。
- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

3 放課後児童クラブ

- 小学校4年生以上も対象となることを明記し、4年生以上のニーズも踏まえた基盤整備を行う。
- 放課後児童クラブについては、市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法定する。市町村は、市町村新システム事業計画（仮称）で需要の見込み、見込量の確保策を記載し、提供体制を計画的に確保する。
- 質を確保する観点から、人員配置、施設、開所日数・時間などについて、国は一律の基準を設定する。
- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。
- 利用手続きは市町村が定める。ただし、確実な利用を確保するため、市町村は、利用状況を随時把握し（事業者は市町村に状況報告）、利用についてのあっせん、調整を行うことを検討する。

4 妊婦健診

- 妊婦健診については、市町村新システム事業計画（仮称）の記載事項に位置づけることとし、市町村において確実な実施を図る。
- 国は「健診回数・実施時期」及び「検査項目」について基準を示すこととする。

V 社会的養護・障害児に対する支援

- 子ども・子育て新システムの給付・事業は、社会的養護施策の要保護児童、障害児等を含め、地域の子ども・子育て家庭を対象とするものである。一方、都道府県は、社会的養護、障害等のニーズに対応する専門性が高い施策を引き続き担うこととし、市町村と都道府県の連携を確保する。市町村（新システムの実施主体）と都道府県等（措置制度等の実施主体）との関係については、今後更に検討する。

※ 都道府県等が担う児童相談所を中心とした体制、措置制度等は現行制度を維持する。

※ 障害児に対する支援については、障害者全般についての改革推進に係る議論の状況等を踏まえ検討することが必要である。

- 市町村は、要保護児童、障害児等を含め、地域における学校教育・保育の需要の見込み及び見込量確保のための方策を市町村新システム事業計画（仮称）に明記する。また、市町村による利用調整により、確実な利用を支援する仕組みを検討する。
- 虐待予防の観点から保育の利用が必要と判断される場合など、契約による利用が著しく困難と判断した場合において、市町村が措置による入所・利用を行うこととし、その仕組みを検討する。
- 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業など、子どもに提供される一般施策を実施する。実施に際しては、都道府県が行う事業（社会的養護、障害等のニーズに対応する専門性が高い事業）と連携が必要であり、相互の連携について市町村新システム事業計画（仮称）、都道府県新システム事業支援計画（仮称）に位置付けることを検討する。

VI 子ども・子育て包括交付金（仮称）等

- 国から市町村に対し、市町村新システム事業計画（仮称）に盛り込まれた給付・事業の実施に必要な費用を包括的に交付するものとして、子ども・子育て包括交付金（仮称）を検討する。子ども・子育て包括交付金（仮称）の検討にあたっての留意事項は次のとおりである。

- 交付金の対象となる給付・事業の範囲については、新システムの給付・事業の制度設計に加え、既存の財政措置との関係などを踏まえて今後検討する。
- 交付金の対象となる給付・事業に区分を設けることの是非については、当該給付・事業の性質（義務的経費・裁量的経費）等や市町村の自由度を高める制度改正の趣旨も踏まえ今後検討する。
- 子ども・子育て包括交付金（仮称）と地域自主戦略交付金との関係について、今後検討する。
- 市町村は、子ども・子育て包括交付金（仮称）と地方の財源を合わせ、地域の実情に応じ、給付・事業を行うことを検討する。
市町村での交付金の経理は、交付金は子ども・子育てのために使われるものであるため、一般会計での対応を基本とする。あわせて、子ども・子育てに使われたことが確認できる仕組みを今後検討する。
※ 国、地方及び事業主の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、子ども・子育て包括交付金（仮称）については、今後、更に検討する。
- 国における会計については、費用負担の検討に応じ、区分経理の必要性について、今後検討する。その際、子ども・子育て会議（仮称）によるチェックなど、関係当事者の参画による運営の透明性の確保を前提とする。

Ⅶ 子ども・子育て会議（仮称）

- 子ども・子育て支援の給付・事業を、子ども・子育て当事者のニーズに即したものとするため、また、効果的かつ効率的な制度運用のため、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者等が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、国に子ども・子育て会議（仮称）を設置する。
※ 子ども・子育て会議（仮称）の考えられる機能
 - ・ 国の基本指針（仮称）（地方自治体の計画策定の指針等）その他の重要方針の審議
 - ・ 新システムの対象となる施策のあり方についての審議

・各年度の事業方針の審議、費用の使途実績、事業の効果等の点検・評価 など

- 地方公共団体においても、関係当事者が新システムの運営に参画する仕組み（例：地方版子ども・子育て会議）を設けることと具体的な方策について今後検討する。

Ⅷ 費用負担

- 基本制度案要綱においては、「社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担」と記載されている。
- 新システムの施策については、給付等に応じて、税制抜本改革による財源確保を前提とし、公費を中心に負担することとし、具体的な負担の在り方については、今後検討する（なお、基本制度案要綱に記載された事業主拠出については、現行制度も参考に、事業主拠出の対象範囲の明確化や事業主の意見が使途等に反映等される仕組みの必要性も踏まえて、今後検討する）。
- 新システムにおける利用者負担については、新システムが、「保護者の子育てについての第一義的責任」を前提としつつ、「社会全体で子ども・子育てを支援する」ものであることを踏まえ、施設と利用者の適切な利用関係の確保に資するよう、低所得者に一定の配慮を行いつつ、利用者 に一定の負担を求めることとし、その具体的なあり方については、今後検討する。
- その際、すべての子どもに質の確保された学校教育・保育を保障するとの考え方を踏まえて定める。
- 既存の財政措置との関係について、今後検討し、その結果に応じて、適切な制度設計を行う。
- 潜在ニーズを含む保育等の量的拡充※は、最優先で実施すべき喫緊の課題である。
- これと併せて、職員配置の充実など必要な事項※については、子ども・子育て新システムの制度の実施のため、税制抜本改革による

財源を基本としつつ、必要に応じそれ以外の財源を含め、国・地方を通じた恒久的な財源を確保しながら実施することとする。

※ 主な内容

- 保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援、社会的養護等の量的拡充 ※子ども・子育てビジョンベース
- 0～2歳児保育の体制強化による待機児童の解消
 - ・現在の幼稚園の0～2歳児保育への参入の促進
 - ・小規模保育など新たなサービス類型を創設
 - ・長時間の保育ニーズへの対応・延長保育の充実 等
- 質の高い学校教育・保育の実現（幼保一体化の推進）
 - ・3歳児を中心とした配置基準の改善
 - ・病児・病後児保育、休日保育の充実
 - ・地域支援や療育支援の充実
 - ・給付の一体化に伴う所要の措置 等
- 総合的な子育て支援の充実
 - ・子育て支援コーディネーターによる利用支援の充実 等
- 放課後児童クラブの充実
- 社会的養護の充実

○ そのための追加所要額は、潜在ニーズを含む保育等の量的拡充と、職員配置の充実などの質の改善を合わせて2015年度で1兆円超と見込まれる。

※ 「社会保障・税一体改革成案」（平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定）においては、税制抜本改革によって財源を措置することを前提に、2015年における子ども・子育て分野の追加所要額（公費）は0.7兆円程度（税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討）とされた。

※ 上記の額に施設整備費は含まれない。（なお、幼稚園における調理室の新設や緊急的な基盤整備（耐震化を含む）等に係る施設整備費補助については引き続き実施する。）

※ 指定制の導入による保育等への多様な事業主体の参入を促進。（質を確保するための基準とあわせて質の改善を図る。）

※ 質の改善に直接つながる職員配置の充実、その他の職員の処遇改善等については、順次、優先順位をつけながら、実現を図る。

※ 職員の定着・確保を図るため、キャリアアップの仕組みと併せた処遇の仕組みを検討することが必要。その際、職員のキャリアアップに資する観点から、幅広い業務経験を

可能とするための運営の在り方についても検討を進める。

Ⅸ その他

1 実施体制

- 新システムを一元的に実施する子ども家庭省（仮称）の創設に向けて検討する。
- なお、国及び地方における実施体制の一元化については、新システムに係る給付の仕組み全般、PDCAサイクルの在り方等に係る議論を踏まえ、検討する。

2 ワーク・ライフ・バランス

- 基本制度案要綱では、子ども・子育て新システムにおいて、「ワーク・ライフ・バランスの実現」を掲げている。
- 今後新システム上どのように位置づけるか検討を進める。

(別紙) 市町村新システム事業計画(仮称)、都道府県新システム事業支援計画(仮称)、国の基本指針(仮称)の記載事項(更に検討を行う)

1 市町村新システム事業計画(仮称):5年ごとに計画を策定

- 目標値の設定
- 圏域の設定
- 需要の見込み
 - ・幼児期の学校教育の需要
 - ・保育の需要
 - ・地域子育て支援の需要
 - ・放課後児童クラブの需要 等
- 見込み量確保のための方策
 - ・こども園(仮称)
 - ・地域型保育(仮称)
 - ・地域子育て支援事業(仮称)
 - ・放課後児童クラブ 等
- 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策
- 育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策
- 都道府県が行う事業との連携方策

2 都道府県新システム事業支援計画(仮称)

- 市町村の業務に関する広域調整
- 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策
- 指定施設・事業者に係る情報の開示
- 人材の確保・資質の向上
- 都道府県が指定権限を有する給付類型に係る事業
- 社会的養護に係る事業
- 障害児の発達支援に着目した専門的な支援に係る事業
- ※市町村が行う事業との連携方策を盛り込むことが必要

3 国の基本指針(仮称)

- 子ども・子育てに関する理念(こども指針(仮称))
- 提供体制の確保・事業の実施に関する基本的事項

- ・ 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策
- ・ 市町村間、市町村と都道府県との間の連携
- ・ 指定施設・事業者に係る情報の開示
- ・ 人材の確保・資質の向上

等

○ 需要を見込むに当たり、参酌すべき標準

- ・ 目標値の設定
- ・ 需要の見込量
- ・ 見込量確保のための方策

等

社会保障・税一体改革の当面の作業スケジュールについて

	8月	9月	10月	11月	12月	1・2・3月	24年度以降・備考
全体	与野党協議						
子ども・子育て新システム	子ども・子育て新システム検討会議等における検討				制度案取りまとめ	税制抜本改革ととも 早期に法案提出	・税制抜本改革以外の財源も含めて検討 ・恒久財源を得て早期に本格実施
診療報酬・介護報酬改定	社会保険審議会 医療部会・医療保険部会・介護給付費分科会、 中医協における議論	医療経済実態調査 ・介護事業経営 実態調査取りまとめ			診療報酬改定・ 介護報酬改定の 基本的な方針 の取りまとめ	診療報酬改定・介護報酬改定の 一体的に医療・介護提供体制の 機能強化	
医療・介護の 基盤整備の法整備	社会保険審議会 医療部会・医療保険部会・ 介護保険部会 における議論	集中的な議論			改革案取りまとめ	○ 基盤整備一掃法(仮称) 平成24年目途に法案提出	
保険制度改正 (国民保険の多額強化・ 都道府県単位化・高齢 障害者単位化、受給時 障害者負担、保険料等)						○ 医療保険・介護保険共通改正法案 税制抜本改革とともに平成24年以降関係法案提出 (財源確保とともに順次実施)	
非正規労働者 適用拡大	医療保険・年金を横断し、 雇用政策と連携した総合的 な検討の場を設けて検討		産業政策と連携して横断的に検討		改革案取りまとめ (改革項目によっては 継続検討)	○ 非正規労働者適用拡大その他の取りまとめられた もの：平成24年以降速やかに法案提出、順次実施 ○ 上記の法案提出後も、平成24年以降関係法案提出 を継続的に検討	
年金執行制度 の改善 (最低保障機能強化、 被用者年金一元化、 支給開始年齢引上げ、 マクロ経済スライド等)	8月までの限り 早期に社会保険審議会 年金部会等における議論 開始		※被用者年金一元化に ついて並行して協議・調整 との連携			○ 最低保障機能の強化関係、税制抜本改革とともに 平成24年以降速やかに関係法案提出 (財源確保とともに順次実施)	
基礎年金1/2	平成23年度の基礎年金 1/2の財源の検討 (復興増税スキーム)		平成23年度の1/2財源→3割合意を 踏まえ、三次補正における取扱いを検討		平成23年度分の 取扱いや税制抜本 改革の検討状況を 踏まえ、平成24年度 以降の取扱いを決定		
新年金制度	新年金制度については、国民的な合意に向けた議論や環境整備の状況を踏まえつつ検討						
就労促進	非正規総合ビジョンの 検討			非正規総合 ビジョンの策定 (年内目途)		労働政策審議会の議論を踏まえ、 平成24年目途に法案提出	・雇用保険、求職者支援 制度の財源の検討
障害者関係	労働政策審議会 における議論			求職者支援法施行		・パートタイム労働関連法案 ・高齢者雇用対策関連法案	
社会保障 給付費統計	障がい者制度改革推進全議総合推進部会における議論					通商国会への議論・国会審議・閣議の場を自給す	
番号関係	社会保障給付費の整理に関する検討会での地方単独事業を含む社会保障給付費統計の整理	番号法案(仮称)作成等				個別法の提出(選挙法提出後) (税務分野・医療分野等)	
税制関係		与野党協議の状況を踏まえつつ、 税制調査会における議論					・2010年代半ばまでに 段階的に10%まで引上げ
国・地方関係	地方単独事業を含めた社会保障給付費の全体像及び雇用推計を総合的に整理	国と地方の協議の場で分科金を設け議論					

社会保障関係

平成 23 年度全国保育協議会会長表彰被表彰者の決定について

1 神奈川県保育会表彰選考委員会の開催

- (1) 日 時 平成 23 年 6 月 15 日(水) 10:30～
- (2) 場 所 社会福祉会館 ミーティングルーム
- (3) 議 題 全国保育協議会会長表彰候補者の選考について
- (4) 出席者
 - ・ 表彰選考委員 … 相馬宣正委員長、佐藤蘭子委員、池田紀子委員
 - ・ 立ち会い … 都築融光理事長、宮田丈乃副理事長
- (5) 各地区からの推薦者数 … 6 名
- (6) 神奈川県からの推薦枠 … 5 名
- (7) 選考結果(次の 5 名を推薦) (順不同・敬称略)

氏 名(ふりがな)	職 名	保 育 園 名
河野 敦子(かわの あつこ)	園 長	座間市立 東原保育園
中島 利子(なかじま としこ)	園 長	小田原市立 桜井保育園
木藤 美江子(きとう みえこ)	園 長	愛川町立 高峰保育園
名川 比呂美(ながわ ひろみ)	園 長	湯河原町立 八雲保育園
三橋 幸恵(みつはし ゆきえ)	園 長	(社福)真和会木之花保育園(中井町)

2 全国保育協議会からの決定通知

8 月 29 日付けで、神奈川県から推薦した 5 名の方々が被表彰者として決定した旨の通知があった。ご本人等には連絡済。代理出席は不可。

3 表彰式

- (1) 日 時 平成 23 年 11 月 2 日(水) 13:00～
第 55 回全国保育研究大会の初日に実施。
- (2) 会 場 「パシフィコ横浜」

4 参加者交流会(船上交流会…横浜港のクルージング)

- (1) 日 時 平成 23 年 11 月 2 日(水) 18:00 以降
- (2) 内 容 ロイヤルウイング号等に乘船(夜景見学・中華バイキング)
- (3) 定 員 700 名
- (4) 会 費 9,500 円(任意参加)

平成23年度保育専門講座Ⅱ開催要領

1. 目的 変わる時代や環境の中で、保育者は子ども達の健全な育成のため、子どもの本来の姿をどう受け止め発展させていくか、理解を深めます。
2. 主催 一般社団法人 神奈川県保育会
3. 日時 平成23年11月11日（金）午後1時30分から午後3時30分
受付 午後1時～
4. 会場 横浜市港南区民文化センター ひまわりの郷 （別添案内図）
京浜急行 上大岡駅（快速特急[横浜]から8分）ゆめおおおか中央棟4階
〒233-0002 横浜市港南区上大岡西1-6-1 TEL045-848-0800
5. 対象 保育所の園長・主任クラスの保育士および関係者等
6. 定員 250名
7. 参加費 1,000円

- (1) 当日会場に持参していただいても結構です。
 (2) 振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。

[銀行振込] 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262
 一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 都築融光
 [郵便振替] 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

8. 申込方法 平成23年11月4日（金）までに別記申込書にて Fax 045-311-1837 に申込み下さい

日 程

	研 修 内 容
13:30 13:40	開 会・主催者あいさつ
	<p>「保育所をめぐる動向と求められる責務」(案)</p> <p>—— いま、子ども達に必要なこと ——</p> <p>「子どもの頃はたくさん遊んで、楽しかった」 健やかに育つために必要なことは何か いま、親や保育園に求められていることなどを</p> <p>汐見先生のお話をお聞きしながら、考えを深めましょう。</p> <p style="text-align: right;">白梅学園大学学長・東京大学名誉教授 汐見 稔幸 氏</p>
15:25 15:30	質疑・応答 (15:10～15:25)
	閉 会

平成 23 年度保育園利用者相談室の運営体制と事業計画について

1 相談室の運営体制

(敬称略)

	氏 名	所 属 (市 町)	備 考
第三者委員	小林 育子	元田園調布学園大学副学長	
	宮田 丈乃	神奈川県保育会副理事長	
	小川 晃	松林保育園理事長	
運営委員	伊澤 昭治	五反田保育園園長(藤沢市)	委員長
	近藤 正治	久野保育園園長(小田原市)	
	藤田 理恵	岡田保育園園長(厚木市)	
	渡部 俊賢	和順保育園園長(横須賀市)	新任
	滝沢紀美子	相武台保育園園長(座間市)	新任

2 事業計画等

- (1) 保育園利用者等からの相談受付、解決に向けての対応、指導・助言等(通年)
- (2) 会員証の発行、園内掲示用ポスター・リーフレットの送付(8月)、新規会員の募集
- (3) 会議の開催
 - ア 運営委員会 …… 9月30日(金)
 - イ 第三者委員・運営委員合同会議 …… 10月、2月
- (4) 研修会の開催 …… 11月、2月
(相談室会員以外の保育会会員も参加可能、有料)
- (5) 会員等への情報提供 …… 「保育かながわ」の誌面を活用した研修会情報等の提供参考図書の配布
- (6) 参考図書の配布 …… 保育園の苦情解決等の参考となる図書の購入・配布
- (7) 保育園利用者相談室の今後のあり方の検討

「保育の日前夜祭」(第34回) 開催要領 (案)

- 1 趣 旨 「神奈川県保育の日」を翌日に控え、保育関係者が一堂に会し、この一年の保育功労受賞(章)者の皆様をお招きして祝賀を行なうとともに、日頃保育業務に専念されている方々のご労苦をねぎらい、保育事業のより一層の進展に資することを目的に開催する。
- 2 主 催 一般社団法人神奈川県保育会
- 3 日 時 平成23年12月2日(金) 17:30~20:00
(受付 17:00~)
- 4 会 場 横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ 5階 「日輪」
横浜市西区北幸1-3-23 (横浜駅西口より徒歩約3分)
(電話) 045(411)1111 (代)
- 5 招 待 (1) 神奈川県保育賞受賞決定者
(2) 叙勲・褒章受章者
(3) 厚生労働大臣表彰受賞者
- 6 来 賓 (1) 神奈川県、神奈川県議会、神奈川県児童福祉審議会各代表者等
(2) 神奈川県社会福祉協議会会長
(3) 神奈川県社会福祉婦人懇話会会長
(4) 神奈川県ゆりの会会長
(5) 神奈川県保育士会会長
(6) 神奈川県内保育士養成校学(校)長
- 7 参加者 保育園長、副園長、主任保育士、保育士等120名程度
- 8 内 容 (1) 受賞(章)者紹介、花束贈呈
(2) 来賓祝辞、紹介
(3) アトラクション (未定・心当たりのある方はお申し出ください。)
(4) 会食・懇談
- 9 参加費 お一人 10,000円
参加費は、当日持参か振込(替)でお願いいたします。
振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。
 - ・銀行振込 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262
 - 一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 都築融光
 - ・郵便振替 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

保育所の面積緩和見極め

待機児童解消への暫定措置



保育室内に仕切りを作った上で、屋敷スペースを確保している阿佐谷保育園。杉並区は今回、緩和の対象にならないうえ、面積は「人口密度が上がる」と心配する一東京都杉並区

■基準緩和が認められる35自治体

中央区	港区	文京区	中央区	港区	文京区
墨田区	江東区	台東区	墨田区	江東区	台東区
世田谷区	中野区	豊島区	世田谷区	中野区	豊島区
北区	板橋区	練馬区	北区	板橋区	練馬区
足立区	葛飾区	江戸川区	足立区	葛飾区	江戸川区
立川市	三鷹市	府中市	立川市	三鷹市	府中市
調布市	小平市	東村山市	調布市	小平市	東村山市
秋田県	多摩市	西東京市	秋田県	多摩市	西東京市
横浜市長	川崎市	藤沢市	横浜市長	川崎市	藤沢市
茅ヶ崎市	大和市		茅ヶ崎市	大和市	
埼玉県	さいたま市	羽口市	埼玉県	さいたま市	羽口市
千葉県	市川市		千葉県	市川市	
東京都	京都市		東京都	京都市	
大阪府	大阪市		大阪府	大阪市	
兵庫県	西宮市		兵庫県	西宮市	

認可保育所の待機児童対策として、来年度から一部の自治体で、保育所の面積基準の引き下げが認められる。東京都は引き下げを可能にする条例を準備しているが、現時点では、慎重な姿勢を見せる自治体が少なくない。

認可保育所の保育室の面積を定めた全国一律の最低基準は、0.1歳児1人あたり8.3平方メートル以上、2.5歳児は11.98平方メートル以上。これには、衣類の収納スペースやおもちゃ箱などの面積も含まれる。

待機児童が減少しないが、厚生労働省は来年度から5年間、限り、待機児童が多く地価が高い35市区市を基準緩和を認めることとした。暫定措置という位置づけで、面積に「下限」は設けていない。

これを受けて、東京都は年度途中の受け入れに限り、0.1歳児の認可保育所の面積基準

自治体「安全を重視」

を、郡が独自に補助金を出さず、認可保育所と同じ一人あたり5.5平方メートル緩和できるといった条例を準備している。来年度からの施行を目指す。

例年、足賀が4月1日からは、大規模マンションの建設が地域で一気に急増した。換気の対応が難しくなると、都の担当者は「待機児童対策の基本は、施設を増やすこと。あくまで子ども・子育て新システムが始まるまでの緊急措置だ」と説明する。

この面積基準で保育所を運営するかどうかは、対象市区の判断にゆだねられている。都内で

も中央区や港区、文京区、北区、三鷹市は「現在の基準で施設整備して待機児童ゼロを目指す」と(中央区)をめぐって、現時点を緩和しない方針だ。

市川市と京都市も、現時点で最低基準を引き下げないとしている。多くは対応を検討中。方

面をめぐって自治体の中には、より強力な対策は求められ、一部条例を評価する声もあるが、「安心・安全を重視したい」「5年間の時間枠は、その後の影響を考慮している。多くは対応を検討中。方

保護者「事故増える」

首都圏の保護者らでつくる「保育園を考える親の会」(東京都豊島区)が、都の基準緩和方針について意見を募ったところ、約1,200人から集まった。「病室は感染しやすくなるし、おとなりごとがかなり多くなる。安全確保が難しくなり、事故が増える」と不安の声が多かった。同会の菅光隆雄代表者は「保育所の面積は、大人の都合ではなく、子どもの安全と発達を保障の観点から考えるべきだ」と強調する。

そもそも園児が通う部屋の面積は、どのくらい適正なのだろうか。

く、差別化した生きがいがあつた。生活環境は国の施策で整備され、良くなったきているのに、保育所はそんなことには、面積基準は子どもの成長を促す視点で検討すべきだ」と話している。

(杉原美 田中陽子)

2008年度に厚労省の依頼を受けて全国社会福祉協議会が実施した研究では、1.2歳未満児は1人あたり4.11平方メートル以上と提案している。1.2歳未満の個人スペースが狭い乳幼児のための空間と、食事のための空間の両方が必要という前提で、子どもや保育士が無理なく動きために必要スペースを算出した。

研究会の委員長を務めた日本女子大学の足行まり子教授(住居学)は「現在の面積基準が定められた30年前、都庁には狭

子ども・子育て新システム

保育所を幼稚園を一体化する「子ども園」構想が、子育てを社会全体で支える新しい仕組み。政府は2013年度のスタートを目指している。

最低賃金7円増

厚労省まとめ 全国平均797円

今年度の最低賃金(時給)の改定額が全国の都道府県で決まった。厚生労働省の13日の発表によると、全国の最低賃金の加重平均は昨年度から7円アップの737円となった。厚労省

最低賃金(時給)の改定額と引き上げ額

(厚労省まとめ。単位:円) ★は改定前に最低賃金が生活保護水準を下回る「逆転現象」が起きていた都道府県

都道府県	改定額	引き上げ額
北海道★	705	14
青森	647	2
岩手	645	1
宮城★	675	1
秋田	647	2
山形	647	2
福島	658	1
茨城	692	2
栃木	700	3
群馬	690	2
埼玉★	759	9
千葉	748	4
東京★	837	16
神奈川★	836	18
新潟	683	2
富山	692	1
石川	687	1
福井	684	1
山梨	690	1
長野	694	1
岐阜	707	1
静岡	728	3
愛知	750	5
三重	717	3
滋賀	709	3
京都★	751	2
大阪★	786	7
兵庫★	739	5
奈良	693	2
和歌山	685	1
鳥取	646	4
島根	646	4
岡山	685	2
広島★	710	6
山口	684	3
徳島	647	2
香川	667	3
愛媛	647	3
高知	645	3
福岡	695	3
佐賀	646	4
長崎	646	4
熊本	647	4
大分	647	4
宮崎	646	4
鹿児島	647	5
沖縄	645	3
加重平均	737	7

審議会が都道府県ごとの引き上げの目安を示し、それに基づいて各地方最低賃金審議会が具体的な額を決める。その後、異議申立期間を経て9月末から10月にかけて正式に改定される。

最高は東京の837円、最低は岩手、高知、沖縄の645円。差は192円で昨年度から13円拡大した。

7月に中央最賃審が示した目安では、最低賃金が生活保護水準を下回る「逆転現象」が起きていた都道府県は、最低賃金が生活保護水準を下回る9都道府県については原則、2年以上に逆転を解消するよう求めた。東京、埼玉、大阪、広島、兵庫、京都の6都府県は、今回の改定で逆転はなくなる。

東日本大震災の被災地の宮城は逆転解消に8円の増額が必要だったが、「震災被害で引き上げられる状況にない」と経営側が強硬主張し、1円にとどまった。こ

れら以外の36県では、引き上げの目安は震災の影響や景気の不透明感から1円とされていた。これに対し鹿児島は5円を、4円が7県、3円が10県、2円が9県と、計27県で目安を上回る増額を決めた。

8月の早い時期に、佐賀が4円、三重が3円など目安を上回る引き上げが続いたことを引く張られ、震災の影響が少ない西日本を中心に目安以上の引き上げが相次いだ。鹿児島県の労働側の担当者は「そもそも最下位グループだったので、そこから逃れられたものの、まだまだ生活を維持するには低い水準だ」と話す。

No. 11-11

2011. 7. 29

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

◆ 子ども・子育て新システム「中間とりまとめ」なされる◆

～7月29日「少子化社会対策会議」にて決定～

「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ（案）」が第14回基本制度WTにおいて協議されたことにつきましては、全保協ニュースNo.11-10（平成23年7月7日発行）にてすでにお知らせしておりますが、今般、7月27日に「子ども・子育て新システム検討会議」（関係閣僚で構成）に先立って開催された作業グループ（政務官で構成）に対し、末松副大臣（基本制度WT座長）が「中間とりまとめ」について報告し、その事実をもって、基本制度WTにおいてこれが取りまとまったこととなりました。

さらにその後、「新システム検討会議」が開催され、基本制度WT「中間とりまとめ」を受け、政府として今後も残された検討課題について検討を行うこと、社会保障と税の一体改革のスケジュールに合わせ、23年度内の法案提出を目指すこと等を定めるべく「少子化社会対策会議」（会長は内閣総理大臣、委員は全閣僚）を開催すること等について了承がなされました。

そして、29日には「少子化社会対策会議」（持ち回り審議）により「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」が決定されました（別添ファイルご参照のこと）。

なお、今般示された「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」（基本制度WT）の前文には「…平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に法案提出を提出し、恒久財源を得て早期に本格実施（それまでの間は、法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て支援会議（仮称）や国の基本指針など可能なものから段階的に実施）できるよう…」と記載されています。

これらの動きについて、全保協では、7月5日（火）に正副会長会議及び常任協議員会を開催し、子ども・子育て新システムの中間とりまとめに関する全保協としての方向性を協議し、従来から主張してきた7項目を基本に、次の5点について確認し、今回の基本制度WTに、全保協の意見として提出しています（次頁枠内参照）。

子ども・子育てに関する新システムに関する中間とりまとめへの
全国保育協議会の意見

(平成23年7月6日、基本制度WT第14回会合へ提出)

1. 新システムの法案提出ならびに制度施行は、財源確保とあわせて行われるべき
2. 今後の検討にあたっては、幼保一体化の最終的な姿である「幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払った」完全な一体化を念頭において行うべき
3. 今後、詳細な検討がなされる質の改善(機能強化)については、子どもの健やかな育ちを保障するためにも、項目の拡充と財源の上積みを目指したものであるべき
4. 経済的な理由によって利用が妨げられることのないよう、利用の制限につながる上乗せ徴収は認めないようすべき
5. 再開される検討の場には、基本制度ワーキングチームを構成した関係団体や地方公共団体が引き続き参画できるようにすべき

また、「中間とりまとめ」の副大臣預かり後の最終形について、7月11日に緊急の正副会長会議を開催し、財源確保と制度施行は一体不可分のものであり、恒久財源の確保なきままに新システムの部分的施行がなされることには断固として容認できない旨を申し入れしました。

さらに、全保協はこれまで、量の拡充とともに職員の処遇改善や質の改善・向上をめざしてきました。本会がこれまで主張してきた7項目については実現されていない事項や今後の検討事項とされたことがらが多いうえ、こども園(仮称)の「更新制」や他会計への費用繰り入れの可否にかかる課題、総合施設(仮称)への移行への経過措置のあり方や保育要領策定、保育教諭資格等の新規検討課題も生じています。

これらのことから、「中間とりまとめ」をふまえ、全保協の今後の対応方針について固めるべく、平成23年8月29日に常任協議員会を、9月5日に臨時協議員総会を開催し、協議をすすめていくこととしています(各都道府県・指定都市保協会長ならびに協議員には総会案内等について別途ご連絡中です)。

【子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて—前文—】(概要)

平成23年度7月27日

基本制度ワーキングチーム

- 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」(平成22年6月29日少子化社会対策会議決定)に掲げられた基本的方向性を踏まえ、子ども・子育て新システムの全体像、給付設計の在り方、幼保一体化の在り方、質改善(機能強化)の在り方等について、中間的に議論をとりまとめた。
- 質改善(機能強化)については、量的拡充と合わせて1兆円超。その実現のためには財源の確保が不可欠。

○ 本ワーキングチームとしては、今後も「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」及び本とりまとめを踏まえ、「社会保障・税一体改革成案」（平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定）の工程表にあるように、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に法案提出を提出し、恒久財源を得て早期に本格実施（それまでの間は、法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て支援会議（仮称）や国の基本指針など可能なものから段階的に実施）できるよう、①国、地方及び事業主の負担の在り方、利用者負担の在り方、既存の財政措置との関係など費用負担の在り方、子ども・子育て包括交付金（仮称）の在り方、②国における所管の在り方、③ワーク・ライフ・バランスの在り方、④国の基準と地方の裁量の関係など地域の実情に応じた給付・事業の提供のための仕組みの在り方、その他の残された検討課題について、できる限り速やかに検討を再開したい。また、検討に当たっては、基本制度案要綱に掲げられた、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質の支援を行い、地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるなどの観点も含め、実施主体である地方公共団体など関係者と十分に意見交換を行うこととしたい。

政府においても、国と地方の協議の場などを通じて地方公共団体と十分に協議を行うとともに、関係団体などの関係者の理解も得た上で、成案化されたい。

◆ 居室面積基準の特例措置について国が意見募集 ◆

～ 現行の最低基準を上回る水準を求める意見表明が必要 ～

5月2日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」にともない、児童福祉施設の設備及び運営に係る基準は都道府県・指定都市・中核市の条例で定められることになりました。

保育所の居室面積に係る基準については、「従うべき基準」（全国一律の基準）として整理されましたが、待機児童対策の観点から、政令で定める日までの間、厚生労働省令で定める基準を「標準」（「合理的なものである」という説明責任を前提に、地方自治体が定める）として条例を定めるとする特例措置が設けられました（本特例措置は平成26年度までの時限措置）。このほど、その対象となる地域の基準および対象地域が下記のとおり示され、それに伴って意見募集（パブリックコメント）が行われています。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条の厚生労働省令定める基準を定める省令及び同条の厚生労働大臣が指定する地域について」に関する意見募集（パブリックコメント）の概要

1. 特例措置の対象となる地域の基準（次の①及び②のいずれの基準も満たす地域）
 - ① 待機児童数が100人以上の市町村であること
 - ② 住宅地の公示価格平均が三大都市圏の住宅地の公示価格平均を上回る市町村であること

2. 特例対象となる市町村(毎年厚生労働省告示で定める)

東京都 (中央区、港区、文京区、墨田区、江東区、大田区、世田谷区、中野区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、立川市、三鷹市、府中市、調布市、小平市、東村山市、東久留米市、多摩市、西東京市)

神奈川県 (横浜市、川崎市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市)

埼玉県 (さいたま市、川口市)

千葉県 (市川市)

京都府 (京都府)

大阪府 (大阪市)

兵庫県 (西宮市)

3. 施行期日 平成24年4月1日

(全保協注 ※「施行期日」については、施行日から1年を超えない範囲内で、条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準を条例で定める基準とみなす旨の経過措置あり)

全国保育協議会では、これまで、

- ・ 児童福祉施設最低基準に定められている基準は、我が国が児童の健康で文化的な生活を保障するために必要な最低限度の基準を定めたものであること
- ・ 子どもの育ちを支える保育所として必要な環境・空間を備えるためには、児童福祉施設最低基準の改善が必要であること
- ・ 子どもの発達保障に地域格差があってはならないこと

等を主張してきました。

保育所の居室面積に係る基準が今後条例として定められるにあたり、「東京等」の地域において一時的措置として「標準」とする場合にも、国が省令で定めた児童福祉施設最低基準を下回らない水準となるよう配慮することを前提とするとともに、地域の実情に応じた対応が必要な際には時限措置の遵守等、適切な運用を図るよう意見表明を行っていく必要があると考えています。

具体的には、次のとおりです。

**児童福祉施設の設備及び運営に係る基準の都道府県等への条例委任等に関する
全国保育協議会の考え方について**

- 児童福祉施設最低基準に定められている基準は、我が国が児童の健康で文化的な生活を保障するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、児童の健康を守り、その心身の健全な育成を図るためには、保育所における設備と運営が少なくとも一定の基準以上にあることが、必要不可欠である。
- 自ら環境改善を訴えることができない子どもたちの最善の利益を守り、「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」とする児童福祉法の理念を守るためにも、子どもの発達保障に地域格差があってはならない。

- 今般の、「従うべき基準」である保育所の居室面積に係る基準の「東京等」に限り、待機児童解消までの一時的措置として「標準」として、特例措置の対象となる地域の基準及びその基準に照らし対象となる市町村が示されたが、上記の考えから、この場合においても、国が省令で定めた児童福祉施設最低基準を下回らない水準となるよう配慮することを前提とすべきである。
- 地域の実情に応じた対応が必要な際には、平成 26 年度までとする時限特例措置についてこれを遵守し、新システムの稼動により待機児童解消が図られた際にはただちに改善されるべきこと、また、特例措置対応の際の子どもへの影響に関する調査の実施等、子どもの育ちの妨げとならないための適切な運用が図られるよう、意見表明を行っていく必要があると考える。

つきましては、貴都道府県・指定都市保育協議会（保育組織）また、各市区町村保育組織や会員保育所におかれまして、先の全保協の考え方等をご参照のうえ、対象地域内外によらず、標記意見募集に積極的にお取り組みいただきますようお願いいたします。

◆意見提出方法等◆

(1)意見募集期間 平成 23 年 7 月 15 日(金)～平成 23 年 8 月 13 日(土)必着

(2)意見提出方法

- ① インターネット（下記、URL を参照。入力フォームの「*件名」欄に「児童福祉法施行規則等の一部改正に関する意見」と入力すること）

https://www-secure.mhlw.go.jp/cgi-bin/getmail/publiccomment_input.cgi?mailto=tiikishourei@mhlw.go.jp

- ② 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課企画調整係あて

- ③ FAXの場合

FAX番号 03-3595-2674

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課企画調整係あて

◆保育三団体被災地支援募金【第 2 期】配分申請受付を開始◆

～全国から多くの善意をお寄せいただきありがとうございます～

東日本大震災における被災地域の保育所や保育活動を支援するため、保育三団体（社会福祉法人日本保育協会、公益社団法人全国私立保育園連盟、社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会）で実施した保育三団体被災地支援募金にご協力をいただきありがとうございました。

7 月 25 日現在の募金額は、累計 394,773,382 円となりました。

このうち、第 1 期配分として、「同事業実施要綱」に基づき下記のとおり送金を行ないました。

	募金受け入れ先保育組織	送金額(円)	送金日
青森県	青森県保育連合会	2,520,000	5/20
岩手県	岩手県保育協議会	20,000,000	6/3
宮城県	宮城県保育協議会	20,000,000	5/20
福島県	福島県保育協議会	20,000,000	6/3
茨城県	茨城県保育協議会	12,690,000	5/31
千葉県	千葉県保育協議会	3,060,000	6/3
千葉市	千葉市保育協議会	390,000	6/30
栃木県	栃木県保育協議会	6,180,000	6/10
長野県	長野県保育園連盟	30,000	6/17
新潟県	新潟県保育連盟	210,000	5/20
第1期送金額 計		85,080,000	

さらに、6月9日に開催した「保育三団体被災地支援募金事業 第2回打合せ会」において、第2期送金分にかかる配分方法等について協議いたしました。この震災では保育所が滅するなどの甚大な被害のため、その運営に多大な困難をきたしている民間認可保育所が多数あることを鑑み、第2期配分では、こうした民間認可保育所への支援を行うことを三団体合意のうえ、決定いたしました。

そして、災害救助法が適用された市町村内の民間の認可保育所からの、保育所の再建・再開等に必要な費用にかかる申請（被害相当額20万円以上の場合に限る）により、次の内容による送金を行なうこととしました。送金額は、「全壊相当保育所」1か所あたり1,000万円、「半壊相当保育所」1か所あたり300万円（上限）、「その他の被災保育所」1か所あたり20万円、です。

第2期申請要項は、保育三団体による確認の後、7月21日に当該県・市保育組織の協力を得て、災害救助法が適用された市町村内の民間の認可保育所宛てに配布いたしました。

今後は、当該申請要項に添い、8月31日を申請締め切りとして受付を行い、原則として申請があがった順に送金を実施いたします（原資がなくなった時点で配分は終了）。

なお、第2期配分に対応する7月25日現在の第2期支援募金金額は309,693,382円となっています。

本募金の実施は6月末日をもって締め切っております。支援募金にかかるご協力に感謝いたします。今後は、第2期支援募金の配分を行いつつ、これらの支援募金が実際にどのように保育の再建・再開に活用されたかについて、会報「ぜんほきょう」等においてご紹介していく予定です。

◆ 障害児の保育を行なう保育所への訪問支援事業を創設 ◆

～全国児童福祉主管課長・児童相談所課長会議が開催される～

厚生労働省は、7月20日に全国児童福祉主管課長・児童相談所課長会議を開催し、虐待防止対策、親権制度の見直し、児童福祉関連施策等を主な事項として、各都道府県等に対し説明を行い

ました。

同会議の中から、保育所に関わる事項を紹介いたします。

◆障害児支援の強化について

障害児施設・事業について、現行では、施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法（児童デイサービスのみ）に基づいて実施されてきたところであるが、これが平成 24 年 4 月 1 日から児童福祉法に根拠規定が一本化され、以下の障害児支援の強化等が図られることとなる。

（「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」による措置）

具体的には、次のとおり。

- 改正法施行に伴う障害児施設・事業体系とその一元化
 - ・ 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行。平成 24 年 4 月 1 日施行。）
 - ⇒ 障害児通所支援について、市町村所管とし、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス（新規創設）、保育所等訪問支援（新規創設）、に再編。
 - ⇒ 障害児入所支援について、都道府県所管とし、福祉型と医療型への再編。
- 保育所等訪問支援のイメージ（案）

[概要]

保育所等を利用中の障害児（今後利用予定も含む）が集団生活適用のための専門的支援を必要とする場合に、本支援事業の提供により保育所等の安定した利用を促進するもの。

[対象児童]

保育所等に通う障害児（「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断。発達障害児、その他の気になる児童を対象）

[訪問先の範囲]

保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設として地方自治体が認めたもの

[訪問担当者]

訪問担当者は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士（障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職）を想定。

[内容]

障害児が集団生活を営む施設に訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行なう。

- ① 障害児本人に対する支援（集団生活適応のための訓練等）
- ② 訪問先施設のスタッフに対する支援（支援方法等の指導等）

[頻度]

支援は 2 週に 1 回程度を目安（障害児の状況、時期によって変動）。

◆児童虐待防止対策について

平成 22 年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待に関する相談件数（速報値）は、55,152 件であるとの報告がありました。この件数には、宮城県、福島県、仙台市の相談件数は含まれ

ておらず、両県分を除く前年比は、12,090人（28.08%）増となっています。

平成20年4月より、児童の安全確認・安全確保の強化の観点から、開錠等を可能とする新たな立入制度や知事による出頭命令・再出頭命令、裁判官への許可状請求、警察の援助を得ての臨検または捜索等が創設されたところですが、平成22年度において実施された出頭要求等の事例として、保育所関連の事例紹介としては、次の事例がありました。

【 事例 】

[背景]

- ・ 保育所への送迎時に保護者から児童を叩いたとの発言があり、確認すると児童の耳の周辺にあざが見受けられた。
- ・ 保育所での児童相談所との面接も拒否的で、児童相談所からの電話や手紙にも無反応で家庭訪問にも応じなかったため、出頭要求。

[出頭要求後の状況]

- ・ 出頭要求に応じる。
- ・ 保護者も養育に困っていたことが分かり、児童の発達検査を行うこととし、児童の特徴に合わせた接し方を助言するなど在宅支援とした。

なお、関連事項として、市区町村が実施した1歳6か月児の健康診査受診率は平成21年度において全国平均で93.5%、3歳児の健康診査受診率は、全国平均で90.8%である旨の報告もありました。

◆被災児童への支援について

東日本大震災における被災児童への支援について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管対応として、保育の実施等に関して次の対応がなされている旨の報告がありました。

- 被災地周辺市町村との連携による広域的調整体制の構築や、それに伴う費用負担に係る特例措置について周知し、上記通知の補足として、「保育所に係る「東北地方太平洋沖地震」Q&A」を発出。

[主な内容]

- ・ 被災児童の保育については、広域的調整体制の下で行うこととなり、住所変更がない場合であっても入所が可能。
- ・ 避難先での新たな「保育に欠ける」認定は、保護者からの聞き取りなど簡便な方法で差し支えない。
- ・ 自宅の復旧や家族等の捜索を理由に保育を希望する場合についても、保育所利用が可能。
- ・ 災害の状況に応じた保育料の階層区分の変更（保育料の減免）に当たっては、聞き取り等簡便な方法でも可。
- ・ 月途中から保育所を再開した場合の運営費の取扱い など
- 被災により入所児童数が著しく減少した保育所等についての、保育所運営費の特例として、法人との職員の雇用契約が継続しており、法人の職員の職務として、何らかの福祉業務等に従事している場合には、事務費等を支弁できる旨、連絡。
- 東日本大震災に伴い、前年に比べ収入が減少する等の事情により、世帯の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると認められた場合は、安心子ども基金による減免事業

として、保育料の減免を行うことができるように措置。

◆新会計基準の移行期間が平成27年度（予算時）まで延長◆

～厚生労働省「社会福祉法人 新会計基準関係団体説明会」が開催される～

平成23年7月13日、厚生労働省において「社会福祉法人 新会計基準関係団体説明会」が開催されました（所管は、同省社会・援護局福祉基盤課）。

このたびの新会計基準は、社会福祉法人が使用しているさまざまな会計ルールとの並存の解消と、社会福祉法人の事業活動の一層の透明化、分かりやすい会計基準の作成を目的とするものです。

今般あらたに示された事項として、新会計基準への移行時期について、昨年12月のパブリックコメント実施時の案としては、

- ・ 事務体制等が整い、実施が可能な法人においては、平成24年度（予算）から移行する。
- ・ 平成25年度（予算）には全ての法人において移行する。

との案となっていましたが、パブリックコメントの意見を反映した結果、

- ・ 事務体制等が整い、実施が可能な法人においては、平成24年度（予算）から移行する。
- ・ 平成27年度（予算）には全ての法人において移行する。

と改正され、示されました。

これに伴い、今後は、新会計基準の制定についての局長通知（平成23年7月を目処）、関連通知の発出、Q&A（事務連絡）等に加え、都道府県による研修が行われる予定となっています。これらに基づき、社会福祉法人は、あらたな会計基準への移行が求められていくこととなります。関連情報が入り次第、順次お知らせしてまいります。

◆被災施設等復旧支援のための福祉貸付事業の実施◆

～東日本大震災からの復旧にかかる融資条件の緩和が図られます～

平成23年7月25日に東日本大震災の追加復旧策を盛り込んだ平成23年度第二次補正予算が成立したことに伴い、福祉貸付事業において、下記のとおり融資条件の優遇措置等（融資条件の更なる緩和）が実施されることとなりました。

概要は以下のとおりですが、条件等の詳細につきましては、独立行政法人 福祉医療機構のホームページにてご確認ください。

http://hp.wam.go.jp/home/topics_list/recovery//tabid/947/Default.aspx

【東日本大震災にかかる災害復旧資金の概要(福祉貸付)】

1. 対象範囲

平成23年東日本大震災により被害を受けた社会福祉施設等の事業者であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた者の災害復旧に係る資金。

2. 融資条件等

① 設置・整備資金

貸付金の種類	災害復旧資金	通常
融資率	100%	50～80%
償還期間 (据置期間)	15～30年以内 (2～3年以内)	
貸付利率	無利子	1.50%(1.10%)～ 2.00%(1.60%)
担保額での制限	100%	70%
無担保貸付	1,000万円まで	500万円まで
保証人	1名以上	

② 経営資金

貸付金の種類	災害復旧資金		通常
融資率	100%		50～80%
償還期間 (据置期間)	10年超15年以内 (5年以内)	10年以内 (2年以内)	5年以内 (6か月以内)
貸付利率	0.80% ・契約から5年間は 無利子 ・6、7年目は0.70% ・8年目以降は 0.80%	0.40% ・契約から5年間は 無利子 ・6、7年目は0.30% ・8年目以降は0.40%	1.20%
担保額での制限	100%		70%
無担保貸付	3,000万円まで		500万円まで
保証人	1名以上		

3. 照会先

独立行政法人 福祉医療機構 本部福祉貸付部福祉業務課 TEL：03-3438-9282

子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて

平成23年7月29日
少子化社会対策会議決定

子ども・子育て新システムは全世代型の社会保障の構築を目指す社会保障改革において、国民の安心確保のための最優先項目の一つであり、早期に実現する必要がある。

子ども・子育て新システムについては、昨年9月より子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下、基本制度ワーキングチーム、幼保一体化ワーキングチーム及びこども指針(仮称)ワーキングチームにおいて、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に掲げられた基本的方向性を踏まえて、関係者間で意見集約を図りながら、議論を重ねてきた。去る7月27日に基本制度ワーキングチームにおいて、これまでの議論の到達点として、別添のとおり中間とりまとめが行われ、給付設計や幼保一体化を中心とした制度設計が示されるとともに、今後の検討課題が明確にされたところである。

一方、6月30日には「社会保障・税一体改革成案」(政府・与党社会保障改革検討本部決定)において、子ども・子育て新システムにかかる工程表として、「税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を提出する」とされたところである。

今後、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」及び別添「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」を踏まえ、費用負担の在り方などの残された検討課題について子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下で開催されるワーキングチームにおいて検討を進め、実施主体である地方公共団体をはじめとする関係者と丁寧に協議を行い、理解を得たうえで、子ども・子育て新システムの成案をとりまとめ、恒久財源を得て早期に本格実施(それまでの間は、法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議(仮称)や国の基本指針など可能なものから段階的に実施)できるよう、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する。

子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて

平成 23 年 7 月 27 日
基本制度ワーキングチーム

- 本ワーキングチームは、昨年9月より子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下で14回開催され、議論を重ねてきた。また、同時並行して、幼保一体化ワーキングチームについては9回、こども指針（仮称）ワーキングチームについては6回、それぞれ開催され、随時、本ワーキングチームにおいて議論の状況の報告を受け、議論を重ねてきた。
- 本ワーキングチームとしては、他の2つのワーキングチームとともに、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」（平成22年6月29日少子化社会対策会議決定）に掲げられた基本的方向性を踏まえて、関係者間で意見集約を図りながら重ねてきたこれまでの議論の到達点として、子ども・子育て新システムの全体像、給付設計の在り方、幼保一体化の在り方、質改善（機能強化）の在り方等について、別添の通り、中間的に議論をとりまとめた。
- 質改善（機能強化）については、量的拡充と合わせて1兆円を超える額を見込んでいる。その実現のためには財源の確保が不可欠であり、政府においては、その確保に向けて最大限の努力をされたい。
- 本ワーキングチームとしては、今後も「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」及び本とりまとめを踏まえ、「社会保障・税一体改革成案」（平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定）の工程表にあるように、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に法案を提出し、恒久財源を得て早期に本格実施（それまでの間は、法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議（仮称）や国の基本指針など可能なものから段階的に実施）できるよう、①国、地方及び事業主の負担の在り方、利用者負担の在り方、既存の財政措置との関係など費用負担の在り方、子ども・子育て包括交付金（仮称）の在り方、②国における所管の在り方、③ワーク・ライフ・バランスの在り方、④国の基準と地方の裁量の関係など地域の実情に応じた給付・事業の提供のための仕組みの在り方、その他の残された検討課題について、できる限り速やかに検討を再開したい。また、検討に当たっては、基本制度案要綱に掲げられた、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質の支援を行い、地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるなどの観点も含め、実施主体である地方公共団体など関係者と十分に意見交換を行うこととしたい。

政府においても、国と地方の協議の場などを通じて地方公共団体と十分に協議を行うとともに、関係団体などの関係者の理解も得た上で、成案化されたい。

子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力である。

子どもが、それぞれの個性と能力を十分に発揮すること、人の気持ちを理解し互いを認め合い、共に生きることができるようになること、このような子どもの健やかな育ちは、子どもの親のみならず、今の社会を構成するすべての大人にとって、願いであり、また喜びである。

乳幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う、極めて重要なものである。そして、子どもの健やかな育ちは、我が国にとっての最大の資源である「人」づくりの基礎であり、子どもの育ちと子育てを支援することは、未来への投資でもある。

親の経済状況や幼少期の成育環境によって格差が生じることがないなど、子どもの最善の利益を考慮し、すべての子どもが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるよう取り組まなければならない。

他方、子どもの育ちや子育てをめぐる環境の現実には厳しい。非正規労働者の増加などの雇用基盤の変化、核家族化や地域のつながりの希薄化による家庭や地域の子育て力・教育力の低下により、若者が雇用など将来の生活に不安を抱き、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめ、子育て当事者が悩みを抱えながら苦労している。

子育てとは本来、日々成長する子どもの姿を通じて親に大きな喜びや生きがいをもたらす営みである。親が子育ての充実感を得られるなど「親としての成長」を支援していく必要がある。

そして、ワーク・ライフ・バランスを推進しつつ、子ども・子育て支援を質量ともに充実させることにより、家庭を築き、子どもを生み育てるといふ希望がかなえられる社会を実現していかななければならない。

そのためには、子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提としつつ、かつては家族や地域が担っていた子育てに関する支え合いの機能や、企業による日本型の生活保障機能が低下していることを踏まえ、こうした子ども・子育てを支える機能を新しい形で再生させる必要がある。こうした機能の再生は、地域社会そのものの再生にも大きく寄与する。

今般の東日本大震災においては、子どもと大人、被災者と支援者など、地域の中あるいは地域を超えた様々な人と人とのつながり、地域の人々の参画と助け合いの大切さが再認識されている。

子ども・子育て支援についても、こうした助け合いの気持ちを確かなものとして国民が共有し、子どもの育ちと子育てを皆で支える新たな絆の仕組みを構築しなければならない。

上記の理念を踏まえ、これまで「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱（平成22年6月29日少子化社会対策会議決定）に掲げられた幼保一体化（こども園（仮称））等の基本的方向性を踏まえて重ねてきた議論の到達点として、次のとおり子ども・子育て新システムの具体的制度設計の在り方に関し、中間的にこれまでの議論をとりまとめた。今後、基本制度案要綱及び本とりまとめを踏まえ、幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの理念の実現に向けた取組を推進していくことが必要である。

I 市町村、都道府県、国の役割

○ 子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるため、市町村（基礎自治体）が制度を実施し、国・都道府県等が制度の実施を重層的に支える仕組みを構築する。

○ 事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する。

※ 残された課題については、今後、更に検討する。

○ 実施主体は市町村（基礎自治体）とし、新システムに関するすべての子ども・子育て関連の国庫補助負担金、労使拠出等からなる財源を一本化し、市町村に対して包括的に交付される仕組み（子ども・子育て包括交付金（仮称））を導入する。

※ 上記は基本制度案要綱における記述であり、国、地方及び事業主の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、子ども・子育て包括交付金（仮称）のあり方については、今後、更に検討する。

○ 地域主権改革の観点を踏まえ、また、実施主体である市町村及びそれを支援する都道府県と十分調整しながら、以下の点について、今後、更に検討を行う。

①事業計画の策定など地方公共団体の実施する施策についての国の関与のあり方

②国が定める基準と地域の実情に応じるための地方公共団体の裁量との関係

③指定制における指定や総合施設（仮称）の認可等の主体のあり方

④都道府県の具体的な役割やその財源措置のあり方

1 市町村の役割

（1）市町村の権限と責務

○ 市町村は、新システムの実施主体としての役割を担い、国・都道府県等と連携し、自由度を持って地域の実情に応じた給付等を設計し、当該市町村の住民に新システムの給付等を提供・確保する。そのために必要な以下の権限及び責務を法律上位置づける。

- ・子どもや家庭の状況に応じた給付の保障、事業の実施
- ・質の確保された給付・事業の提供
- ・給付・事業の確実な利用の支援
- ・事業の費用・給付の支払い
- ・計画的な提供体制の確保、基盤整備

(2) 「市町村新システム事業計画」(仮称)の策定

- 市町村は、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、管内における新システムの給付・事業の需要見込量、見込量確保のための方策等を盛り込んだ「市町村新システム事業計画」(仮称)を策定し、本計画をもとに、給付・事業を実施する。
- 市町村新システム事業計画(仮称)の策定及び記載事項を法定する(計画記載事項は別紙のとおり)。
- 市町村新システム事業計画(仮称)の策定における市町村内の関係当事者の参画の仕組みについて検討する。

2 都道府県の役割

- 都道府県は、広域自治体として、新システムの給付・事業が健全かつ円滑に運営されるよう、必要な助言・援助等を行うとともに、子ども・子育て支援施策のうち、広域的な対応が必要な事業等を行う。
- 都道府県は、「都道府県新システム事業支援計画」(仮称)に基づき、市町村を支援する。「都道府県新システム事業支援計画」(仮称)の策定及び記載事項を法定する(計画記載事項は別紙のとおり)。
- 都道府県新システム事業支援計画(仮称)の策定における都道府県の関係当事者の参画の仕組みについて検討する。

3 国の役割

- 国は、新システムの制度設計、市町村への子ども・子育て包括交付金(仮称)の交付、基本指針(仮称)の策定等、新システムの給付・事業が健全かつ円滑に運営されるよう、必要な措置を講ずる。

- 基本指針（仮称）については、その策定及び記載事項を法律上明記し、国の「子ども・子育て会議」（仮称）の審議を経て策定する（指針記載事項は別紙のとおり）。
- 基本指針（仮称）には、家庭・地域を含めたすべての子育て関係者を対象とした、子どもに関する理念、子育てに関する理念を示すものである「こども指針（仮称）」を位置づける。

II 給付設計

- 市町村は、子ども・子育て支援給付（仮称）及び子ども・子育て支援事業（仮称）を実施する。

1 子ども・子育て支援給付（仮称）

- 子ども・子育て支援給付（仮称）は、個人に対する以下の給付とする。

（1）子ども手当（個人への現金給付）

- 子ども手当については、新システムにおける給付に位置づける。（別途検討）

（2）こども園給付（仮称）

- こども園給付（仮称）については、質の確保のための客観的な基準を満たした施設として指定を受けたこども園（仮称）に関する給付とする。

※ こども園（仮称）とは、指定を受けた総合施設（仮称）、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設であり、その総称である。総合施設（仮称）とは、学校教育と保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設。その名称については、今後検討する。

（3）地域型保育給付（仮称）

- 地域型保育給付（仮称）については、質の確保のための客観的な基準を満たす事業者として指定を受けた小規模保育事業者、家庭的保育事業者及び居宅訪問型保育事業者等に関する給付とする。

※ こども園給付（仮称）及び地域型保育給付（仮称）は、早朝・夜間・休日保

育にも対応する。

※ 出産・育児に係る休業に伴う給付（仮称）

- 産前産後・育児休業中の現金給付から保育まで切れ目なく保障される仕組みの構築が課題であるが、出産手当金（健康保険）、育児休業給付（雇用保険）の適用範囲や実施主体に違いがあること等を踏まえ、両給付を現行制度から移行し一本化することについては将来的な検討課題とする。

2 子ども・子育て支援事業（仮称）

○ 子ども・子育て支援事業は、市町村が実施する以下の事業とする。

（1）地域子育て支援事業（仮称）

※ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり及び乳児家庭全戸訪問事業等
（対象事業の範囲は法定）

（2）延長保育事業、病児・病後児保育事業

（3）放課後児童クラブ

（4）妊婦健診

※ 市町村の独自事業の取扱いは今後検討する。

Ⅲ 幼保一体化

1 基本的な考え方

○ すべての子どもの健やかな育ちと、結婚・出産・子育ての希望がかなう社会を実現するため、以下の三点を目的とする幼保一体化を推進する。

- （1）質の高い学校教育・保育の一体的提供
- （2）保育の量的拡大
- （3）家庭における養育支援の充実

※ ここで言う「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

- 具体的には、以下の給付システムの一体化と施設の一体化を推進する。

- (1) 給付システムの一体化

- ①地域における学校教育・保育の計画的整備（市町村新システム事業計画（仮称）の策定）

- 市町村は、地域における学校教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保のための方策等を内容とする市町村新システム事業計画（仮称）を策定する。

- ②多様な保育事業の量的拡大（指定制度の導入）

- 客観的基準を満たした施設及び多様な保育事業への財政措置を行うこと等により、多様な事業主体の保育事業への参入を促進し、質の確保された保育の量的拡大を図る。

- ③給付の一体化及び強化（こども園給付（仮称）の創設等）

- 学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付（仮称）を創設することにより、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

- (2) 施設の一体化（総合施設（仮称）の創設）

- 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設（仮称）を創設する。

2 子どもや家庭の状況に応じた子ども・子育て支援

- 子ども・子育て家庭については、乳幼児の子育てをしている、育児休業中の家庭、共働き家庭、いわゆる専業主婦家庭など、様々な状況の子ども・子育て家庭がある。

- 子ども・子育て新システムにおいては、すべての子どもに、良質な成育環境を保障するため、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、「子ども・子育て支援給付（仮称）」を保障する。

- 子どもが満3歳となったとき、子どもが学齢期となったときなどに円滑に切れ目のない支援を行うため、施設間・事業間の連携・提携等の仕組みを検討する。
- また、子育てに孤立感・負担感を感じている保護者が多いこと等を踏まえ、すべての子ども・子育て家庭に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての充実感を得られるような親子の交流の場づくり、子育て相談や情報提供、親子登園などの支援を行う。

3 幼保一体化の進め方

- 国においては、幼保一体化を含む子ども・子育て支援に関する基本指針（仮称）を策定するとともに、給付の一体化及び強化等により総合施設（仮称）への移行を政策的に誘導する。
- 都道府県については、広域自治体として、都道府県新システム事業支援計画（仮称）を策定し、市町村の業務に関する広域調整等を行う。
- 市町村においては、国による制度改正及び基本指針（仮称）を踏まえ、市町村新システム事業計画（仮称）に基づき、地域における、満3歳以上の保育所等を利用する家庭の子どもの状況、満3歳以上の保育所等を利用しない家庭の子どもの状況、満3歳未満の保育所等を利用する家庭の子どもの状況など、地域の実情等に応じて、必要な施設・事業を計画的に整備する。

※ 具体的な施策については、今後、地方自治体、関係者等と十分に協議を行う。

4 地域における学校教育・保育の計画的整備（市町村新システム事業計画（仮称）の策定）

- 市町村は、地域における学校教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込みを調査し、その結果に基づき市町村新システム事業計画（仮称）を策定する。
- 市町村は、当該計画に基づき、指定されたこども園（仮称）や多様な保育事業を行う、多様な事業主体を共通の財政措置（子ども・子育て支援給付（仮称））の対象とするなど、地域の実情等に応じて提供体制を計画的に整備する。

- 家庭における養育を支援する事業（地域子育て支援拠点事業等。対象範囲は法定。）についても、広く財政措置の対象とし、当該計画に基づき、計画的に推進する。

5 多様な保育事業の量的拡大（指定制度の導入）

（1）基本的な考え方

- 新システムにおいては、質の確保のための客観的基準を満たすことを要件に、認可外施設も含めて参入を認めるとともに、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を認める。
- 指定制の導入により、保育の量的拡大を図るとともに、多様なメニューの中から、あらかじめ質が確保されている施設や事業であることを行政が確認し、指定された施設又は事業者の中から、利用者がニーズに応じた施設や事業を選択できる仕組みとする。

（2）具体的制度設計

①法人格

- こども園（仮称）については、学校法人、社会福祉法人、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を可能とする。ただし、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を条件とする。
- 地域型保育給付（仮称）の対象となる多様な保育事業を行う指定事業者については、地方単独事業の対象の個人立の認可外保育施設が存在することも踏まえ、法人でない場合でも、一定の条件を満たせば、指定の対象とする。

②指定基準

- 指定基準については、こども園（仮称）、指定小規模保育事業、指定家庭的保育事業等の施設・事業ごとの客観的な基準を、全国一律の基準として定める。
- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

- 指定基準は、施設・事業の内容ごとに、現行の基準を基礎とする。
- 教育・保育の質の確保・向上の観点から、職員配置基準の引上げ等を検討する。

③撤退規制等

- 継続的な運営が基本であるが、やむを得ず事業を撤退する場合には、指定辞退の事前届出を行わせる。
- 指定辞退については、法律で予告期間を設定するとともに、利用している児童が他の施設等で継続的に利用できるようにするための調整義務を施設・事業者にかす。
- 施設・事業者による調整に対する都道府県又は市町村の援助の在り方について検討する。
- 指定については、質の確保の観点から、他の類似制度を参考に、数年ごとに更新する。
- 保護者の選択に資する観点から、情報開示の義務化を行う。
- 具体的には、以下の項目について情報開示を行う。
 - ア 学校教育・保育の理念など、施設の運営方針
 - イ 学校教育・保育の内容及びその特徴
 - ウ 一人の職員が担当する子どもの数
 - エ 職員の保有免許・資格や経験年数
 - オ 定員以上に応募がある場合の選考基準
 - カ 上乗せ徴収（実費徴収を除く）の有無
 - キ カで「有」の場合、その理由及び上乗せ徴収額 等

④需給調整

- 指定制度においては、指定基準を満たす施設については、すべて指定する。

- ただし、市町村が策定する新システム事業計画（仮称）における供給量を超えた供給がなされている場合など、施設数が過大となっている場合については、指定主体の権限において新規の指定や更新を行わないことができることとする。

※ 目標供給量を盛り込む市町村の計画に関する策定手続きを含めた国による策定のための指針、事後の点検・評価を含めた必要な情報の開示等、適正性・透明性を確保するための仕組みを検討する。

⑤指定・指導監督の主体

ア こども園（仮称）

- こども園（仮称）の入園に際しては、保護者が自ら施設を選択し、施設と契約することとなるため、市町村域外からも子どもを受け入れることが想定され、より広域的な調整が必要となることから、その指定・指導監督の主体は都道府県とする。

- また、大都市（指定都市、中核市）に関する特例等を設けるかについて、今後、更に検討する。その際、更なる権限移譲の観点から、主体を市町村とするかを含め、検討する。

- 指定・指導監督の主体を都道府県とする場合、指導監督に市町村が関与する仕組み（報告徴収の権限や指定主体に指導監督の実施を求める権限等）も他の類似制度を参考に検討する。

イ 多様な保育事業を行う指定事業者

- 多様な保育事業を行う指定事業者の指定・指導監督の主体については、地域の実情に応じた供給量の確保の観点から市町村とする。

⑥指定・指導監督の権限

- 指定事業者には、指定基準に従い、事業を実施しなければならない義務を課すほか、指定・指導監督主体に、報告徴収、立入検査、基準遵守の勧告・措置命令、指定取消等の権限を与える。

(3) 制度施行時の経過措置

- 新たな制度を施行する際に、現に幼稚園又は保育所の認可を受けている施設については、こども園（仮称）の指定があったものとみなす経過措置を設ける。

※ 施行前に現に認可を受けている施設については、法人格を有しなくても指定を受けられることとする。

※ 認定こども園の取扱いについて、今後、更に検討する。

(4) 運営費の在り方等

- イコールフットィングの下で、一定の客観的な基準を満たした多様な主体の参入促進を図るため、以下の点について、今後、更に検討を行う。

- ① 運営費の使途範囲について、こども園給付（仮称）等を提供するための費用とすることを基本としつつ、多様な主体の経営努力により柔軟な経営を可能とする観点から、他会計への費用の繰入を認めること
- ② 施設整備費について、運営費に上乘せする仕組みとすること
- ③ 会計基準について、法人種別に応じた会計処理を基本とした上で、資金の流れを明確化する仕組みとすること

6 給付の一体化及び強化（こども園給付（仮称）の創設等）

(1) こども園給付（仮称）の創設

- 学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付（仮称）を創設し、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

※ こども園（仮称）とは、指定を受けた総合施設（仮称）、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設であり、その総称である。

(2) 契約方式

- こども園給付（仮称）については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする。

① 保育の必要性の認定

- 例外のない保育の保障の観点から、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。

ア 保育の必要性の認定を受ける子どもの認定基準及び認定手続

○ 国は、「事由」「区分」「優先利用」に関する認定基準を策定する。

○ その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

○ 具体的な認定基準と認定手続は、以下の通りとする。

i) 認定基準

A 事由

a 就労

○フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労

※ 一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く。

b. 就労以外の事由

○保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等

※ 現行の政令で定めている「同居親族等が保育できない場合」という条件は、外す又は必要度を低くする方向で検討する。

○その他これらに類するものとして市町村が定める事由

B 区分

○ 月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度（「長時間利用」及び「短時間利用」）を設定

C 優先利用

○ ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

ii) 認定手続

○ 市町村は、認定基準に従って審査を行い、認定を行う。また、これとあわせて保護者負担の区分も決定する。

○ 市町村は、認定を行った利用者（保護者）に対して、認定証を交付する。

○ 認定証には、事由、区分（長時間利用又は短時間利用）、優先利用及び保護者負担の区分を記載する。

イ 保育の必要性の認定を受けない子どもの受給手続
（満3歳以上の学校教育のみを受ける場合）

○ 満3歳以上の学校教育のみの利用を希望する場合、市町村に申請を行う。

○ 申請を受けた市町村は、当該市町村に居住する満3歳以上の子どもであることが確認できた場合は、保護者負担の区分の決定を行い、これを受給者証に記載して交付する。

※ 受給者証は、主として、施設が保護者負担の区分を確認するためのものであるが、その可否を含め、今後、更に検討する。

②公的契約

○ 契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とする。

○ 公的契約については、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。「正当な理由」については次のとおりとする。

ア 定員に空きがない場合

イ 定員以上に応募がある場合

（この場合、選考の実施が必要となる。）

ウ その他特別な事情がある場合

○ 定員については、保育認定を受けた子どもの利用と、保育認定を受けない子どもの利用を、地域の需要に応じ、ともに保障する観点から、保育認定を受けた子ども、保育認定を受けない子どもの別に設定し、上記イの場合に行う選考についても、それぞれの定員枠ごとに行う。

○ 定員以上に応募がある場合の選考については、その基準を国が定め、施設は、国の選考基準に基づき選考を行うものとする。

○ その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

○ 国が定める選考基準については、概ね次のとおりとする。

ア 保育の必要性の認定を受けた子ども

i) 家庭の状況や保護者の就労状況等に基づく保育の必要度に応じて選定する。

ii) ひとり親家庭、虐待のおそれのあるケースなどは、i)に関わらず、優先的に選定する。

iii) 特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っている施設については、i)に関わらず、特別な支援が必要な子どもを優先的に選定する。

※ 保育の必要度の判断の具体的な手続については、今後、更に検討する。

イ 保育の必要性の認定を受けない子ども

i) ①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考など、施設の設置者が定める選考基準（選考方法）に基づき、選定する。

ii) 特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っている施設については、i)に関わらず、特別な支援が必要な子どもを優先的に選定する。

○ 施設の設置者が定める選考基準（選考方法）については、指定制度の一環である情報開示の標準化の開示項目として、開示する。

(3) 市町村の関与

①関与の具体的仕組み

○ 保護者が選択した施設・事業者に申し込むことを基本とする。市町村は、管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。

- 特別な支援が必要な子どもなど、あっせん（市町村による、利用可能な施設との契約の補助）等による利用が必要と判断される場合には、市町村が、関係機関とも連携して利用調整を行い、認定証の交付と合わせて、利用可能な施設・事業者をあっせん等することとし、その具体的な仕組みについては今後更に検討する。

②当面、保育需要が供給を上回っている間の関与の仕組み

- 市町村は、計画的な基盤整備により保育需要が供給を上回る状態を解消する取組を強力に推進することが制度の前提である。その上で、当面の対応のため、次のような対応を検討する。
 - ・ 特別な支援が必要な子どもなど、まず、優先利用の対象となる子どもについて、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん等する。
 - ・ それ以外の子どもについては、保護者が市町村に利用希望を提出し、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん等する。

③市町村による措置

- 保育の利用が必要と判断されるにもかかわらず、保護者が進んで保育の利用をしない場合など、契約による利用が著しく困難と市町村が判断した場合には、当該子どもについて、市町村が施設・事業者に対して措置する（措置による入所・利用）こととし、具体的な仕組みについては今後更に検討する。

（４）給付の内容

①給付構成

- こども園給付（仮称）については、次のような給付構成とする。
 - ・ 満3歳以上の幼児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

- ・満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

※ 「標準的な教育時間」とは、学校教育における教育課程に係る時間を言う。以下同じ。

②公定価格

- こども園給付（仮称）については、質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準の給付を、すべての子どもに保障する（公定価格）。
- 新たな制度における価格設定方法については、次の考え方を基本とする。
 - ・質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準として、人員配置基準や設備環境を基に、人件費、事業費、管理費等に相当する費用を算定する。
 - ・人件費相当分については、職員の配置基準や施設の開所時間を踏まえた価格設定を行う。この際、子どもの過ごす時間と職員が勤務する時間の違いを踏まえ、認定時間数に対応する価格設定ではなく、必要な職員の配置を考慮した価格設定を行う。
 - ・子どもの年齢及び人数に対応した給付を基本とするが、施設の規模による経費構造の違いや地域別の人件費等の違いを考慮し、定員規模別、地域別の価格設定を行う。
 - ・施設の減価償却費に相当する費用についても算定する。
- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

③支払い方法

- 満3歳以上児については、標準的な教育時間に対応する区分及び月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度）に応じ、単価区分※（3区分程度）を設ける。その上で、各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。

- 満3歳未満児については、月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度）に応じ、単価区分※（2区分程度）を設ける。その上で、各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。

※ 具体的な単価については、上記の単価区分に応じ、②で記述した通り、年齢別、地域別、定員規模別に設定する。

④上乗せ徴収

ア 実費徴収

- 国が定める基準に基づく学校教育・保育の活動の一環として行われる活動に係る費用であって、施設による費用のばらつきが大きいこと等から、こども園給付（仮称）の対象とすることが困難な費用（特別な教材費、制服代など）について、実費徴収を認める。

- 国において、実費徴収の実態（各施設における実費徴収の費目と一人あたりの実費徴収の総額）を勘案した上で、実費徴収の対象範囲及び各施設における実費徴収の上限額に関する基準を定める。

- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

- 低所得者に対しては、一定の要件の下で、公費による補足給付を行うこととし、その具体的仕組みについては、今後、更に検討する。

イ 実費徴収以外の上乗せ徴収

- 次の要件を満たす施設については、その対価として、実費以外の上乗せ徴収を行うことを認める。

- i) 国が定める基準に基づく学校教育・保育であること
- ii) 低所得者については、当該徴収を免除すること

iii) 指定制度の一環である情報開示の標準化制度の開示項目として、上乗せ徴収の理由及び額を開示すること

※ 当分の間、市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する施設に限る。

- なお、国が定める基準に基づく学校教育・保育以外の活動（教育課程終了後に行う体操教室など）については、選択できる旨や利用料額の説明をあらかじめ行い、利用者の了解を得た場合には、費用の徴収を可能とする。

(5) 地域型保育給付（仮称）

- こども園（仮称）を対象とするこども園給付（仮称）に加え、以下の保育事業を地域型保育給付（仮称）の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとする。
 - ・ 小規模保育
 - ・ 家庭的保育
 - ・ 居宅訪問型保育
 - ・ 事業所内保育
- 待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満3歳未満の児童であることを踏まえ、こうした小規模保育や家庭的保育などの量的拡充により、待機児童の解消を図る。
- 小規模保育、家庭的保育など、事業それぞれの特性に応じた客観的な指定基準を設定し、質の確保を図る。
- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。
- 保育の必要性の認定、公的契約、市町村の関与、公定価格の算定の考え方、給付の支払方法などは、こども園給付（仮称）と同様とする。

7 施設の一体化（総合施設（仮称）の創設）

(1) 基本的位置づけ

- 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設（仮称）を創設する。総合施設（仮称）の根拠法と

して総合施設法（仮称）を制定する。

※ 総合施設（仮称）の名称については、今後検討する。

○ 総合施設（仮称）においては、

- ① 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障する。また、保育を必要とする子どもには、学校教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を保障する。
- ② 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を保障する。

○ 総合施設（仮称）については、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法における学校（1条学校）、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

○ なお、満3歳未満児の受入れは義務付けないが、財政措置の一体化等により、満3歳未満児の受入れを含め、幼稚園及び保育所等の総合施設（仮称）への移行を促進する。

※ 例えば、現行制度でいえば、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分についても基準を満たせば財政措置を受けられるようにすることや、調理室等への補助制度を創設すること、保育単価等によるインセンティブを付与することなどが挙げられる。

（2）基本的な考え方

○ 総合施設（仮称）の創設により、次の内容を実現する。

① 学校教育法及び児童福祉法上の位置づけの付与による学校教育・保育の質の保障

○ 現行の保育所における幼児教育※に対し学校教育（1条学校）としての位置づけを付与するとともに、現行の幼稚園の預かり保育のうち、保育の必要性の認定を受けた子どもを対象とするものに対し児童福祉としての位置づけを付与する。

○ これにより、学校としての基準（学級担任制、面積基準等）と児童福祉施設としての基準（人員配置基準、給食の実施等）を併せ持つ基準を適用し、質の高い学校教育・保育を保障する。

財源を基本としつつ、必要に応じそれ以外の財源を含め、国・地方を通じた恒久的な財源を確保しながら実施することとする。

※ 主な内容

- 保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援、社会的養護等の量的拡充 ※子ども・子育てビジョンベース
- 0～2歳児保育の体制強化による待機児童の解消
 - ・現在の幼稚園の0～2歳児保育への参入の促進
 - ・小規模保育など新たなサービス類型を創設
 - ・長時間の保育ニーズへの対応・延長保育の充実 等
- 質の高い学校教育・保育の実現（幼保一体化の推進）
 - ・3歳児を中心とした配置基準の改善
 - ・病児・病後児保育、休日保育の充実
 - ・地域支援や療育支援の充実
 - ・給付の一体化に伴う所要の措置 等
- 総合的な子育て支援の充実
 - ・子育て支援コーディネーターによる利用支援の充実 等
- 放課後児童クラブの充実
- 社会的養護の充実

○ そのための追加所要額は、潜在ニーズを含む保育等の量的拡充と、職員配置の充実などの質の改善を合わせて2015年度で1兆円超と見込まれる。

※ 「社会保障・税一体改革成案」（平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定）においては、税制抜本改革によって財源を措置することを前提に、2015年における子ども・子育て分野の追加所要額（公費）は0.7兆円程度（税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討）とされた。

※ 上記の額に施設整備費は含まれない。（なお、幼稚園における調理室の新設や緊急的な基盤整備（耐震化を含む）等に係る施設整備費補助については引き続き実施する。）

※ 指定制の導入による保育等への多様な事業主体の参入を促進。（質を確保するための基準とあわせて質の改善を図る。）

※ 質の改善に直接つながる職員配置の充実、その他の職員の処遇改善等については、順次、優先順位をつけながら、実現を図る。

※ 職員の定着・確保を図るため、キャリアアップの仕組みと併せた処遇の仕組みを検討することが必要。その際、職員のキャリアアップに資する観点から、幅広い業務経験を

・各年度の事業方針の審議、費用の使途実績、事業の効果等の点検・評価 など

- 地方公共団体においても、関係当事者が新システムの運営に参画する仕組み（例：地方版子ども・子育て会議）を設けることと具体的な方策について今後検討する。

Ⅷ 費用負担

- 基本制度案要綱においては、「社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担」と記載されている。
- 新システムの施策については、給付等に応じて、税制抜本改革による財源確保を前提とし、公費を中心に負担することとし、具体的な負担の在り方については、今後検討する（なお、基本制度案要綱に記載された事業主拠出については、現行制度も参考に、事業主拠出の対象範囲の明確化や事業主の意見が使途等に反映等される仕組みの必要性も踏まえて、今後検討する）。
- 新システムにおける利用者負担については、新システムが、「保護者の子育てについての第一義的責任」を前提としつつ、「社会全体で子ども・子育てを支援する」ものであることを踏まえ、施設と利用者の適切な利用関係の確保に資するよう、低所得者に一定の配慮を行いつつ、利用者には一定の負担を求めることとし、その具体的なあり方については、今後検討する。
- その際、すべての子どもに質の確保された学校教育・保育を保障するとの考え方を踏まえて定める。
- 既存の財政措置との関係について、今後検討し、その結果に応じて、適切な制度設計を行う。
- 潜在ニーズを含む保育等の量的拡充※は、最優先で実施すべき喫緊の課題である。
- これと併せて、職員配置の充実など必要な事項※については、子ども・子育て新システムの制度の実施のため、税制抜本改革による

- 交付金の対象となる給付・事業の範囲については、新システムの給付・事業の制度設計に加え、既存の財政措置との関係などを踏まえて今後検討する。
- 交付金の対象となる給付・事業に区分を設けることの是非については、当該給付・事業の性質（義務的経費・裁量的経費）等や市町村の自由度を高める制度改正の趣旨も踏まえ今後検討する。
- 子ども・子育て包括交付金（仮称）と地域自主戦略交付金との関係について、今後検討する。
- 市町村は、子ども・子育て包括交付金（仮称）と地方の財源を合わせ、地域の実情に応じ、給付・事業を行うことを検討する。
市町村での交付金の経理は、交付金は子ども・子育てのために使われるものであるため、一般会計での対応を基本とする。あわせて、子ども・子育てに使われたことが確認できる仕組みを今後検討する。
※ 国、地方及び事業主の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、子ども・子育て包括交付金（仮称）については、今後、更に検討する。
- 国における会計については、費用負担の検討に応じ、区分経理の必要性について、今後検討する。その際、子ども・子育て会議（仮称）によるチェックなど、関係当事者の参画による運営の透明性の確保を前提とする。

Ⅶ 子ども・子育て会議（仮称）

- 子ども・子育て支援の給付・事業を、子ども・子育て当事者のニーズに即したものとするため、また、効果的かつ効率的な制度運用のため、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者等が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、国に子ども・子育て会議（仮称）を設置する。
※ 子ども・子育て会議（仮称）の考えられる機能
 - ・国の基本指針（仮称）（地方自治体の計画策定の指針等）その他の重要方針の審議
 - ・新システムの対象となる施策のあり方についての審議

V 社会的養護・障害児に対する支援

- 子ども・子育て新システムの給付・事業は、社会的養護施策の要保護児童、障害児等を含め、地域の子ども・子育て家庭を対象とするものである。一方、都道府県は、社会的養護、障害等のニーズに対応する専門性が高い施策を引き続き担うこととし、市町村と都道府県の連携を確保する。市町村（新システムの実施主体）と都道府県等（措置制度等の実施主体）との関係については、今後更に検討する。
 - ※ 都道府県等が担う児童相談所を中心とした体制、措置制度等は現行制度を維持する。
 - ※ 障害児に対する支援については、障害者全般についての改革推進に係る議論の状況等を踏まえ検討することが必要である。

- 市町村は、要保護児童、障害児等を含め、地域における学校教育・保育の需要の見込み及び見込量確保のための方策を市町村新システム事業計画（仮称）に明記する。また、市町村による利用調整により、確実な利用を支援する仕組みを検討する。

- 虐待予防の観点から保育の利用が必要と判断される場合など、契約による利用が著しく困難と判断した場合において、市町村が措置による入所・利用を行うこととし、その仕組みを検討する。

- 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業など、子どもに提供される一般施策を実施する。実施に際しては、都道府県が行う事業（社会的養護、障害等のニーズに対応する専門性が高い事業）と連携が必要であり、相互の連携について市町村新システム事業計画（仮称）、都道府県新システム事業支援計画（仮称）に位置付けることを検討する。

VI 子ども・子育て包括交付金（仮称）等

- 国から市町村に対し、市町村新システム事業計画（仮称）に盛り込まれた給付・事業の実施に必要な費用を包括的に交付するものとして、子ども・子育て包括交付金（仮称）を検討する。子ども・子育て包括交付金（仮称）の検討にあたっての留意事項は次のとおりである。

載し、提供体制を計画的に確保する。

- それぞれの事業について、質の確保を図る観点から、国は一律の基準を設定する。
- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

3 放課後児童クラブ

- 小学校4年生以上も対象となることを明記し、4年生以上のニーズも踏まえた基盤整備を行う。
- 放課後児童クラブについては、市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法定する。市町村は、市町村新システム事業計画（仮称）で需要の見込み、見込量の確保策を記載し、提供体制を計画的に確保する。
- 質を確保する観点から、人員配置、施設、開所日数・時間などについて、国は一律の基準を設定する。
- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。
- 利用手続きは市町村が定める。ただし、確実な利用を確保するため、市町村は、利用状況を随時把握し（事業者は市町村に状況報告）、利用についてのあっせん、調整を行うことを検討する。

4 妊婦健診

- 妊婦健診については、市町村新システム事業計画（仮称）の記載事項に位置づけることとし、市町村において確実な実施を図る。
- 国は「健診回数・実施時期」及び「検査項目」について基準を示すこととする。

- すべての子ども・子育て家庭を対象としたこれらの事業の実施が必要であり、特に、地域子育て支援拠点事業については、実施主体である市町村と当該事業者が連携し、個々の子育て家庭に身近な立場から、その事情に応じた、利用者支援の役割を果たすものとする。
- 一時預かりは、保護者の働き方に関わらず、日常生活を営む上での利用や、社会参加を行うための利用など、普遍的に子ども・子育て家庭に必要なものであり、すべての子ども・子育て家庭が身近に利用できる事業とする。
- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は、都道府県等が実施する社会的養護、障害児支援と連携して実施することとし、市町村新システム事業計画（仮称）において、都道府県等との連携方策を位置付けることを検討する。
- 事業ごとに、質の確保を図る観点から、国は一律の基準を設定する。
- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

2 延長保育事業、病児・病後児保育事業

- 保護者の残業、子どもの病気など、保育の利用にかかわる突発的な事情変化にきめ細かく対応できるよう、延長保育事業、病児・病後児保育事業を市町村の事業として位置づける。

延長保育事業

： 認定された保育の必要量を超えて保育を提供する事業

病児・病後児保育事業

： 病気の際に就労等で保護者による自宅での保育が困難な場合に、病児等の特性を踏まえた保育を提供する事業

- 延長保育事業、病児・病後児保育事業については、市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法定する。市町村は、市町村新システム事業計画（仮称）で需要の見込み、見込量の確保策を記

- 職員の政治的中立性を確保するため、現行の公立幼稚園教諭と同じ政治的行為の制限を課すことを基本とし、その具体的方法については今後更に検討する。

(私立)

- 総合施設（仮称）における政治教育その他政治的行為を禁止する。

⑧経過措置等

- 保育所（満3歳未満児のみを保育するいわゆる乳児保育所を除く。）については、小学校就学前のすべての子どもに学校教育を保障する観点から、一定期間後にすべて総合施設（仮称）に移行する。
- 総合施設（仮称）への移行に係る経過措置等の在り方について、今後検討する。

IV 子ども・子育て支援事業（仮称）

- 子ども・子育て支援事業（仮称）は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。

1 地域子育て支援事業（仮称）

- 以下の事業を地域子育て支援事業（仮称）として、市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法定する。市町村は、市町村新システム事業計画（仮称）で需要の見込み、見込量の確保策を記載し、提供体制を計画的に確保する。
 - ①地域子育て支援拠点事業
 - ②一時預かり
 - ③乳児家庭全戸訪問事業
 - ④養育支援訪問事業
 - ⑤ファミリー・サポート・センター事業等（対象事業の範囲は法定）

※ これらの職員については、幼稚園の職員と同様に資格要件及びその資格要件違反に対する罰則を設けるため、法律で規定する。

○ 学校教育と保育を担う職員として、新たに保育教諭（仮称）等を置く。

○ 保育教諭（仮称）は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則とする。

※ いずれかしか有しない者については、現在の幼保連携型認定こども園制度における扱いを参考にしながら、特例措置を講じる。

○ なお、職員の資格については、教員免許・養成制度の見直し及び保育士資格制度の見直しの検討状況等を踏まえた上で検討する。

⑤研修

（公立）

○ 教育基本法第9条の規定により、職員の研修の充実を図る。

○ 公立の幼稚園教員と同様に研修を受ける機会を付与するとともに、新任者に対する研修等を義務化する。

（私立）

○ 教育基本法第9条の規定により、職員の研修の充実を図る。また、職員は、必要な知識等の修得に努めるものとする。

⑥監督

○ 総合施設（仮称）は、学校及び児童福祉施設の双方の性格を有し、学校教育と保育を一体的に提供する施設であることから、私立の総合施設（仮称）を含め、立入検査、改善勧告、改善命令の権限等を監督権者に付与する。

⑦政治的行為の制限

（公立）

○ 総合施設（仮称）における政治教育その他政治的行為を禁止する。

- ※ 一定の要件を満たした法人を国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人と同じ扱いとするか、学校教育体系の原則に基づき、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とし、一定の要件を満たした法人は地域の実情に応じた例外とするか、については、今後検討する。なお、施設の認可の透明性の確保についても、今後検討する。
- ※ 上記のほか、会計間の繰り入れ制限を行うか否か等については、今後検討する。

②認可・指導監督権等

- 総合施設（仮称）の設置認可等については、現行の幼稚園及び保育所の例にならい、都道府県単位で行う。
- また、大都市（指定都市、中核市）に関する特例等を設けるかについて、今後、更に検討する。その際、更なる権限移譲の観点から、主体を市町村とするかを含め、検討する。
- 総合施設（仮称）は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であることから、その設置認可、指導監督等については、認定こども園の例にならい、学校教育と保育の双方を統括する都道府県知事が行う。
- 都道府県知事が総合施設（仮称）に係る事務を行う場合には、都道府県教育委員会は、一定の関与を行うこととする。
- また、大都市（指定都市、中核市）に関する特例等を設けるかについて、今後、更に検討する。その際、更なる権限移譲の観点から、主体を市町村とするかを含め、検討する。

③評価、情報公開

- 学校教育・保育の質の向上を図る観点から、自己評価を義務化し、関係者評価、第三者評価を努力義務化する。また、地域住民・保護者の理解増進及び連携・協力を資するため、総合施設（仮称）の運営に関する情報提供を義務化する。

④施設に置かれる職員

- 総合施設（仮称）は、学校教育・保育を一体的に提供する施設であることから、現行の幼稚園及び保育所の双方で必要とされる職員を置く。

※ 満3歳以上の幼児を対象とするもの。満3歳以上の幼児を対象とする保育所については、総合施設（仮称）へ移行する。

○ その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

②保育の量的拡大

現行の幼稚園が保育機能を強化することにより、保育の量的拡大を図る。

③家庭における養育の支援の強化

現行の幼稚園・保育所が、地域の拠点として、地域の子ども・家庭に対する養育の支援を必須の事業として実施することにより、地域の子ども・家庭に対する養育の支援機能を強化する。

※ 他の事業も含めた施設の取組状況や地域の実情等に応じ、地域子育て支援事業等により行う。

④二重行政の解消

現行の幼稚園、保育所、認定こども園に対する行政庁（地方公共団体）の認可・認定を一本化することにより、二重行政の解消を図る。

○ 総合施設（仮称）に係る具体的制度設計については、質の高い学校教育・保育を保障する観点から、現行の幼稚園制度及び保育所制度の双方に求められる質の水準を基本とする。

○ 総合施設（仮称）における指導・援助の要領として「総合施設保育要領（仮称）」を定める。

※ 総合施設保育要領（仮称）については、こども指針（仮称）を踏まえ、策定する。

（3）具体的制度設計

①設置主体

○ 総合施設（仮称）の設置主体は、組織・資産等において持続性、確実性、公共性等を担保するため、国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人及び一定の要件を満たした株式会社、NPO等の法人とする。

可能とするための運営の在り方についても検討を進める。

Ⅹ その他

1 実施体制

- 新システムを一元的に実施する子ども家庭省（仮称）の創設に向けて検討する。

- なお、国及び地方における実施体制の一元化については、新システムに係る給付の仕組み全般、P D C Aサイクルの在り方等に係る議論を踏まえ、検討する。

2 ワーク・ライフ・バランス

- 基本制度案要綱では、子ども・子育て新システムにおいて、「ワーク・ライフ・バランスの実現」を掲げている。

- 今後新システム上どのように位置づけるか検討を進める。

(別紙) 市町村新システム事業計画(仮称)、都道府県新システム事業支援計画(仮称)、国の基本指針(仮称)の記載事項(更に検討を行う)

1 市町村新システム事業計画(仮称):5年ごとに計画を策定

- 目標値の設定
- 圏域の設定
- 需要の見込み
 - ・幼児期の学校教育の需要
 - ・保育の需要
 - ・地域子育て支援の需要
 - ・放課後児童クラブの需要 等
- 見込み量確保のための方策
 - ・こども園(仮称)
 - ・地域型保育(仮称)
 - ・地域子育て支援事業(仮称)
 - ・放課後児童クラブ 等
- 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策
- 育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策
- 都道府県が行う事業との連携方策

2 都道府県新システム事業支援計画(仮称)

- 市町村の業務に関する広域調整
- 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策
- 指定施設・事業者に係る情報の開示
- 人材の確保・資質の向上
- 都道府県が指定権限を有する給付類型に係る事業
- 社会的養護に係る事業
- 障害児の発達支援に着目した専門的な支援に係る事業
- ※市町村が行う事業との連携方策を盛り込むことが必要

3 国の基本指針(仮称)

- 子ども・子育てに関する理念(こども指針(仮称))
- 提供体制の確保・事業の実施に関する基本的事項

- ・ 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策
- ・ 市町村間、市町村と都道府県との間の連携
- ・ 指定施設・事業者に係る情報の開示
- ・ 人材の確保・資質の向上

等

○ 需要を見込むに当たり、参酌すべき標準

- ・ 目標値の設定
- ・ 需要の見込量
- ・ 見込量確保のための方策

等

No. 11-12

2011. 8. 22

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—目 次—

- ・居室面積基準の特例措置に関する意見募集に全保協も意見提出1
- ・「社会保障・税一体改革の当面の作業スケジュール示される」3
- ・税額控除に係る証明事務が示される3
- ・東日本大震災に係る応急仮施設整備の基準が示される4
- ・平成 23 年度「植山つる児童福祉研究奨励基金」研究助成5
- ・「公立保育所トップセミナー」を開催5
- ・「社会福祉トップセミナー」を開催6
- ・福祉人材情報システムのインターネットサイト「福祉のお仕事／被災者用求人」
の登録等が進む7
- ・全社協・政策委員会「平成 24 年度社会福祉予算・税制に関する重点要望書」を
提出7
- ・平成 24 年度「児童福祉週間」の標語募集8
- ・新刊図書のお知らせ9
- ・厚生労働省・人事異動のお知らせ9
- ・社会保障・税一体改革の当面のスケジュールについて別添

◆居室面積基準の特例措置に関する意見募集に 全保協も意見提出◆

～時限措置の遵守と子どもの育ちを妨げない適切な運用を～

保育所の居室面積基準については、待機児童対策の観点から特例措置が設けられ、それに関す

る意見募集（パブリックコメント）が行われていることについては、全保協ニュースNo.11-11（2011.7.29発行）で周知のとおりです。

全国保育協議会では、これまで、児童福祉施設最低基準に定められている基準は、我が国が児童の健康で文化的な生活を保障するために必要な最低限度の基準を定めたものであること、子どもの育ちを支える保育所として必要な環境・空間を備えるためには、児童福祉施設最低基準の改善が必要であること、子どもの発達保障に地域格差があつてならないこと等を主張してきました。この主張をふまえ、本意見募集に対し、下記の内容により意見を8月12日に厚生労働省に提出しました。

平成 23 年 8 月 12 日

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条の厚生労働省令で定める基準を定める省令及び同条の厚生労働大臣が指定する地域について」に関する意見について

社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会

〈意見〉

保育所居室面積に係る基準が条例として定めることを可能とする特例措置の運用にあたっては、国が省令で定めた児童福祉施設最低基準を下回らない水準となるよう配慮することの前提の下に、地域の実情に応じた対応が必要な際には時限措置の遵守ならびに、子どもの育ちの妨げとならないため適切な運用が図られるべきある。

〈意見の詳細、理由〉

- 児童福祉施設最低基準に定められている基準は、わが国が児童の健康で文化的な生活を保障するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、児童の健康を守り、その心身の健全な育成を図るためには、子どもの育ちを支える保育所としての環境・空間が少なくともその基準以上にあることが、必要不可欠である。
- 自ら環境改善を訴えることができない子どもたちの最善の利益を守り、「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」とする児童福祉法の理念を守るためにも、子どもの発達保障に地域格差があつてはならない。
- 今般改正がなされた児童福祉法第45条第2項第2号において、該当する保育所の居室面積に係る基準が厚生労働省令に「従うべき基準」とされた一方で、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律（平成23年法律第37号）附則第4条の規定において、政令で定めるまでの間、上記の「従うべき基準」たる保育所の居室面積に係る基準について、「標準」として定めることとする特例措置の対象となる地域の基準ならびに平成24年度における特例対象地域が示されたが、前述の考えから、この場合においても、国が厚生労働省令で定めた児童福祉施設最低基準を下回らない水準となるよう、国の責任において指導等をとまなう具体的な対応がなされることを前提とすべきである。

- その前提の下における地域の実情に応じて特例措置に基づく対応が必要な際においても、平成 26 年度までとする時限措置についてはこれを必ず遵守するとともに、特例措置に基づく保育を実施した際の子どもへの影響に関する調査の実施等を国の責任において必須とし、子どもの育ちの妨げとならないための適切な運用が図られるとともに、問題があった際の改善が必要がある。
- なお、自治体等の取り組みならびに子ども・子育て新システムの施行等により待機児童問題の解消が図られた際には特例措置の期間内であってもただちに保育所の居室面積規準に係る厚生労働省令を「従うべき基準」として必要な運用がなされるべきであり、その行政的な手続き及び手法についても事前に提示がなされるべきである。
- 本件はあくまでも特例措置であり、財源の確保をもってわが国の待機児童の解消と子どもの育ちを守る環境の整備実現が本来必要であり、早急な対応を図られたい。

なお、都道府県・指定都市保育協議会（保育組織）、各市区町村保育組織や会員保育所において、本意見募集に意見提出された場合は、その内容を全保協にもお知らせいただきますようお願いいたします。

◆「社会保障・税一体改革の当面の作業スケジュール」示される◆

8 月 12 日、「社会保障・税一体改革の当面の作業スケジュール」について、関係 5 大臣（厚生労働大臣、総務大臣、財務大臣、官房長官、社会保障・税一体改革担当大臣）で確認がされました。社会保障関係では、「子ども・子育て新システムについて」は検討会議で年内に制度案を取りまとめ、年度内に税制抜本改革とともに早期に法案を提出する予定となっています。税制関係では、年内に税制改革案を取りまとめ、年度内に法案を提出し、2010 年代半ばまでに段階的に消費税を 10%までに引き上げることとしています。

「社会保障・税一体改革の当面の作業スケジュール」については、別添をご参照ください。

◆税額控除に係る証明事務が示される◆

～一定の要件をみたした社会福祉法人が対象に～

8 月 2 日、「税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等について」厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長名の通知が発出されました。これは、先般「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」が公布・施行され、租税特別

措置法が改正されたことに伴い、個人が一定の要件を満たした社会福祉法人に寄附金を支出した場合、当該寄附金について、税額控除制度の適用を受けることができることとなったことによるものです。

「税額控除対象法人」となるには、まず、認可を受けた所轄庁から、租税特別措置法等に定められている要件を満たしている旨の証明を受けるための申請を行う必要があります。申請に基づき、所轄庁において要件を満たしていると判断した場合には、証明書が発行されます。当該証明書の有効期間は、証明を受けた日から5年間です。なお、その間、税額控除に係る新たな書類の提出は、必要とされません。

また、社会福祉法人が、平成23年以内に税額控除に係る証明を受けた場合、当該法人へ平成23年1月1日以降に支出された個人からの寄附金が税額控除の対象となります。なお、この場合に、行政庁から証明を受けた日より前に支出された寄附金について、寄附者が税額控除を受けるためには、寄附者に対し、証明書の写しを追送する必要があります。

税額控除対象法人の要件は、次のとおりです。

- (1) 実績判定期間内において、以下の2つの要件のうち、いずれかを満たしていること。
 - <要件1>3,000円以上の寄付金を支出した者が、平均して年に100人以上いること。
 - <要件2>経常収入金額に占める寄付金収入金額の割合が5分の1以上であること。
- (2) 定款、役員名簿等を主たる事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供すること。
- (3) 寄付者名簿を作成し、これを保存していること。

詳細は、下記 URL または、厚生労働省 > 新着通知 部局目次 > 社会・援護局 > 8月5日掲載をご参照ください。

「税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等について」通知等
<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T110805Q0030.pdf>

税額控除に係る証明事務～申請の手引き～
<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T110805Q0032.pdf>

◆東日本大震災に係る応急仮設施設整備の基準が示される◆

8月11日、厚生労働省は「東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」ならびに「(同通知における)厚生労働大臣が認める応急仮設施設整備の対象について」を東日本大震災やその余震で被害を受けた21都道府県の知事あてに開設の条件などに関する通知を発出しました。

今般の通知の発出は、全国社会福祉協議会政策委員会をはじめ、関係者からの要望が受け入れられたものです。

今般の社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の変更点は、補助対象の拡大、対象経費の拡大等となっています。対象の拡大では応急仮設施設が対象となり、児童福祉施設では保育所ならびに児童厚生施設(児童館)がその対象となりました。また、対象経費の拡大としては、保育所等の

放射能対策として土壌入れ替えを行う費用も対象となり、具体的な対象施設は別途通知される予定です。

◆平成23年度「植山つる児童福祉研究奨励基金」研究助成◆

～保育士等職員の研究活動を奨励、応募締切は9月23日(金)～

本研究助成は、故植山つる氏（元淑徳大学教授）からのご寄付により、保育者の専門性を高めるための研究助成を奨励することを主旨として、昭和53年度に発足したものです。児童福祉の実践処遇の仕事に情熱をもやし自らの技術と専門性を高めるために積極的に研究活動に励む保育士等職員の研究活動を奨励するため、研究費の一部が助成されます。応募締切は9月23日（金）です。募集要項は、全国社会福祉協議会のホームページ（<http://www.shakyo.or.jp/>）からダウンロードできます。

◆「公立保育所トップセミナー」を開催◆

～保育の質の向上に向けた公立保育所・保育行政の重要性を協議～

全保協では、9月29日（木）、30日（金）の2日間、「シーサイドホテル舞子ビラ神戸」（兵庫県神戸市）において、平成23年度公立保育所トップセミナーを開催します。

本セミナーは、「子ども・子育て新システム」をはじめとした保育制度改革が進展するなかで、あらためて公立保育所や保育行政機関のもつ役割の重要性を認識し、その役割を発揮するための方策方等について研究協議を深めることを目的としています。

概要は下記のとおり。内容の詳細およびお申込みは、全保協ホームページ（<http://www.zenhokyo.gr.jp/>）の到着情報をご参照ください。

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| (1)主 催 | 全国社会福祉協議会 全保協・全国保育士会（実施主体：全保協） |
| (2)日 程 | 平成23年9月29日（木）～30日（金） |
| (3)会 場 | 「シーサイドホテル舞子ビラ神戸」（兵庫県神戸市） |
| (4)対 象 | 公立保育所長、都道府県・市区町村行政保育担当者他 |
| (5)参加費 | 会員10,000円、非会員15,000円 |
| (6)申込締切 | 2011年9月12日（月）必着 ※定員（300名）になり次第申込締切。 |
| (7)主な内容 | |
| | 【第1日目】 |
| | ○行政説明「保育、子ども家庭福祉をめぐる国の動向」 |
| | ○基調報告「保育、公立保育所をめぐる動向と全国保育協議会の取り組み」 |
| | 小川 益丸（全国保育協議会 会長） |

- 講 義「子ども・子育て新システムで求められる市町村の責務と公立保育所の位置づけ」
山縣 文治氏（大阪市立大学 教授）

【第2日目】

- 講義・事例報告とグループディスカッション
「地域のセーフティネットとしての公立保育所の機能と役割」
櫻井 慶一氏（文教大学 教授）
- 講 義「困難な課題のある家庭・保護者への対応」
倉石 哲也氏（武庫川女子大学 准教授）

◆「社会福祉トップセミナー」を開催◆

～9月26、27日、全社協灘尾ホールで～

9月26日(月)～27日(火)、全国社会福祉協議会は「平成23年度 社会福祉トップセミナー」を開催します。今年度のセミナーは「いま果たすべき社会福祉法人の使命と役割」をテーマとし、社会福祉のトップリーダー層が参集し、今後の社会保障改革の方向や課題、東日本大震災からの復興に焦点をあて、社会福祉法人の役割を考えるとともに、今後の方向性を展望することを目的としています。

概要は下記の通り。申し込み方法等の詳細は、下記 URL または、全国社会福祉協議会ホームページ>新着情報をご参照ください。

(<http://www.shakyo.or.jp/news/110810.pdf>)。

- (1)主 催 全国社会福祉協議会
(2)日 程 2011年9月26日(月)～27日(火)
(3)会 場 全社協・灘尾ホール(東京都千代田区)
(4)参加費 15,000円
(5)申込締切 2011年9月12日(月)必着 ※定員(300名)になり次第申込締切。
(6)主な内容

【第1日目】

- 講演Ⅰ「超高齢社会に向けてめざす福祉の姿」
辻 哲夫氏（東京大学高齢社会総合研究機構教授）
- 講演Ⅱ「いま果たすべき社会福祉法人の使命と役割」
全国社会福祉協議会副会長 小林 和弘
- 講演Ⅲ「復興の中の希望学」
玄田 有史氏（東京大学社会科学研究所教授）

【第2日目】

- シンポジウム「大規模災害における社会福祉法人・社会福祉関係者の役割」
シンポジスト 岡本 紘一氏（岩手県陸前高田市民生委員児童委員協議会副会長）
古内 伸一氏（社会福祉法人川内村社会福祉協議会統括福祉活動専門員）
鈴木 徳和氏（社会福祉法人石巻祥心会石巻地域就業・生活支援センター管理者）

	池 亮 氏	(社会福祉法人釜石市社会福祉協議会地域福祉係長兼福祉活動専門員)
コメンテーター	迫田 朋子 氏	(NHK 制作局第1制作センター生活・食料番組部チーフ・ディレクター)
コーディネーター	菊池 繁信 氏	(全社協政策委員会幹事／全国保育協議会副会長／社会福祉法人吹田みどり福祉会理事長)

◆福祉人材情報システムのインターネットサイト「福祉のお仕事／被災者用求人」の登録等がすすむ◆

中央福祉人材センターでは、7月1日より、全国の福祉人材センターで運用する、福祉人材情報システムのインターネットサイト「福祉のお仕事」において今般の東日本大震災にかかる「被災者用求人」の登録、情報提供を開始しています。被災者用求人はこの1か月間で、29の都道府県において、有効求人件数141件、有効求人数297人の登録がされました。求人票へのアクセス数は5,697件、応募・紹介数は6件ですが、採用にはまだ至っていません。

被災地では緊急的な支援の段階から、仮設住宅への転居など、生活復興支援の段階に本格的に移行しつつあります。このため、施設・事業所等の被災により働く場を失った社会福祉事業従事者等に対する就職支援がますます重要となっており、都道府県福祉人材センターや社会福祉施設協議会等を通じた施設・事業所による被災者用求人の一層の登録促進を行うこととしています。全国の保育所におきましても、本件にかかるご協力をお願いいたします。

被災者用求人登録あるいは閲覧は、下記 URL、または全国社会福祉協議会ホームページ>福祉の仕事（福祉人材センター）をご参照ください。

(<http://www.fukushi-work.jp/>)

◆全社協・政策委員会「平成24年度社会福祉予算・税制に関する重点要望書」を提出◆

8月11日、全社協・政策委員会（全保協選出委員：菊池繁信副会長、全国保育士会選出委員：鈴木美岐子副会長）は、「平成24年度社会福祉予算・税制に関する重点要望書」を厚生労働省に提出しました。

児童福祉関連では、「子ども・子育て新システムにおける質の向上と量の拡充を実現するための財源確保と制度構築等、下記の6項目を要望しています。また、東日本大震災による社会福祉事業の復興支援では、①二重の債務を負うことのない対策の導入、②移転用地の確保のための公有地無償貸与、用途規制の緩和、転用許可の弾力運用、③仮設施設および仮設職員住宅設置の仕組みの創設、④福祉医療機構による福祉貸付の充実を要望しています。

保育、社会的養護の施策の着実な推進

- (1) 「子ども・子育て新システム」における、質の向上と量の拡充を実現するための財源確保と制度構築
- (2) 児童福祉施設最低基準の引き上げと財源確保
- (3) 「子ども・子育てビジョン」にもとづく施設整備費の拡充
- (4) 待機児童を早期に解消するための認可保育所整備
 - ①民間保育所運営費の拡充（地方の財政状況に左右されない国庫補助による運営費の確保、保育単価の見直しと加算措置等の拡充（食育推進加算・健康管理加算））
 - ②待機児童解消促進等事業の充実（家庭的保育事業の拡充、認可化移行促進事業の推進）
 - ③多様な保育サービスの提供の促進（延長保育促進事業の推進、病児・病後児保育事業の拡充、休日・夜間保育事業の推進）
 - ④一時預かり事業の拡充
- (5) 社会的養護体制の拡充と児童虐待の予防対策の推進
 - ①児童養護施設等社会的養護が必要な子どもの受け入れ数の拡大
 - ②里親支援の拡充
 - ③施設の養育単位の小規模化の推進
 - ④職員配置基準の引き上げと職員処遇の向上
 - ⑤乳児家庭全戸訪問事業等、児童虐待の予防対策の推進
- (6) ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進
 - ①ひとり親家庭の就業・生活支援事業等の推進
 - ②マザーズハローワーク事業の拡充
 - ③自立を促進するための経済的支援の充実

◆平成 24 年度「児童福祉週間」の標語募集◆

平成 24 年度の「児童福祉週間」にふさわしい標語を募集しています。

「児童福祉週間」は、すべての子どもが個性豊かに、たくましく育っていけるような環境・社会を目指し、政府と民間団体が、毎年 5 月 5 日の「こどもの日」から 1 週間を定めたものです。

児童福祉週間には、博物館や科学館の入場料を減免したり、子ども向けイベントや子育て応援イベントを開催するなどして、国民全体で子どもの健やかな成長を考えようという取り組みが各地で開かれます。

1. 募集内容

〈標語の内容〉元気で頑張る子どもたちへの応援や、子どもたちからの未来へのメッセージ

〈応募資格〉どなたでも応募できます

2. 応募期間

平成 23 年 9 月 1 日(木)～10 月 15 日(土)

応募方法等の詳細は、下記 URL、または厚生労働省ホームページ＞報道・広報＞報道発表資料

>2011年8月をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001m7m4.html>

◆新刊図書のお知らせ◆

～全社協 出版部～

- 『新 保育士養成講座』第4巻「社会福祉/社会福祉と相談援助」(7月25日発行)
平成23年4月から適用の新しい保育士養成カリキュラムに準拠した内容。

<月刊誌>

- 『月刊福祉』11年9月号 特集「社会保障制度改革のゆくえ」(8月6日発行)
- 『保育の友』11年9月号 特集「子ども・子育て新システムと保育」(8月8日発行)

◆厚生労働省・人事異動のお知らせ◆

厚生労働省雇用均等・児童家庭局の平成23年7月29日付け人事異動についてお知らせします。

(敬称略)

新	氏名	旧
総務課長	伊藤 善典	保険局国民健康保険課長
育成環境課長	杉上 春彦	大臣官房総務課企画官 総務課虐待防止対策室長併任
保育課課長	橋本 泰宏	大臣官房付
総務課虐待防止対策室長併任	為石 摩利夫	総務課児童福祉調査官
大臣官房総務課企画官 保育課幼保連携推進室長併任	北山 浩士	文化庁長官官房国際課 国際文化交流室長
保育課長補佐 保育課幼保連携推進室長補佐併任 文部科学省初等中等教育局幼児教育課幼保連携推進室併任	荻原 和宏	大臣官房総務課長補佐 内閣官房副長官補付併任 内閣官房地域活性化統合事務局員併任 内閣府本府地域活性化推進室主査併任
文部科学省大臣官房付	今里 讓	保育課長
医療食品局食品安全部企画情報課長補佐	森田 博通	保育課長補佐 保育課幼保連携推進室長補佐併任 文部科学省初等中等教育局幼児教育課幼保連携推進室併任

社会保障・税一体改革の当面の作業スケジュールについて

	8月	9月	10月	11月	12月	1・2・3月	24年度以降・備考
全体			与野党協議				
子ども・子育て新システム	子ども・子育て新システム検討会議等における検討				制度案取りまとめ	税制抜本改革案の提出 税制抜本改革案の提出	税制抜本改革以外の財源も含めて検討 恒久財源を得て早期に本格実施
診療報酬・介護報酬改定	社会保障審議会 医療新案・医療保険部会・介護給付費分科会、中医協における議論	医療経済実態調査・介護事業経営実態調査取りまとめ			診療報酬改定・介護報酬改定の基本的な方針の取りまとめ	診療報酬改定・介護報酬改定の諮問・答申 一体的に医療・介護提供体制の機能強化	
医療・介護の基盤整備の法整備	社会保障審議会 医療新案・医療保険部会・介護保険部会における議論	集中的な議論			改革案取りまとめ	平成24年目途に法案提出	
保険制度改正 (国民政府の基盤強化、高額納付者負担軽減、高額納付者負担軽減、総報酬制等)						税制抜本改革案とともに平成24年度以降関係法案提出 (財源確保とともに順次実施)	
非正規労働者適用拡大	医療保険・年金を横断し、雇用政策と連携した総合的な検討の場を設けて検討	産業政策と連携して横断的に検討			改革案取りまとめ 改革項目によっては継続検討	非正規労働者適用拡大その他の取りまとめられたもの：平成24年度以降速やかに法案提出、順次実施 上記の法案提出後も、平成24年度以降残された課題を継続的に検討	
年金現行制度の改善 (最低保障機能強化、被用者年金一元化、支給開始年齢引き上げ、マクロ経済スライド等)	8月までの限り早期に社会保障審議会年金部会等における議論開始	※被用者年金一元化について並行して協議・調整	非正規・高齢者雇用など雇用政策との連携			平成24年度以降速やかに法案提出、順次実施	
基礎年金1/2	平成23年度の基礎年金1/2の財源の検討(復興増税スキーム)		平成23年度の1/2財源→3党合意を踏まえ、三次補正における取扱いを検討			平成23年度分の取扱いや税制抜本改革の検討状況を踏まえ、平成24年度以降の取扱いを決定	
新年金制度				新年金制度については、国民的な合意に向けた議論や環境整備の状況を踏まえつつ検討			
就労促進	非正規総合ビジョンの検討			非正規総合ビジョンの策定(年内目途)			労働政策審議会の議論を踏まえ、平成24年度目途に法案提出 ・有期労働契約関連連法案 ・パートタイム労働関連連法案 ・高齢者雇用対策関連連法案
障害者関係	労働政策審議会における議論			求職者支援法施行			雇用保険、求職者支援制度の財源の検討
社会保障給付費統計	障がい者制度改革推進会議総合福祉部会における議論						通常国会への提出を目標とする
番号関係	社会保障給付費の整理に関する検討会での地方単独事業を含む社会保障給付費統計の整理	番号法案(仮称)作成等					個別法の提出(番号法提出後) (税務分野・医療分野等)
税制関係	与野党協議の状況を踏まえつつ、税制調査会における議論			与野党協議の状況を踏まえつつ、税制調査会における議論			23年度中に法案提出(附則104条) 2010年代半ばまでに段階的に10%まで引上げ
国・地方関係	国と地方の協議の場で分科会を設け議論						
	地方単独事業を含めた社会保障給付費の全体像及び費用推計を総合的に整理						

社会保障関係

第55回全国保育研究大会 参加者募集中！！

全国保育協議会では、全国から保育関係者が一堂に集い、子どもの最善の利益の保障にむけたアピール、そして様々な側面から保育・子育て支援に関する研究協議等を行う『全国保育研究大会』を行っております。

本年度は下記のとおり行ないますので、是非皆さまからのご参加をお待ち申しあげております。

1. **日時:** 平成23年11月2日(水)～4日(金)
2. **場所:** パシフィコ横浜ほか(横浜市)
3. **参加費:** 会員15,000円、非会員20,000円
4. **主催:** 全国社会福祉協議会 全国保育協議会 全国保育士会 関東ブロック保育協議会
横浜市社会福祉協議会 横浜市社会福祉協議会保育福祉部会 横浜市保育士会
(実施主体: 全国保育協議会/横浜市社会福祉協議会保育福祉部会)
5. **後援:** 厚生労働省(予定) 横浜市

参加申込期間は、10月7日(金)まで延長!

全国保育協議会ホームページ <http://www.zenhokyo.gr.jp> から、詳細の閲覧、申込書のダウンロードができます! (「全国保育協議会」で検索できます)

第1日目 11月2日(水) 13:00～16:00

- 式典
- 行政説明 (厚生労働省)
- 基調報告 (全国保育協議会)
- 参加者交流会 (船上交流会を予定)

「子ども・子育て新システム」をはじめとした保育をめぐる制度・施策の最新動向を説明!

第2日目 11月3日(木) 9:30～16:30

○ 分科会(以下:タイトルと助言・指導者)

- 第1分科会 「保育所保育指針に基づく質の高い保育を提供する」 今井 和子氏(前立教女学院短期大学 教授)
- 第2分科会 「配慮を必要とする子どもの保育の充実」 里見 恵子氏(大阪府立大学 准教授)
- 第3分科会 「保育者の資質向上を図る」 清水 玲子氏(東洋大学 教授)
- 第4分科会 「地域の保護者支援の充実～保育所利用家庭、地域の子育て家庭にむけて～」
金子 恵美氏(日本社会事業大学 准教授)
- 第5分科会 「家庭との連携による食育の推進」 堀 ちはる氏(日本子ども家庭総合研究所 栄養担当部長)
- 第6分科会 「子育て・子育て支援のネットワークと保育所の役割」 大豆生田 啓友氏(玉川大学 准教授)
- 第7分科会 「コミュニティの再生・子育て文化の創造にむけて」 小川 清美氏(東京都市大学 教授)
- 第8分科会 「保幼小の連携」
- 第9分科会 「公立保育所の使命と地域社会での役割」 櫻井 慶一氏(文教大学 教授)
- 第10分科会 「新たな保育制度の動きと今後の保育所運営・組織活動」
- 第11分科会 「フリー発表分科会」

第3日目 11月4日(金) 9:30～11:00

- 記念講演「コミュニケーションへの希望 ～子どもに自身と意欲を」

川崎医療福祉大学 特認教授 佐々木 正美 氏

【問い合わせ先】 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL03-3581-6503 Fax03-3581-6509

全社児福発第 号
平成 23 年 9 月 日

都道府県・指定都市保育協議会 会長 各位

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全 国 保 育 協 議 会
会 長 小 川 益 丸
<公印略>

第 55 回全国保育研究大会参加状況のお知らせ
および参加者増に向けたご協力をお願い

本会事業の推進につきまして、日頃よりご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、第 55 回全国保育研究大会（11 月 2 日～4 日・横浜市）への 8 月 29 日現在の参加者数をご連絡いたします。

参加目標数（定員）1,700 名に対し、申込者数が 1,141 名と定員数を大きく下回っている状況です。とくに参加者目標数に達していない県(市)につきましては、貴下の保育関係者に対し、さらなる大会参加の呼びかけをお願いいたします。

また、参加者目標数を超えている県（市）におかれましても、参加者増に向けてのご協力をお願いいたします。

なお、参加申込につきましては、10 月 7 日（金）まで受付期間を延長いたしますので、各都道府県・指定都市保育協議会におかれましては、ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

※ 別紙のとおり、第 55 回全国保育研究大会の PR チラシを作成いたしました。
会議・研修会などにおける広報等にてご活用いただければ幸いです。

<事務局>

全国保育協議会 事務局（担当：武田、大元、岡澤）
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
Tel 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

第55回全国保育研究大会 参加者の概要(2011年8月29日現在)

1. 都道府県・指定都市別参加状況

都道府県	参加人数	目標者数	差異
北海道	41	58	▲17
青森県	19	42	▲23
岩手県	25	25	0
宮城県	12	21	▲9
秋田県	10	18	▲8
山形県	21	17	▲4
福島県	18	19	▲1
茨城県	17	46	▲29
栃木県	7	27	▲20
群馬県	47	42	▲5
埼玉県	13	66	▲53
千葉県	23	51	▲28
東京都	16	15	▲1
東京都	32	103	▲71
神奈川県	51	31	▲20
横浜市	87	44	▲43
川崎市	31	17	▲14
相模原市	7	13	▲6
新潟県	28	55	▲27
富山県	26	21	▲5
石川県	23	27	▲4
福井県	7	19	▲12
山梨県	5	25	▲20
長野県	15	43	▲28
岐阜県	9	21	▲12
静岡県	20	47	▲27
愛知県	55	77	▲22
三重県	8	29	▲21
滋賀県	9	19	▲10
京都府	12	10	▲2
京都市	7	24	▲17

2. 参加者の性別

性別	参加人数	割合
女性	939	82.3%
男性	202	17.7%
合計	1,141	100.0%

3. コース別参加者数

コース	参加人数	割合
第1分科会	194	17.0%
第2分科会	152	13.3%
第3分科会	187	16.4%
第4分科会	64	5.6%
第5分科会	96	8.4%
第6分科会	68	6.0%
第7分科会	54	4.7%
第8分科会	38	3.3%
第9分科会	47	4.1%
第10分科会	157	13.8%
第11分科会	64	5.6%
分科会不参加	20	1.8%
合計	1,141	100.0%

都道府県	参加人数	目標者数	差異
大阪府	17	58	▲41
大阪市	5	3	▲2
兵庫県	3	35	▲32
神戸市	29	15	▲14
奈良県	3	13	▲10
和歌山県	23	12	▲11
鳥取県	8	10	▲2
島根県	12	21	▲9
岡山県	23	30	▲7
広島県	19	29	▲10
広島市	10	12	▲2
山口県	20	24	▲4
徳島県	12	15	▲3
香川県	22	14	▲8
愛媛県	14	21	▲7
高知県	21	14	▲7
福岡県	42	45	▲3
福岡市	11	16	▲5
北九州市	8	14	▲6
佐賀県	19	17	▲2
長崎県	6	39	▲33
熊本県	6	48	▲42
大分県	9	24	▲15
宮崎県	5	31	▲26
鹿児島県	22	37	▲15
沖縄県	71	31	▲40
合計	1,141	1,700	▲559

※北海道は札幌市を含む
 ※宮城県は仙台市を含む
 ※愛知県は名古屋を含む

平成23年9月6日

神奈川県犯罪のない
安全・安心まちづくり推進協議会参加団体各位

神奈川県犯罪のない
安全・安心まちづくり推進協議会会長 黒岩 祐治

振り込め詐欺被害防止対策について（依頼）

安全・安心まちづくりの推進につきましては、日ごろから格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本年8月末現在の神奈川県内における振り込め詐欺の被害は、認知件数が613件（昨年同期比プラス147件）、被害額が約13億2,400万円（昨年同期比プラス約7億1,500万円）と、昨年と比べ大幅に増加しております。

とりわけ高齢者を狙ったオレオレ詐欺の被害が多く、中でも、警察官や金融機関職員等を装い、現金やキャッシュカードを受け取りにくる「手渡し型」と呼ばれる手口が横行しております。

また、8月下旬ころからは、市町村職員を名乗る人物から、「医療費を還付したいので、近くの銀行のATMから電話し、担当職員の指示を受けてほしい。」という内容の不審電話が多数確認され、中には電話の指示に従って現金を振り込んでしまった「還付金等詐欺」の被害も発生しています。

つきましては、貴団体におかれましても、現下の危機的な情勢にご理解をいただき、構成員への周知、注意喚起のほか、特に事業所等にATMを設置されている参加団体の皆様には、ATM利用者への注意喚起の声かけを実施していただくなど、振り込め詐欺の被害防止に向けた取組を進めていただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

（事務局）

神奈川県安全防災局安全安心部くらし安全交通課

企画グループ 大窪 電話 045-210-3552

ファクシミリ 045-210-8953

振り込め詐欺被害防止注意喚起のポイント

振り込め詐欺の犯人は、様々な手口を用い、お金やキャッシュカードを奪おうと電話してきます。不審な電話があった際には、それが振り込め詐欺犯人からの電話であることに気付き、冷静に対応することが大切です。次の注意ポイントを身につけていただき、振り込め詐欺の被害を防止しましょう。

○ オレオレ詐欺

① 「電話番号が変わった」は詐欺!!

親族を装うオレオレ詐欺では、被害者の多くが、犯人から「携帯電話の番号が変わった」との事前電話（アポ電）を受けています。電話で「番号が変わった」と言われたら、必ず変わる前の番号に電話して確認しましょう。

② 電話で「お金」は詐欺!!

息子や孫の名前を名乗ってお金を要求する犯人からの電話もかかってきます。電話でお金を要求されたら、必ず身内や警察に相談しましょう。

③ 「キャッシュカードを預かります」は詐欺!!

警察官や金融機関職員を名乗って、キャッシュカードを騙し取る手口も発生しています。電話でキャッシュカードを要求されたら振り込め詐欺だと疑い、手渡す前に身内や警察に相談しましょう。

○ 還付金等詐欺

最近、市町村の職員を名乗る人物から、「医療費を還付したいので、近くの銀行のATMから電話し、担当職員の指示を受けてほしい。」という内容の不審な電話が多数確認されています。ATMを利用した払い戻しは一切行っていませんので、このような電話は詐欺です。警察に通報してください。

○ 被害に遭わないために

① 留守番電話大作戦

犯人の多くは留守番電話に声を残してまで犯行に及ばないので、自宅の電話を留守番電話に設定しておく効果的です。また、ナンバーディスプレイ機能のある電話では、「非通知」や「通知不可能」と表示された電話、あるいは知らない電話番号からの電話には応答しないようにしましょう。

② 電話帳からの削除を

犯人の多くは電話帳を悪用しています。必要がなければ電話帳から電話番号を削除しましょう。電話帳登録からの削除を希望される方は、局番なしの「116」へ電話してください。

平成23年9月5日

参考資料

国保、後期高齢者医療に係る還付金詐欺の発生について

県民から、「市(区)町村職員と名乗る人物から、『医療費を還付したいので、近くの銀行のATMからフリーダイヤルへ電話し、担当職員の指示を受けてほしい。』との電話があった」という通報が、該当する市町村に多数あり、うち1件は実際に振り込みをさせられるといった被害が出ています。

■ 県へ報告のあった不審電話の件数（平成23年9月5日現在）

日付	被保険者が在住している市町村名	不審電話の件数（国保・後期高齢者医療制度の被保険者）	被害状況
8月29日	鎌倉市	6件	未遂
8月30日	鎌倉市	5件	未遂
〃	綾瀬市	3件	未遂
8月31日	鎌倉市	1件	未遂
9月1日	三浦市	4件	内1件は150万円の被害あり
9月2日	横須賀市	2件	未遂
〃	三浦市	2件	未遂
9月5日	三浦市	4件	未遂
〃	座間市	4件	未遂
合計		31件	

県民のみなさまへ

市(区)町村では、突然電話で口座番号や携帯電話番号をおたずねすることはありません。また、ATMを利用した払い戻しは一切行っていませんし、振り込みをお願いすることはありませんので、ご注意ください。

不審な電話を受けた場合には、電話の指示に従う前に、いったん電話を切っただけ、お住まいの市(区)町村の国民健康保険担当または後期高齢者医療担当、もしくは神奈川県保健福祉局医療保険課（045-210-4885）までご確認ください。

また、還付金詐欺かと思われた場合には、警察の相談窓口（#9110）か最寄りの警察署にご相談ください。

(問い合わせ先)

全体の概要については、

神奈川県保健福祉局保健医療部医療保険課

課長 長尾 電話045-210-4880

個別の事案については、

・横須賀市健康保険課

課長 濱野 電話046-822-8283

・鎌倉市保険年金課

課長 相澤 電話0467-61-3951

・三浦市保険年金課

課長 中野 電話046-882-1111

・座間市国保年金課

石田 電話046-252-7603

・綾瀬市保険年金課

大浦 電話0467-70-5617